

第4章 少子化対策に対する監査の結果と意見 【各論】

IV-1 ひとり親家庭の自立支援に関する事業について

IV-1-1 ひとり親家庭福祉促進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

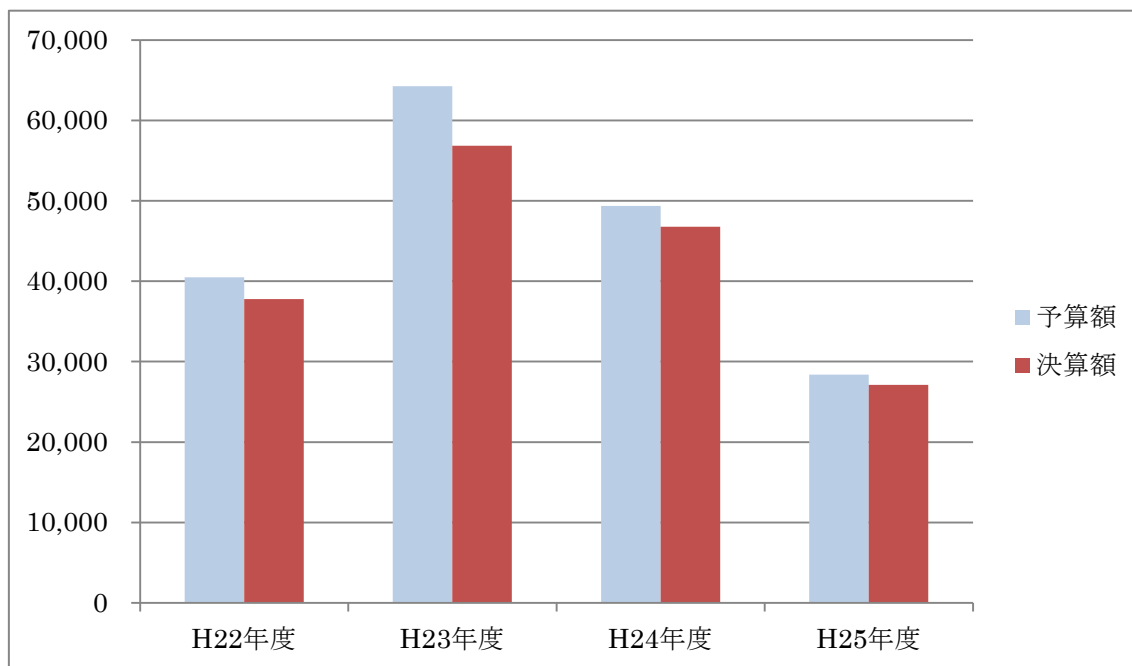
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	40,485	64,269	49,370	28,380
決算額（千円）	37,781	56,853	46,775	27,093

（事業効果の推移）

活動	自立支援センター相談件数（件）	230	262	322	205
指標	給付金対象数（先）	4	6	5	7
成果	就業決定者数（人）	42	50	42	24
指標	就業決定者数（給付金）（先）	0	2	1	3

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成23年度に56,853千円であった決算額は、平成25年度に27,093千円と大幅に減少している。これは平成25年度に母子家庭高等技能訓練促進事業について国の補助制度が変更となったためである。活動指標および成果指標は年度により増減が見られる。

【事業の目的と概要】

事業目的	母子家庭等ひとり親家庭は生活が不安定又は自立のための就業が困難となる傾向が強く、これを支援するための各種事業を実施する。
事業内容	<p>(1) 母子家庭等日常生活支援事業補助金 母子、父子または寡婦であって、技能習得のための通学、就職活動や疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭など社会通念上必要と認められる理由により、一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な家庭および生活環境が激変し、日常生活を営むのに大きな支障が出ている家庭に対し、支援を行う。</p> <p>(2) ひとり親家庭ゆとりライフ支援事業 ひとり親家庭の親が指導者を交えたフリーターキングによる懇親会を開催し、ひとり親家庭相互の交流を実施する。(県内13箇所)</p> <p>(3) 母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭の母等のための就業相談、就業に際し有利な技能講習会および就業関係者、福祉関係者相互の情報交換を実施する。</p> <p>(4) 母子家庭自立支援給付金事業 ①自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭の母等が職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に、受講料の4割を給付する(上限20万円、下限8千円) ②高等技能訓練促進事業 母子家庭の母及び父子家庭の父が経済的自立に効果的な資格(介護福祉士等)取得のため2年以上修業する場合、生活費を給付する(24か月を上限、月額100千円)。</p> <p>(5) 母子家庭看護師等就労応援事業 母子家庭の母が看護師等の資格を取得するため、母子寡婦福祉資金(生活資金)の貸付を利用し、資格を活かして就職した者に対して給付金を支給する(貸付総額の2分の1に相当する額)。</p>

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

母子家庭等日常生活支援補助事業

<理由>

事業カルテ上の事業数は6つとなっており、「母子家庭等日常生活支援事業補助事業」、「ひとり親家庭ゆとりライフ支援事業」、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」、「自立支援教育訓練給付金事業」、「高等技能訓練促進事業」および「母子家庭看護師等就労応援事業」に区別される。合規性確認のためのサンプル抽出にあたり、資料を閲覧するとともに担当課へのヒアリングを実施したところ、「母子家庭等日常生活支援補助事業」の補助先となる市町に偏りが認められた。そのため、当該事業を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「ひとり親家庭が自立して生活できる社会の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続きの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別のアプローチ・・・・・・・・各市町への広報依頼及び福井県母子福祉連合会が発行する冊子への広報記載。
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成果をめざしてイメージを共有するというより、事業に対する社会の理解や積極的な評価が、結果としての3Eをもたらすということに留意が必要な事業である。また、他部署との協力により有効性の拡大が見込まれる事業である点にも留意すべきであろう。福井県としては社会全体でひとり親家庭の自立を応援するような雰囲気作りをする一方、就業支援に関して、健康福祉部と産業労働部等との強力な連携体制を構築していくことが必要である。

○指標について

活動指標として「自立支援センター相談件数」、「給付金対象数」の2つ、成果指標として「就業決定者数（センター）」と「就業決定者数（給付金）」の2つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

現在設定されている指標はいずれも妥当なものと判断できる。ただ、事業の内容がいくつかに分かれているようなケースにおいては、できるだけそれぞれの指標が欲しい。実際、指標を数多く有している事業カルテもあるので、当該事業についても指標を少し増やしてもいいのではないかと。事業細目でみると、母子家庭等日常生活支援事業補助金、ひとり親家庭ゆとりライフ支援事業、母子家庭看護師等就労応援事業に関する活動指標および成果指標について設定がなされていない。

これらについて、母子家庭等日常生活支援事業補助金では「派遣回数」、ひとり親家庭ゆとりライフ支援事業では「交流会開催回数」および「交流会参加者数」、母子家庭看護師等就労応援事業は「制度利用者数」および「制度利用後就職者数」が指標として考えられる。また、当該事業の最終的な目標である「ひとり親世帯の心のゆとり」や経済の安定が図られていることが確認できるような成果指標の設定が望ましく、アンケートによる集計も有効であろう。

意見

活動指標および成果指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要論点である。但し、福祉的な事業については、数字が上がればよいという指標ではない場合もあるため、必要に応じて設定すべきであろう。

【公平性について】

○母子家庭自立支援給付金事業および母子家庭看護師等就労応援事業について

これらは母子家庭の母等の職業訓練や資格取得に対して補助を行う事業であるが、制度の対象となる講座や資格はかなり限定されている。これは、「制度の不適切な利用を防止する」ためと、「確実に就職につながる資格」を選定した結果である。

意見

県が主張する「確実に就職につながる資格」について、異論はない。なお、あまりに制度の対象とする講座や資格が制限されてしまうと、他の資格取得を目指すひとり親家庭との間で公平性の問題が生じるおそれがある。こうした観点からすれば、現在の対象資格について公平性に問題があるほど制限されているわけではない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業に関しては、国が策定したメニューが中心であることから、国の施策に伴い頻繁に制度の変更が求められる傾向にある。

意見

「確実に就職につながる資格」については、その時々状況に応じて必要とされる内容も異なってくる。そのため、今後もニーズに応じた対応が必要となる。

○コストについて

ひとり親家庭福祉促進事業は補助と委託費が主な支出である。事業細目別に平成 25 年度の実績を見ると、母子家庭等日常生活支援事業補助金は 4,047 千円の決算額ですべて福井市と越前市に対する補助金であり、ひとり親家庭ゆとりライフ支援事業は 801 千円の決算額ですべて福井県母子寡婦福祉連合会への委託費となっている。また、母子家庭等就業・自立支援センター事業は 13,321 千円の決算額ですべて福井県母子寡婦福祉連合会および NPO 法人就業支援ネットワークへの委託費であり、母子家庭自立支援給付金事業は 8,683 千円の決算額ですべて対象者への補助金となっている。最後に、母子家庭看護師等就労応援事業は 211 千円の決算額で、すべて対象者への補助金となっている。支出額を減少してコスト削減を図るためには、委託費を削減するか補助金を削減するしかない。

意見

ひとり親家庭福祉促進事業では、ひとり親家庭の心のゆとりと経済的安定を目指している。委託費や補助金もそのために利用されているわけであるが、ひとり親家庭が心のゆとりと経済的安定を確保できれば支援は最小限で済む。したがって、より早期にひとり親家庭の心のゆとりと経済的安定を確保できれば、結果としてコストは抑えられる。福井県として目指すべきは「より短い期間でひとり親家庭の心のゆとりと経済的安定を確保する」ことであり、そのための支援を適時に行うべきである。所管課としては、支援が遅れると余計にコストが必要になると考えるべきである。

IV-1-2 ひとり親家庭児童の学習支援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

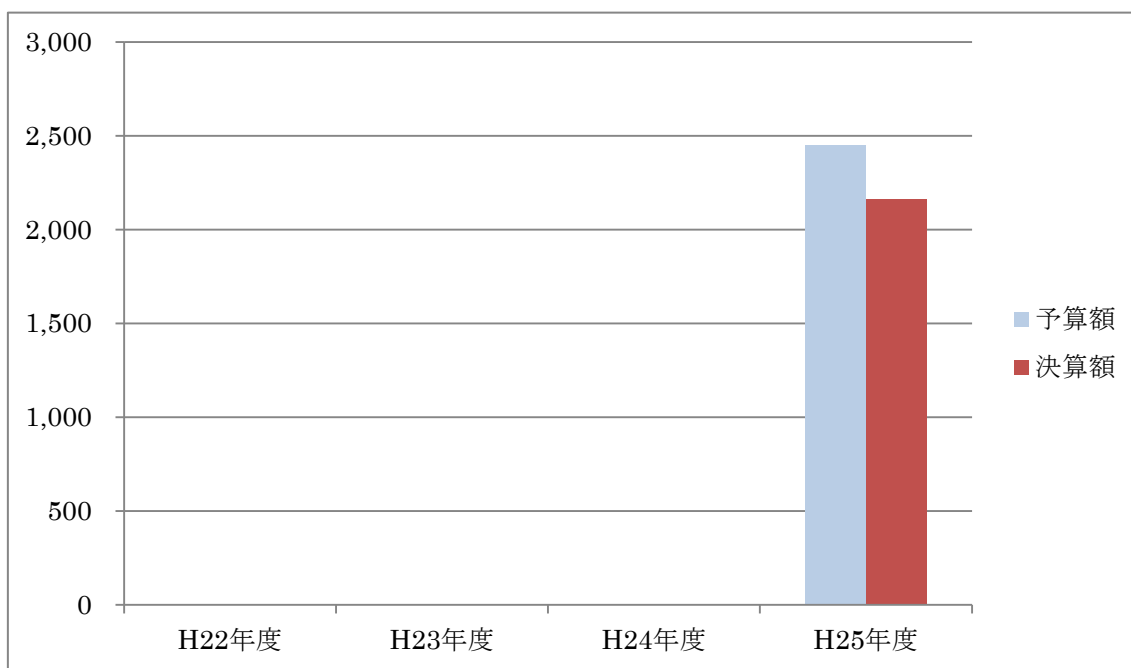
	H22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度
予算額 (千円)				2,450
決算額 (千円)				2,161

(事業効果の推移)

活動 指標	学習会の開催地区 (箇所)				2
	学習会の回数 (回)				24
成果 指標	学習会の参加人数 (人)				174

(予算額および決算額の推移)

(単位 ; 千円)



平成 25 年度から開始された事業であるため、平成 24 年度までの予算執行額は計上されていない。平成 25 年度の予算額は 2,450 千円であるのに対し、決算額は 2,161 千円であった。

【事業の目的と概要】

事業目的	ひとり親家庭となり家庭環境が変化した児童をサポートし、義務教育の段階から学習意欲の低下を防ぐ。
事業内容	学習ボランティアを募集し、学習塾方式による学習支援を行う。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

ひとり親家庭児童の学習支援事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「ひとり親家庭児童の学習支援事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「ひとり親家庭児童が健全に育成できる社会の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・17市町窓口でのチラシ設置と実施市町におけるホームページ上での周知。
- ・全体的アプローチ・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。また、担当課以外の他部署の協力を得ることにより、事業の3E拡大を狙える側面もある。ひとり親家庭児童を社会全体で応援しようという雰囲気づくりが、当該事業の成否に大きな影響を与えるとみられる。所管課はそういった雰囲気づくりに注力する一方、教育セクションなど他部門の協力を得て、質の高い学習ボランティアの確保を目指すべきである。

○指標について

活動指標として「学習会の開催地区」と「学習会の回数」の2つ、成果指標として「学習会の参加人数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

現在の指標については妥当と判断する。活動指標はすでに2つあるが、「学習ボランティア登録数」は活動指標に加えた方がよい。また、成果指標に学習効果を図れるような指標を入れておく方が望ましい。

意見

活動指標および成果指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

平成25年度については、モデル的に嶺北・嶺南各1か所（鯖江市、敦賀市）で実施している。平成26年度においては、福井市、小浜市、大野市、坂井市を加えた6市に拡大されている。なお、県としては今後、各開催地での開催回数を増加する方向で検討している。

意見

所属の方針で明示されているように、より参加しやすいというのが重要である。特に当該事業の支援対象が児童であるため、なるべく多くの会場でできるよう対応していくことが望ましい。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業は平成25年度開始の新しい事業である。

○コストについて

当該事業の支出額は全額福井県母子寡婦福祉連合会への委託費である。当該委託費のうち主な支出は事業を実施するためのコーディネーターの人件費であるが、実際に学習指導している学習ボランティアにも少額の謝金を支払っている。

意見

外部監査では、福祉関係の事業はボランティアを活用すべきであり、特に学生と退職者のボランティアへの参加が重要であると考えている。当該事業の内容から、学生の活用がキーとなりそうである。福井県にもいくつか大学があるが、例えばその生徒に当該事業のボランティアを単位として認めるなどの対応が可能であれば、当該事業は低コストで高い有効性を発揮できる。そのためには、教育庁および大学私学振興課との連携が必要である。

【その他】

○事業効果の範囲について

事業内容は、ひとり親家庭の児童に対する学習支援であり、事業目的もひとり親家庭の児童の福祉である。

意見

ひとり親家庭児童の福祉を第一目標としているが、小中学校の授業運営への影響を考えると極めて経済性の高い事業である。また、国庫事業であり、福井県独自の事業ではないが、それゆえ他県を制して1番になれるネタの一つともいえ、そういった視点でも重要視すべきと考える。当該事業においては、ボランティアの質と量が最重要であるが、行政に対する地域社会の協力や各家庭の信頼も結果に影響してくる。コストをほとんどかけずに、どれだけ大きな成果をえられるか。福井県の総合力が問われる事業といえる。

IV-1-3 ひとり親家庭等医療費助成事業費

【予算額、決算額および指標の推移】

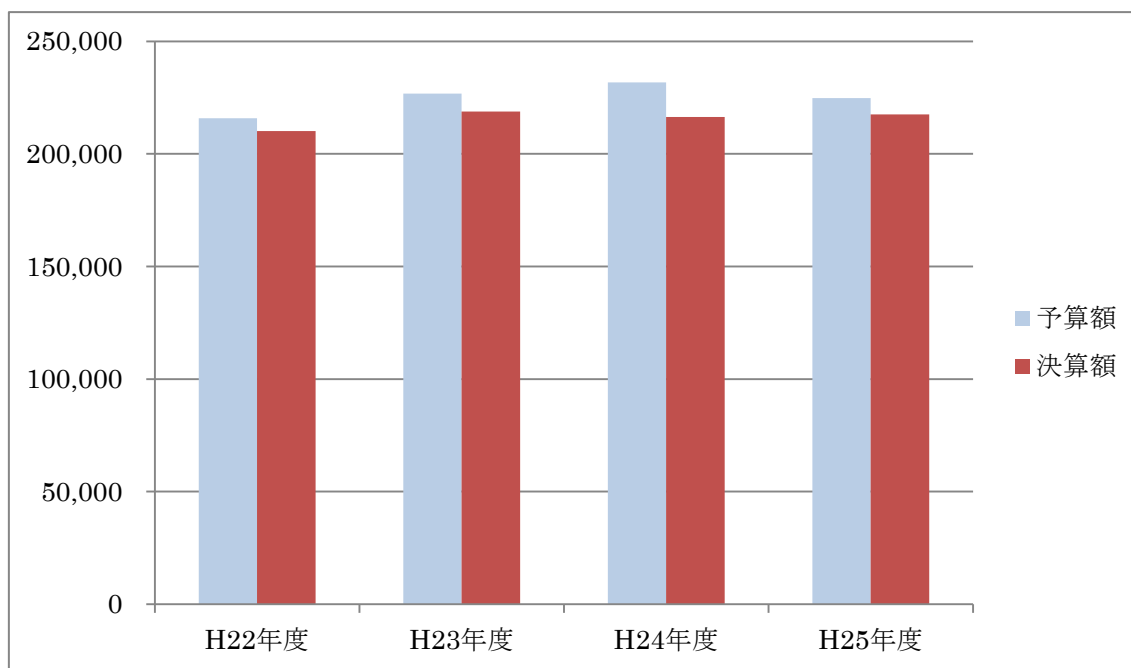
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	215,893	226,806	231,730	224,793
決算額（千円）	210,105	218,864	216,430	217,577

（事業効果の推移）

活動 指標	助成件数（母子）（件）	117,573	125,786	127,893	126,129
	助成件数（寡婦）（件）	12,370	12,200	12,279	10,948
	助成件数（父子）（件）	5,265	6,611	7,048	7,045
成果 指標	医療費助成額（母子）（千円）	164,351	180,555	180,925	181,989
	医療費助成額（寡婦）（千円）	26,779	26,863	23,705	24,033
	医療費助成額（父子）（千円）	8,587	11,446	11,839	11,556

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成 22 年度から平成 25 年度にかけて、予算額及び決算額ともに大きな増減はない。これに対し、活動指標および成果指標の測定結果については、各年度について増減がある。

【事業の目的と概要】

事業目的	母子家庭、1人暮らしの寡婦および父子家庭の疾病の早期発見と治療を促進し、母子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図る。
事業内容	母子家庭の母および児童、1人暮らしの寡婦、父子家庭の父および児童の医療費を無料化する市町に対して補助する。(所得制限あり) 負担割合：県1/2 市町1/2

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

母子家庭等医療費助成事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「母子家庭等医療費助成事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「ひとり親家庭が健康に生活できる社会の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・県のホームページ等での広報及び各市町への広報依頼。
- ・全体的アプローチ・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成果をめざしてイメージを共有するというより、事業に対する社会の理解や積極的な評価が、結果としての3Eをもたらすということに留意が必要な事業である。当該事業が結果的に医療費の抑制につながっているという確証があれば、明確に示した方が良い。

○指標について

活動指標として「助成件数（母子）」と「助成件数（寡婦）」と「助成件数（父子）」の3つ、成果指標として「医療費助成額（母子）」と「医療費助成額（寡婦）」と「医療費助成額（父子）」の3つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

指標として示されている数値はいずれも県民に対し重要な情報を与えるものであり、記載は必要であるが、成果指標としては、もう一つ違う観点のものがあってもよいのではないか。例えば、事業目的の一つが「早期発見と治療の促進」ということであれば、それと関連付けられる数値なども追加すべきであろう。

意見

活動指標および成果指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限り目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

全市町にて制度が導入されており、公平性に問題は生じない。また、市町にて登録し、窓口で受給証を提出することで助成を受けることができる制度であるため、対象者が助成をされないといった事態が極力回避される状況にある。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しが行なわれる。当該事業は昭和53年度に事業が開始された後、平成4年度に父子家庭が追加され、平成8年度に対象児が満20歳未満に拡大されており、県は状況の変化に合わせ適時に対応している。

○コストについて

県が支出するのは市町が助成した実績に対しての2分の1補助である。平成22年度から平成25年度までの実績は上記のとおりであるが、寡婦以外件数は若干増加傾向にあるが決算額についてはほぼ横ばいである。支出額の減少によるコスト削減には補助対象者の減少しか方法はない。

意見

本来のニーズに合わせて制度の利用度が上がることは良いことであるが、その都度分析は必要である。補助対象者は所得制限があるため、対象者の平均所得が上がれば補助額は減少する。他の事業次第ではコストが削減できる可能性があり、総合的な視野から事業に要するコストを試算し分析していくことも考えられる。

【その他】

意見

同様の制度は他県でも実施されているが、福井県以外に寡婦を対象としているのは3県ほどである。ただし、事業の助成対象が高校生までとされており、満20歳未満の児童を対象とする福井県の事業対象者は他県よりも幅広い。そのため、福井県としては対象者を制限していくことでコストを削減していくことも可能である。しかし、「高福祉」を実現し、福祉への社会全体の意識を高めることで結果的にコスト以上の便益を獲得していくことも考えられ、より慎重な分析および対応が望まれる。

IV-2 縁結び福福事業について

IV-2-1 若者出会い交流応援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

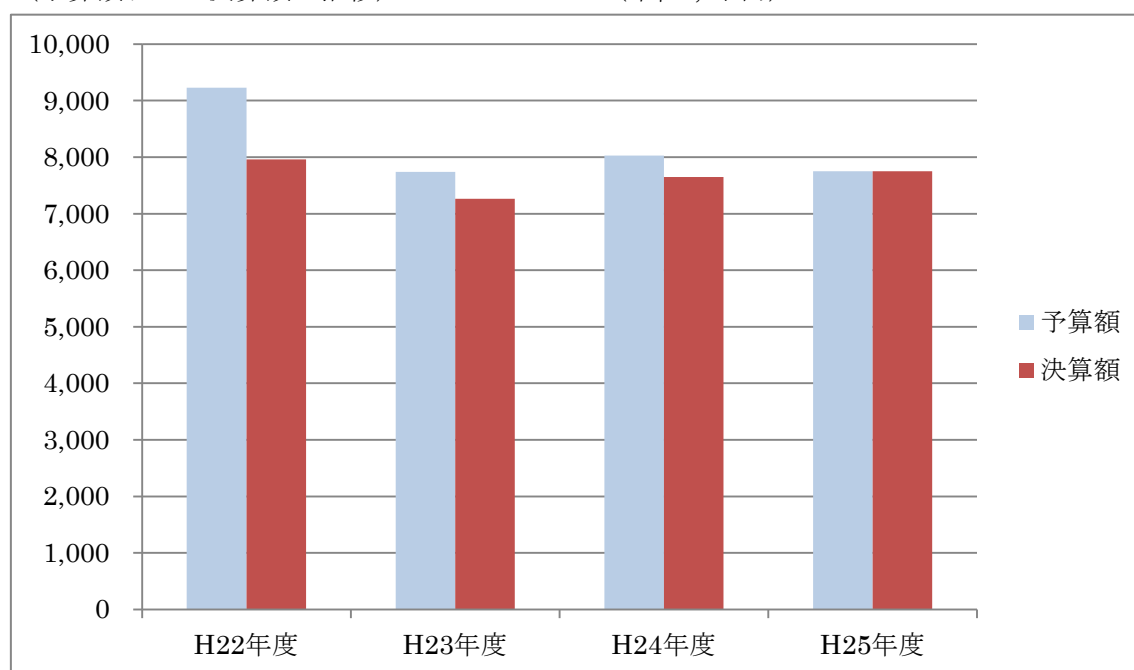
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	9,230	7,739	8,030	7,749
決算額（千円）	7,961	7,261	7,649	7,748

（事業効果の推移）

活動	結婚相談件数（件）	6,735	6,279	6,510	6,543
指標					
成果	結婚成立件数（件）	47	69	65	75
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成22年度以降、予算額、決算額ともに大幅な増減はなく推移している。また、活動指標についても同様に横ばいで推移しているものの、成果指標として掲げた「結婚成立件数」については年々上昇傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	未婚率の上昇を抑制するため、若者に対し婚活力がアップする講座を実施し、積極的な若者の結婚活動を支援するとともに、結婚を直接希望する人を支援するための結婚相談事業を実施する。
事業内容	<p>(1) 新たな出会い提供事業（婚活力アップ応援事業） 県内の未婚者を対象とした、婚活力アップ講座の実施（企画コンペにより委託先を選定） ※ 男女別 5 回、1 回あたりの参加者数約 20 名</p> <p>(2) 結婚相談および結婚相談員資質向上事業(福井県婦人福祉協議会への委託)</p> <p>ア 結婚相談事業： 県内 12 地区において、家庭訪問やそれぞれ定例の相談日を設け、結婚についての相談、紹介、斡旋等を行う。（結婚相談員を 200 人配置）</p> <p>イ 結婚相談員資質向上事業 結婚相談員の資質向上を図るための事例研究会、討論会、情報交換会、若者の交流会等の事業を行うとともに、結婚相談登録者に対する出会いの場を提供する。</p>

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

結婚相談および結婚相談員資質向上事業

<理由>

事業カルテ上の事業数は1つとなっているものの、実際には「若者出会い交流応援事業」の一環として「結婚相談および結婚相談員資質向上事業」と「婚活力アップ応援事業」の2つの事業を実施している。このうち、予算規模の大きい「結婚相談および結婚相談員資質向上事業」を検討対象とした。

<検討結果>

事業カルテ上では含まれる事業数として「1」と記載されている。しかし、実行予算の抛出状況からすれば、県が自ら実施する「結婚相談および結婚相談員資質向上事業」と、外部団体へ委託して実施する婚活力アップ応援事業」とに区分される。そのため、カルテ上の事業数を「2」と記載して公開することが望ましい。

また、外部に公表されている事務事業カルテ上の 25 年度決算額は 6,999 千円となっている。しかし、支払命令書に従い抛出された金額は 6,831 千円であり、事業カルテ上の記載金額に誤りが認められた。

指摘

事業カルテは、福井県が対象とする事業の概要と成果を県民に示すためのツールとして機能することが期待される。実際に、開示資料として位置付けられていることからすれば、その内容についてより正確に対応すべきである。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「結婚しやすい環境の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・ふくいエンゼルネットプラスにおける結婚相談所入会案内の動画掲載。
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。特に、福井県として結婚しやすい環境の実現に力を入れていることの周知が必要である。そのためには、健康福祉部だけでなく、福井県庁として組織をあげて取り組んでいることを前面に打ち出すべきである。

○指標について

活動指標として「結婚相談件数」の1つ、成果指標として「結婚成立件数」の1つが設定されている。

数値目標は、「出会い・交流イベントにより出会いの機会を得る人数」を平成26年度目標として、延べ4,000人としている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標および成果指標とも、合理性がある指標と判断する。しかし、少子化に最も影響を与えていると推測される指標は未婚率の上昇であり、かつ当該事業が未婚率の抑制を目的とした福井県の最重要事業であることを考慮すれば、掲げるべき指標を追加することも考慮すべきである。この活動指標の候補としては、「登録者数」や「お見合い数」などが考えられる。また、活動指標の数値目標となっている「出会い・交流イベントにより出会いの機会を得る人数」についても、事業の目的に照らして適切である。

ただし、成果指標である「結婚成立件数」は、別カルテとなっている地域縁結びさんによる成婚件数と合算のものである。これらの事象はカルテが別管理とされているものの、『一体的な取組み』が必要なものである。そのため、事業カルテ上の指標に関する記載を変更しないまでも、内数でよいので当該事業のみの「結婚成立数」も成果指標として記載しておくことが望ましい。

意見

数値目標について目標値が平成 26 年度で 4,000 人となっているが、既に平成 25 年度の実績が 3,913 人となっている。事業の重要性を考慮すれば、高めのチャレンジ目標を採用することも考えられる。

また、目標値が設定されていない指標がある。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限り目標値を定めるべきである。「目標管理」は 3E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

結婚相談所は県内 12 地区において運営され、結婚相談員は約 200 人配置されている。

意見

結婚相談所および結婚相談員の配置状況を見る限り、地域偏在により公平性が阻害されるような状況は見受けられない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成24年度から、機会的な活動への支援から、婚活力をアップする活動へ移行している。

意見

「出会いだけでなく、婚活力そのものがアップしなければ成婚まで至らない」といったフィードバックにより、所管部署では婚活力アップのための取組みを強化している。しかし、当該事業は以前から実施しており、フィードバックへの対応が若干遅いとの印象を受けた。事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルの効率的・効果的な対応を期待したい。

○コストについて

若者出会い交流応援事業の支出は結婚相談事業のための福井県婦人福祉協議会への委託費と婚活力アップ応援事業のMC clubへの委託費である。そのため、直接的にコストを引き下げるためには、委託費の削減を図ることしか対策がない。

意見

事業コストとして実際に支出しているのは委託費であるが、それよりも結婚相談事業に福井県が信用を与えているのは効果大きい。信用力は福井県が持つ経営資源の中でも、最大級の存在であるが、一方でこれを使ってもノーコストである。当該事業だけの話ではないが、福井県は『信用力』を上手に使うべきである。

また、一般的にこういったケースでは、事業者にある程度の経済的メリットがあれば、委託費の削減(=コストダウン)は可能なこともある。こういった方式が可能であるのか、今後、研究の余地はある。

【その他】

結婚相談所による相談や紹介には、一般的には地味な印象を持たれがちである。

意見

出合いを求めるイベントに縁遠い人や人が集まるところが苦手な人へのアプローチは、派手な民間企業よりもこういった結婚相談所の方が得意かもしれない。地味な印象を持たれがちな結婚相談所ではあるが、それゆえかえって使い方によっては事業の成功に大きく貢献する可能性もある。福井県が積極的に関与していくのであれば、委託先の福井県婦人福祉協議会と協力して結婚相談所の良い面を伸ばしていくことを模索すべきである。

○民間との競合について

最近都市部では民間の参入も多く、高額な相談料をとられる場合もある。しかし、現在では民間や県だけでなく市町も同様の事業を実施しており、結婚相談所の運営は必ず県が主体となって実施しなければならないものでも無い。

意見

民間にできるものは民間に任せるべきであるというのが外部監査の考えである。結婚相談所も、民間での運営が可能ではある。そのため、福井県が運営する結婚相談所としては民間ではできないという点を重視すべきであり、民間と同じような運営を行うべきではない。そうした観点からすれば、民間や市町の事業をサポートするような事業内容を目指していくことも、一つの選択肢として考えられる。

IV-2-2 地域の縁結びさん応援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

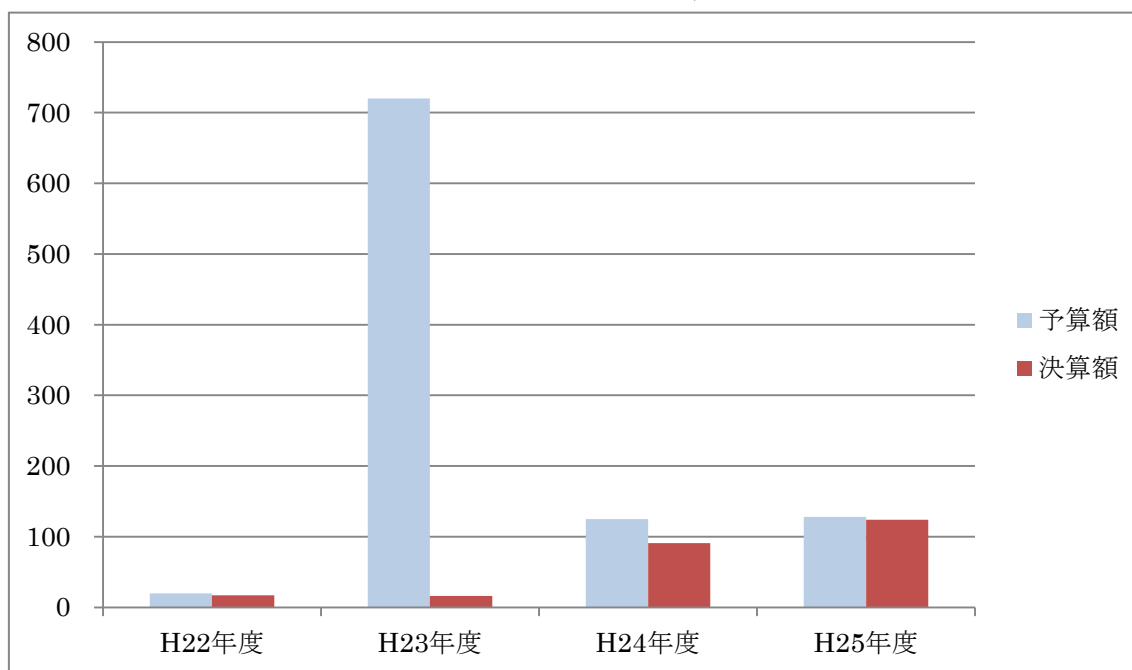
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	20	720	125	128
決算額（千円）	17	16	91	124

（事業効果の推移）

活動 指標	登録人数（人）	16	19	25	38
成果 指標	見合い件数（件）	55	63	275	350
	結婚成立数（件）	69	65	71	75

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成 24 年度までは予算額に対し、決算額が少額となっていた。特に、平成 23 年度では大きく予算を見込んだものの、例年並みの実績にて推移する結果となった。平成 25 年度には決算額がようやく予算額の水準となっている。なお、活動指標および成果指標はともに、上昇傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	地域で自発的に縁結びを行う人たち（地域の縁結びさん）を支援し、若者の出会い・結婚を創出する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の縁結びさんの登録：地域で自発的に縁結びを行っている方を「地域の縁結びさん」として募集・登録 ⇒ 身分証および名刺（50枚）の発行、県のホームページで登録者を紹介 （要件）県内理・美容室、ブライダル関連業に従事する方、料理・茶華道の講師、民生児童委員や自治会役員など地域で活動している方、県の実施する研修を受講した方。（業として仲人などを行っている人は除く。） （目標）300人 ・9月と3月に状況報告 ・活動費の支援

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

地域の縁結びさん応援事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「地域の縁結びさん応援事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「結婚しやすい環境の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・ホームページに婚活カフェや新聞「県からのお知らせ」による広報。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。また、担当課以外の他部署の協力を得ることにより、事業の3E拡大を狙える側面もある。「地域の縁結びさん」の存在をみんなに知ってもらうことは事業遂行上、当然重要なことであるが、併せて県民の方々一人一人が縁結びさんの候補者のひとりであることも強くアピールしておくべきである。「できるだけ多くの人の協力があれば、それだけ成果は出やすい」というシンプルな考え方が不可欠である。また、前述の若者出会い交流応援事業と同様、福井県が組織をあげて、結婚しやすい環境の実現に注力していることを、みんなに認知してもらうことが必要である。外部監査としては、産業労働部、教育庁などが、縁結びさんのスカウトに有利な部署とみられる。積極的に協力を求めるべきである。

○指標について

活動指標として「登録人数」の1つ、成果指標として「見合い件数」と「結婚成立件数」の2つが設定されている。

数値目標は平成26年度で、登録人数300人となっている。活動指標、成果指標とも順調な伸びを見せており、特に見合い件数は、この2年で大幅に上昇している。成果指標として示されている「結婚成立件数」は若者出会い交流応援事業の結婚相談所での結婚成立数も含まれているが、注意書きとして地域の縁結びさん応援事業のみの成立数も35件と開示されている。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標の「登録人数」は、平成 26 年度目標の 300 人に対し平成 25 年度の実績は低い。これは、平成 26 年度から業種を絞らず登録できるようにしたため、目標を大幅に引き上げたことによる。最終的に成婚率を上げることを目標とするのであれば、成果指標として掲げられている「見合い件数」を活動指標として設定することが考えられる。

意見

成果指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限り目標値を定めるべきである。「目標管理」は 3 E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

「地域の縁結びさん」は県内全域に広がっている。なお、「地域の縁結びさん」はボランティアとしての募集が基本であるが、県の担当部署では応募の状況を見てスカウトの活動も実施している。

意見

「地域の縁結びさん」については地域的偏在がなく、公平性は確保できている。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1 年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成 26 年度より、特定業種の方以外にも募集対象を拡大する予定であり、状況に応じた見直しが図られている。

意見

カルテの実績から判断すると、「地域の縁結びさん」の効果はかなり高い。対象を特定業種以外の方にも拡大することは、県が進める少子化対策の一つとして更なる効果が期待される。

○コストについて

平成 25 年度の決算額は 124 千円と、ほとんどコストがかかっていない。これは、「縁結びさん」として活動するメンバーがボランティアだったためである。平成 26 年度からは活動実績が多い「縁結びさん」に活動費として年間 12 千円を支出する予定であり、そのため予算額は 2,298 千円と平成 25 年度以前と比較して大幅に増額となっている。

意見

今まではコストをかけずに事業を実施してきたが、今後は活動経費として若干の支出を伴う。この活動経費として支払う要件は、「情報交換会への年 3 回以上の参加」である。事業の内容によっては、ボランティアだからこそ成果が上がる場合が多くあるが、「縁結びさん」はその好例であったとも考えられる。そもそも経済的インセンティブを基本とするのであれば、「業として仲人を行っている人」を除いて当該事業を遂行していくことに矛盾する。現状、これ以上の支出を行う予定はないとしているが、これまでボランティアで実施することができた事業でもあることから、県としては「縁結びさん」のあるべき姿を明確にしておく必要がある。

【その他】

地域の縁結びさんは年々増え続けているが、平成 25 年度現在で 38 人となっている。

意見

当該事業が大きな成果を上げるには、ボランティアである地域の縁結びさんの員数増が不可欠である。団塊の世代が定年を迎えているため、絶対数の確保については良い機会であるとも考えられる。ただし、出会いの機会を創出し成婚に至らせるまでには相当の技量が必要である。現在、担当課としては公募を基本とした人材の発掘を前提としているものの、今後は積極的に「地域の縁結びさん」としてスカウトとすることも選択肢として考えていくべきである。また、金銭的な報酬を前提としたインセンティブの付与も一つの施策ではあるが、「感謝」や「名誉」といった非金銭的なインセンティブを踏まえて参加を促すことも考えられる。「地域の縁結びさん」としての活動に関して周知徹底を図り、県の取組みに対して賛同を得られるような今後の働き掛けを期待したい。その上で、結果としてボランティアでの参加が可能であるなら、コスト削減の意味でもより成果が期待される。

IV-2-3 婚活応援専用ポータルサイト「婚活カフェ」事業

【予算額、決算額および指標の推移】

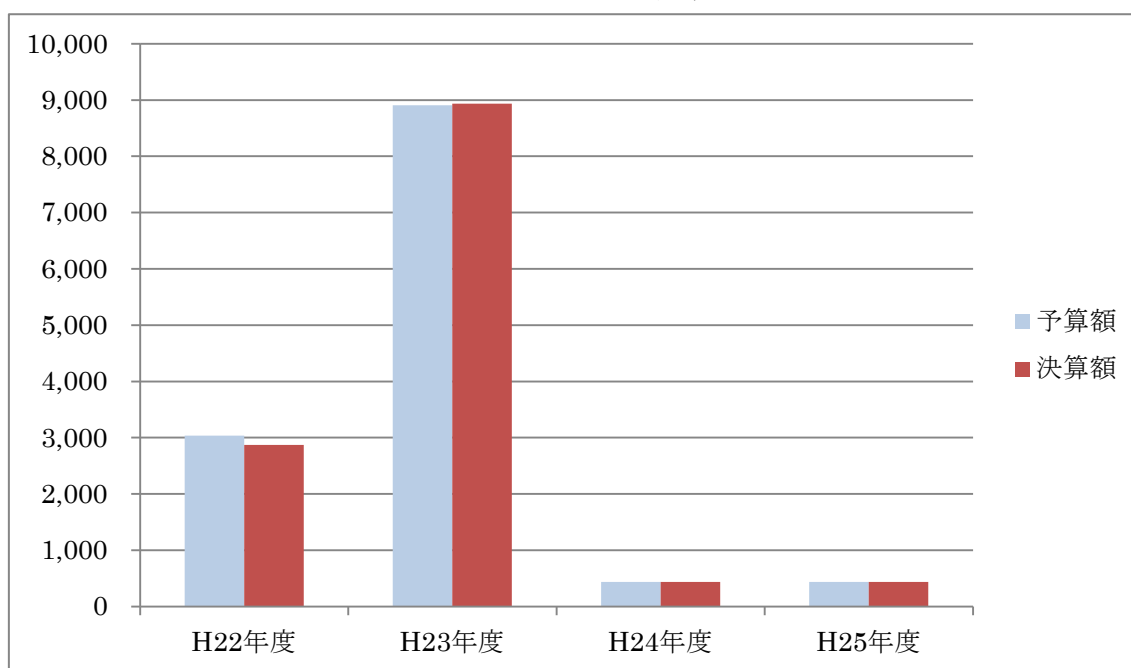
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	3,039	8,909	438	438
決算額（千円）	2,874	8,936	437	437

（事業効果の推移）

活動 指標	出会い支援イベント参加人数（人）	3,537	3,791	3,856	3,913
	アクセス件数（件）	13,510	25,036	66,696	92,614
成果 指標	結婚成立件数（件）	69	65	71	75

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額について、平成22年度、平成23年度に多額発生し、平成24年度以降は少額となっている。これは、平成22年度がホームページ作成費用、平成23年度がホームページの大幅リニューアル費用が発生したことによる。なお、活動指標および成果指標については、いずれも上昇傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	結婚を望みながら出会う機会が少ないことなどにより、結婚に至らない未婚者に対して、ポータルサイトを構築して、婚活に関するさまざまな情報を提供するとともに、同サイトを活用し、企業の協力を得て、未婚者グループに対して出会いの機会を創出する。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業間における独身者グループ同士の交流の場の提供（事前審査・登録制） 2. 地域の縁結びさん紹介 3. 福井県結婚相談所紹介（結婚相談所への登録方法、相談所の場所、連絡先、相談日など） 4. 公的機関等のイベント・新たな出会い提供事業紹介

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

婚活応援専用ポータルサイト「婚活カフェ」事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「婚活応援専用ポータルサイト「婚活カフェ」事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「結婚しやすい環境の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・新聞・広報誌などによる広報。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。また、担当課以外の他部署の協力を得ることにより、事業の3E拡大を狙える側面もある。他の婚活関連事業と同様、「福井県が婚活を応援している」という姿勢をはっきりと示すために、福井県庁全体で事業を後押しすべきである。サイトの内容について、いろいろな部署にアイデアを提供してもらおうとよいのではないか。

○指標について

活動指標として「出会い支援イベント参加人数」と「アクセス件数」の2つ、成果指標として「結婚成立件数」の1つが設定されている。

出会い支援イベント参加人数で数値目標がある。当該事業の中心的な指標である「アクセス件数」は大幅な増加傾向にある。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

活動指標も成果指標も合理的であるが、「婚活カフェ」事業は他の婚活支援事業である縁結びさんや福井県結婚相談所などの広報媒体としても利用されており、福井県の婚活支援の本丸とも言える事業である。そのため、少子化対策にとって重要と考えられる指標である「〇〇歳未婚率」や「平均初婚年齢」を成果指標として示すべきである。また、県の担当者は「アクセス件数」より「ページビュー」を意識しているようであるから、活動指標を「アクセス件数」から「ページビュー」へ変更することも検討すべきである。

意見

交流イベントの参加人数には目標値があるが、成果指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。特にアクセス件数に対する数値目標は必須であろう。福井県の人口約 80 万人弱に対し、平成 25 年度のアクセス数は 9 万件強となっている。これは、繰り返しアクセスしてくれる人が多いことを示している。リピーターが多いということは、すなわち、サイトがある程度の質を維持しているということであり、これを数値目標としておくことで質の維持にもつながることが期待される。「目標管理」は 3 E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

民間出会い・交流イベントの地域偏在は人口密度などの関係で当然ありうる。

意見

サイトについては、インターネット環境があれば、だれでも閲覧することができるので公平性は高い。一方、交流イベントについては地域偏在が生じることが想定され、福井県としても県内全域でイベントが行われるような対応を行ってきている。また、参加者についても、市町開催のイベント以外は住居地によって制限を設けないようにしており、住所地による参加機会の公平性に問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1 年に一度の見直しがなされる。当該事業については平成 23 年度に大幅なリニューアルを行い、利用増につなげている。

意見

当該事業を推進していくうえで、IT に関連した知識だけでなく利用者のニーズを取り込むための感覚が必要となる。そのためには、関連する他の部署との協力だけでなく、実際に婚活を経験している又は経験した人材の協力を積極的に求めていくことが望まれる。また、利用者のニーズを反映したコンテンツを充実するために、同様のサイトを開設している市町担当者との積極的な意見交換を行うことも考えられる。

○コストについて

平成 24 年度および平成 25 年度の決算額 437 千円はいずれも保守管理料であり、必ず発生するコストである。平成 23 年度の決算額は 8,936 千円と大きな金額となっているが、これはスマートフォン対応やホームページの大幅なりニューアルなどの費用である。

意見

平成 23 年度の支出は多かったが、ホームページの活用は広告やチラシ等と比較すると圧倒的にコストは低い。また、外部監査としては、所属の方針にある「行政等が実施する婚活に関する様々な情報を一元的に提供することで県民の方々が情報を取得しやすくなった」という切り口に注目している。また、コストの削減ということであれば、県としての事業支出は大幅に下がらなくとも、工夫によって利用者側（県民）のコストを下げるといった考え方も可能である。これに関して、民間企業であれば売上の増加に直結するために効果の発現を容易に見て取ることができる。しかし、行政の場合には成果を明確に把握することが困難である。ホームページ利用に対する成果測定については県が直接的に恩恵を被る視点だけでなく、結果としてこれを利用する県民の視点を意識して検討を加えることが望ましい。

【その他】

○今後の事業の方向性について

平成 25 年度のサイトへのアクセス件数は 9 万件強となっている。これに対し福井県の人口は 80 万人弱であり、人口に占める利用度は非常に高い水準となっている。

意見

福井県内で婚活をしている若者の実態を踏まえると、こうした高水準の利用度はリピーターによるアクセスによるものと推測される。しかし、裏を返すと多数のリピーターによるアクセス数の多さは「行動に移らない婚活需要者」が多いからとも受け止めることができる。そのため、福井県が少子化対策としての効果を期待するのであれば、単なるアクセス件数だけでなく、実際に婚活を実施している若者に対する割合を踏まえて検討・分析することが望まれる。

また、企業経営的な視点からすれば、担当課は「これだけ多くの人に見てもらっているのは、大変ありがたいし、常に期待に応えられるような内容にしなければならない」という姿勢で今後も事業に臨むべきである。その際、「県をあげて婚活応援に取り組んでいる」という印象を強く与えるだけでなく、今後さらにホームページ・サイトの充実度を向上させていくことが事業の成功をもたらすと期待される。追加的な方策として、県のホームページのトップページに同サイトへのリンクを設けることで県の姿勢を示すことや、関連するサイトへのリンクを整理することで利用者の利便性を追求するような支援を行っていくことが考えられる。

IV-2-4 若者就職支援センター

【予算額、決算額および指標の推移】

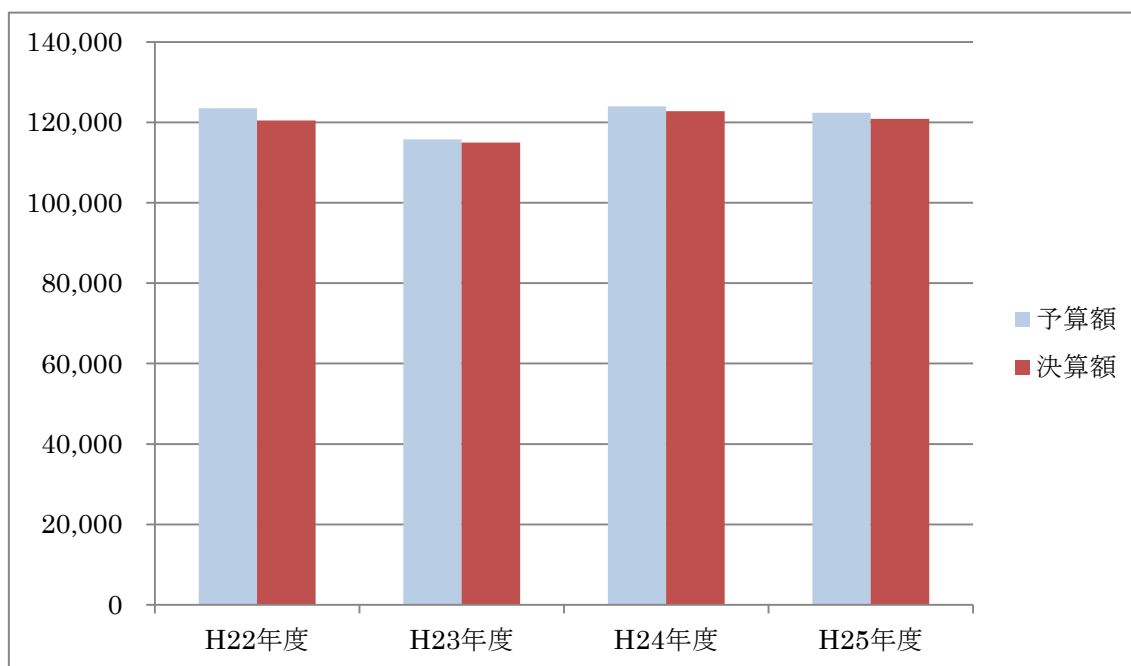
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	123,474	115,750	123,956	122,417
決算額（千円）	120,437	114,978	122,811	120,871

（事業効果の推移）

活動	来所者数（人）	11,850	11,351	12,422	12,246
指標	カウンセリング件数（件）	5,713	7,187	7,697	7,633
成果	就職者数（人）	1,799	1,938	2,141	2,032
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



若者就職支援センター（ジョブカフェ）運営事業の予算額および決算額は、平成22年度以降横ばいで推移している。平成23年度に予算額及び決算額が若干減少しているのは、外部への委託費が減少したことによる。なお、2つある活動指標はいずれも上昇傾向にある。これに対し、成果指標については上昇傾向を示すものの、平成25年度は平成24年度と同程度の水準となっている。

【事業の目的と概要】

事業目的	若者就職支援センター（ふくいジョブカフェ）を設置し、若者の就職支援を図る。
事業内容	概ね39歳以下の若年者や30代後半の不安定就労者を対象としたキャリアカウンセラーによる職業適性診断を実施するとともに、併設のヤングハローワークとの連携による職業紹介などの一貫したサービスをワンストップで提供する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

若者就職支援センター（ジョブカフェ）運営事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「若者就職支援センター（ジョブカフェ）運営事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「39歳以下の求職者がすべて就職できること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、労働政策課である。事業を実施している労働政策課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることに関し、「定職についていることが、結婚前提となることが多い」ということを認識している。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・若者、企業及び関係機関等へのパンフレット配布、ホームページの運営のほか、テレビ CM や雑誌等による広報。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。そのことを強く認識してもらうのは、当該事業を少子化対策の関連事業として位置付けている子ども家庭課の方である。当該事業については担当課の認識はあるものの「強い」とまではいかない。子ども家庭課からより強く連動を求めるべきである。

○指標について

活動指標として「来所者数」と「カウンセリング件数」の2つが、成果指標として「就職者数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標も成果指標も当該事業のものとしては妥当と判断する。ただ、成果指標の方は、新規学卒者とそれ以外の求職者を分けて数値を捉えるべきであろう。また、活動指標と成果指標の間が幅広く、相談に来ている求職者のうちどの程度が就職できたかという就職率について示せていない。登録者(=求職者)数を活動指標として示すか、求職者の就職率そのものを成果指標として示すとわかりやすい。なお、平成25年度の場合、新規学卒者を除く登録者数は1,307名、そのうち就職できた数は733名と就職率は50%を超えている。これは、外部監査としても意外であり、努力していることが伺える。

意見

「子育て対策としての指標を、一つ別に持ってもらい、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、指標は「結婚適齢期の就業人口」などがよいのではないか。カルテ上は、特記事項の欄に当該事業が子育て関連事業につながる旨を明示したうえで示すとよいであろう。

意見

成果指標、活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限り目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は産業労働部労働政策課の雇用対策グループである。担当者は子育て対策につながることを認識しており、当該事業は少子化対策として有効であると判断している。

意見

少子化の要因は晩婚化・生涯未婚化の進行によるものである。そのため、まず結婚してもらうことが少子化対策としては重要と考えられるが、仕事をしていること、毎月収入があることは結婚の前提となることが多い。若者就職支援センターが対象とするのは39歳以下であるが、これは結婚してほしい対象とも重複する部分がある。以上より、当該事業が少子化対策につながるのと所管課の判断は妥当である。今後も、少子化対策につながることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

ジョブカフェは福井商工会議所に設置されており、そのほかに敦賀市男女共同参画センターにミニジョブカフェ敦賀、小浜市働く婦人の家にミニジョブカフェ小浜が設置されている。

意見

福井県の人口規模からジョブカフェを複数個所に設置することは困難であり、1か所のみの設置もやむを得ないが、県ではミニジョブカフェを敦賀、小浜に設置しており利便性の向上を図っている。ただし、事業の効果を適切に把握するために、それぞれの立地の利便性について居住区ごとに利用者からアンケートを取るなどの確認は必要である。利用者が集まるこうした場所では、アンケートボックスを設置するといったことも考えられる。人が集まりやすいことを念頭に置き、追加的なコストを生じさせないで利用者の意見を求めることができるような仕組みづくりが望まれる。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。カルテに記載されている見直し状況を閲覧する限りでは、事業が頻繁に見直されているとの印象は受けない。しかし、平成24年度からインターンシップに関する取組みを導入しているほか、学生に県内企業を紹介させる企画を試みる等、県内の若者をターゲットとした就職支援の活動が追加されてきている。

○コストについて

支出額の中で大きいのは、運業者への委託料である。その中でも、実際に運営に関わる業者への委託料が最も多額となっている。支出額を削減するためには、これらの委託料を削減するしか方法はない。委託先についてはほとんどがプロポーザル方式により選定されているが一部随意契約がある。

意見

委託先を競争入札ではなくプロポーザル方式としていることは、事業内容を考えると当然であろう。複数の業者の事業運営提案とコストを比較して現在の事業者に決定しているのであるから、コスト削減は図られていると言える。

随意契約とされているのは、ジョブカフェの賃借料や学生のインターンシップ受け入れ事業委託先への委託料である。そのため、これらについては削減の余地があるかもしれない。ただし、賃借料についてはハローワークとの連携が重要でもあるため、現状についてコスト面の課題が生じているとは言えない。

IV-3 学校教育での子どもの育成に関する事業について

IV-3-1 笑顔あふれる福井の子ども育成事業

【予算額、決算額および指標の推移】

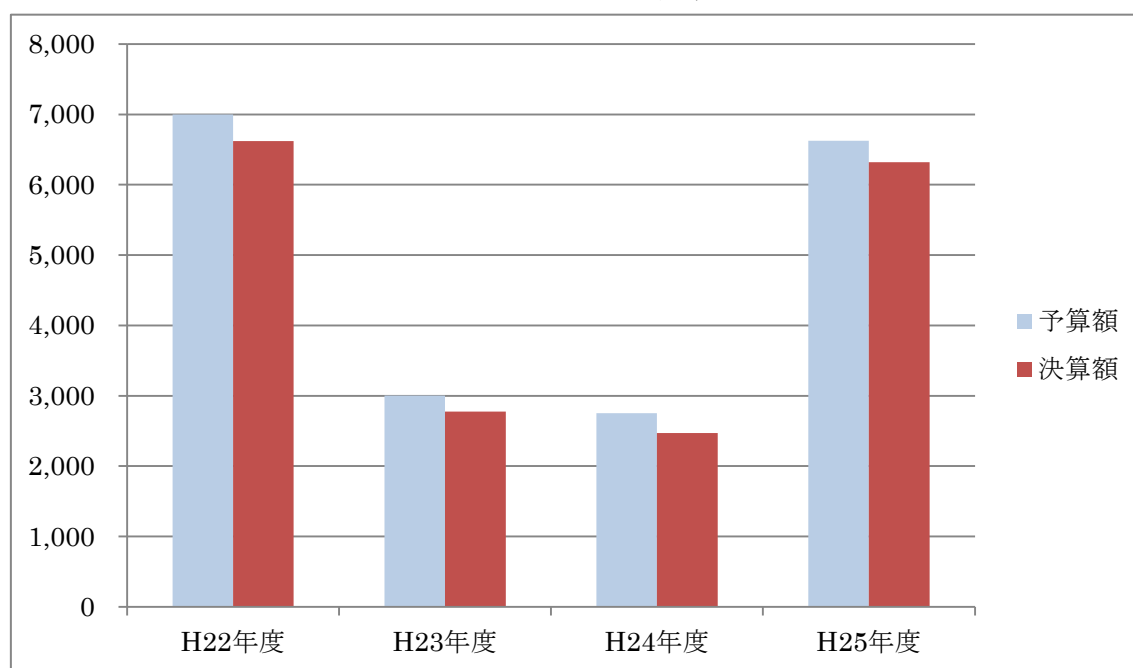
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	7,000	3,004	2,751	6,626
決算額（千円）	6,621	2,775	2,471	6,318

（事業効果の推移）

活動 指標	在籍児童・生徒数（人）	105	110	121	108
成果 指標	学校復帰率（%）	70.5	70.9	68.6	70.2

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額について、平成23年度と平成24年度が極端に減少している。これは、市町への調査委託の委託料が少額となったためである。また、平成25年度には一転して増加しているが、これは文部科学省からの予算額が増額されたことによる。なお、予算額及び決算額の増減に関係なく、活動指標及び成果指標ともにほぼ横ばいにて推移している。

【事業の目的と概要】

事業目的	関係機関と連携し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動について、未然防止、早期発見・早期対応の取組みを充実する。
事業内容	不登校問題に取り組む適応指導教室の中核的機能およびネットワークを整備する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

笑顔あふれる福井の子ども育成事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「笑顔あふれる福井の子ども育成事業」を検討対象とした。

<検討結果>

検査確認日の実効性について、Ⅱ－１と同様の内容が発見された。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「不登校の子どもがいなくなること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、義務教育課である。事業の目的からも明らかなおり、事業を実施している義務教育課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることを明確に認識している。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・適応指導教室の活動状況調査および市町担当者会議における協議。また、各適応指導者教室間の交流を実現するための企画・運営。

- ・全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については義務教育課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。すべての関連事業がこうでなくてはいけない。

○指標について

活動指標として「在籍児童・生徒数」の1つ、成果指標として「学校復帰率」の1つが示されている。

目標の対象としては不登校児童生徒数を掲げており、不登校の人数が、小学生で110人、中学生で550人を下回ることを平成26年度の目標としている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

現在の指標については、それはそれで妥当であるが、活動指標として訪問指導員の活動状況を、成果指標として不登校者数をそれぞれ追加すると事業の状況が分かりやすい。

意見

「子育て対策としての指標を、一つ別に持ってもらい、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。子育て環境の向上ということであれば、不登校者数をもって共通の指標とするのが良いと考える。

意見

指標の一部に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は教育庁義務教育課の生徒指導・学校同和教育グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識しており、「子どもを育む企業」応援事業は子育て対策として有効であると判断している。

意見

不登校問題への対応は子育て対策そのものであり、当該事業が子育て対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、子育て対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

実際に不登校問題に取り組む適応指導教室は各市町が運営しており、当該事業はその教室への助言・援助を行うものである。教室への支援や援助を行う中核教室を県内 10 か所整備し、中核教室への研究データのフィードバックを適応指導広域センターが行っている。なお、同センターは県教育研究所教育相談課に設置されている。

意見

各市町の適応指導教室の指導水準を一定以上に保つために中核教室が 10 か所整備されており、公平性に問題はないと言える。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1 年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成 19 年度から暴力行為等対応も含めて事業名を変更するなど、状況に応じて事業の見直しを実施している。

○コストについて

支出額の内容は、訪問指導員の人件費と市町への調査研究委託による委託費が主である。当該事業は事業予算の全額が国の財源で賄われており、国の施策との関係から県が単独でコスト削減することは難しい。むしろ、限定された国の予算の範囲内で、より効果的な事業の実施を方針として打ち出していくことが合理的である。

IV-4 経済的支援の充実に関する事業について

福井県では「経済的支援の充実に関する事業」として、次ページ以降に記載する「IV-4-1」から「IV-4-3」までの事業のほかにも、下記の事業を実施している。しかし、別途検討済みであることから、あらためて検討しない方針とした。

(他の施策と重複して検討している事業)

施策名	事業名
IV-1 ひとり親家庭の自立支援	IV-1-3 ひとり親家庭等医療費助成事業

IV-4-1 すみずみ子育てサポート事業

【予算額、決算額および指標の推移】

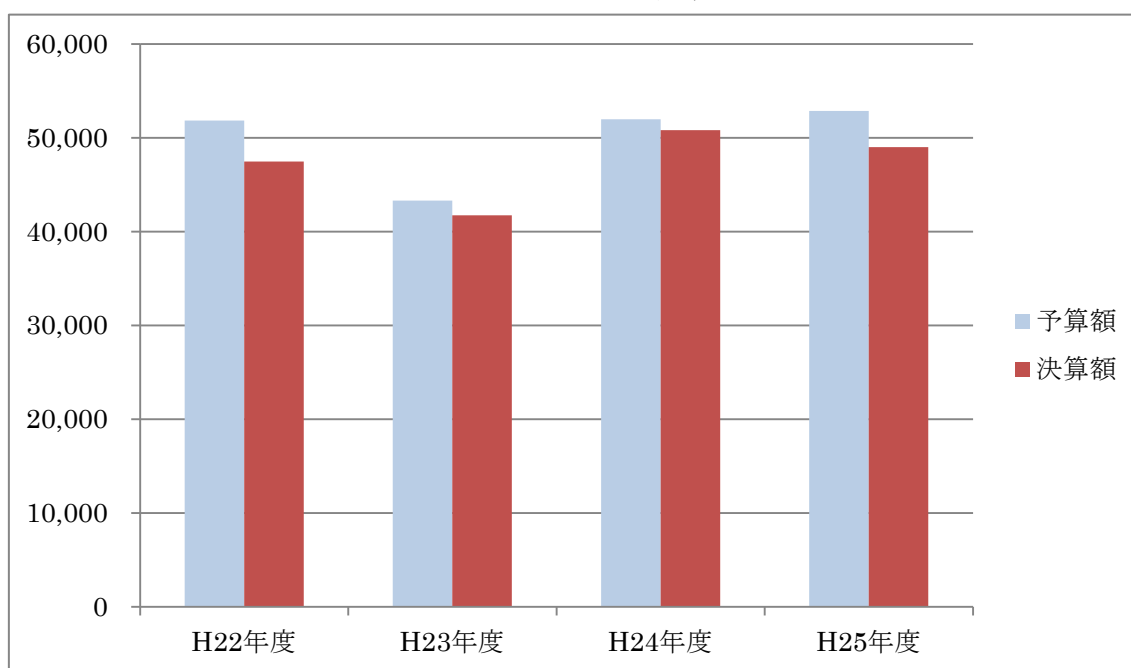
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	51,829	43,313	51,961	52,857
決算額（千円）	47,459	41,731	50,803	49,010

（事業効果の推移）

活動	実施市町村数	16	16	16	17
指標	実施箇所数（施設）	40	41	43	46
成果	のべ利用数（人）	48,266	48,941	51,497	52,108
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額は平成23年度に一度減少するものの、平成24年度には増加し、平成25年度は平成24年度と同水準となっている。平成23年度の減少要因は1児童当たりの利用限度時間を100時間から70時間へ改正したことで、所要の経費が削減されたことによる。また、平成24年度のは増加は、周知が進んだことで利用時間については事業補助の利用が増加したためである。なお、活動指標および成果指標はともに増加傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	近年の少子化や核家族化の進行に伴う家族形態の変化および都市化の進展に伴い、家族や地域社会が担ってきた子育て支援機能が低下してきていることから、既存の子育て支援制度では補いきれないきめ細やかなニーズに柔軟に対応する。
事業内容	残業、就職活動、疾病、冠婚葬祭、学校等の公的行事参加など一時的に子育てに対する支援が必要となる場合にサポートする事業に補助を行う。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

すみずみ子育てサポート事業

<理由>

事業カルテ上の事業数は2つとなっており、県は「市町へのサポート補助事業」と「研修事業」の2つを実施している。このうち、予算規模の大きい「市町へのサポート補助事業」を検討対象とした。

<検討結果>

県内全17市町が補助対象となっており、市町ごとに検査調書が作成されている。しかし、いずれの検査日も補助事業の完了年月日である3月31日となっており、検査実施日の正確性に欠ける。

この点、県の方針として〔履行確認〕と〔検査確認〕を区別して対応することとしている。〔履行確認〕は物品の納入や工事が完了したことを検査員が検査することであり、地方自治法施行令の要請もあって歳出の会計年度までに完了する必要がある。他方、〔検査確認〕は補助先から提出される実績報告書に基づき、事業が交付決定内容に適合的に遂行されているかを確認する手続きである。実務上、3月31日に完了する補助金事業の実績報告書は4月以降でなければ提出されないため、〔検査確認〕は同報告書の受領後、支出命令日までに実施されることになる。

現状、各部署から検査調書として知事あてに報告される書類は、全て検査年月日が3月31日付となっている。善意に捉えると、〔履行確認〕の年月日を検査調書に記載されたものと判断しうる。しかし、その場合には実際の〔検査確認〕の年月日がどの書類にも記載されない。結果として、本来実施した検査日が不明瞭のままであり、監査部署は適時に〔検査確認〕されたか否かを把握することができない状況にある。

指摘

〔履行確認〕と〔検査確認〕を明確に区別し、検査調書上は各業務の期日管理を明確にすべきである。その上で、各部署への周知を徹底し、〔履行確認〕と〔検査確認〕の日付を該当書類に記載して保管するなど、事後的な検証に対する体制の整備が望まれる。

なお、当該事業に限らず、他の事業においても同様の事実が発見されている。そのため、各々の指摘については、当該事業を参照する旨を記載することとした。また、多数の事業において同様の指摘がなされたことから、総論としても記載することが相当であると判断した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「一時預かり等の充実による子育てしやすい環境の確立とその維持」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・県のホームページ上での掲載。
- ・全体的アプローチ・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。すみずみ子育てサポートという事業名は、その内容を聞けばぴったりの事業名と理解できる。細かいことであるが、こういったことから丁寧に考えていくのは事業の質を向上させるうえで大切なことであろう。当該事業の内容については、子育て世代はよく知っていると思うが、それ以外の人々の認知度は低いと推測されるので、子育てサポートに対する福井県の姿勢をはっきり示すためにも、子育て世代以外の人々の認知度を向上させる工夫が必要である。

○指標について

活動指標として、「実施市町村数」と「実施箇所数」の2つが、成果指標として、「延べ利用人数」の1つがそれぞれ設定されている。

成果指標である「延べ利用人数」には数値目標が定められており、平成26年度で52,500人が目標となっている。活動指標、成果指標のいずれも順調に伸びている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

健康福祉部の事業には「みんなの意識が変わることによって、それが大きな成果をもたらす」ものが、他の部署よりも圧倒的に多い。特に少子化関連で顕著にみられる現象であるが、これは逆にみれば、「どんなにコストをかけても、みんなの意識が変わらなければ、結果としてほとんど無駄な作業だった」ということになる。各論では繰り返し述べることになるが、「みんなの意識の変化を示す指標をひとつ成果指標におくべき」が、外部監査の主張である。現在のところ意識調査は、5年に1回程度であり、カルテのフォーマットと上手く合わないが、これに対する外部監査の考えは、総論にて述べたとおりである。当該事業の場合、例えば、「保育園へ通わせていない家庭が、子育てしやすい環境であるとの実感する程度」あたりが管理すべき指標であると考えられる。

意見

当該事業は平成26年度の目標数値として、事業延べ利用者数52,500人を記載しているが、活動指標には目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限り目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

外部監査としては、目標数値の設定自体を最重要視するが、その設定レベルにも注目している。当該事業における平成26年度の目標は、それまでの伸びを考えると、少し控えめな数値であるが、平成23年度、平成24年度あたりで、既に周知が進んでいる状況を考慮すれば、目標としては妥当なものであろう。「妥当な目標設定は、成果をもたらす要因のひとつとなる」が外部監査の主張であるが、当該事業については、前述のとおり順調に事業成果があがっている。

【公平性について】

○県内全域サービス提供

平成 25 年度現在の実施市町数は 17 で、現状県内すべての市町で事業は実施されているため、県内全域に事業効果が行きわたっていると云える。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、利用限度時間を平成 22 年度に 100 時間未満に、平成 23 年度には 70 時間未満とした。また、平成 24 年度からは、補助対象を小学校 3 年生以下の児童から就学前児童に限るといった見直しを行っている。ただし、平成 24 年度においては、小学校 3 年生以下の児童について放課後児童クラブが開所していない時間の利用に限り、引き続き支援の対象としている。

意見

細かい制度改正は状況の変化に応じたものと判断できる。利用時間の制限は、サービスの認知が進むとともに増えてきた「本来の目的以外の利用」を抑制するためである。これは、現場の状況を的確に把握していなければできない見直しであり、当該事業については現状把握が正確に行われている結果と判断する。当該事業がやっているように、事業の適時性を維持するには、現場の状況を正確かつ客観的に捉えることが第一であり、現場との密接な連携がそれを可能にしている。こうした連携については、他の事業も参考とすることが期待される。

○コストについて

すみずみ子育てサポート事業の主な支出は市町の実施している一時的預りサービス等への補助であり、直接のコスト削減には補助率の低下又は補助対象の縮小が必要となる。県では利用時間の制限などにより、コスト削減を図っていた。

意見

平成 25 年度は平成 22 年度比で、延べ利用者数が 9.2%増加しているにもかかわらず、決算額は 3.2%しか増加していない。コストを下げつつ利用者の拡大につなげた好例である。

IV-4-2 子ども医療費助成事業

【予算額、決算額および指標の推移】

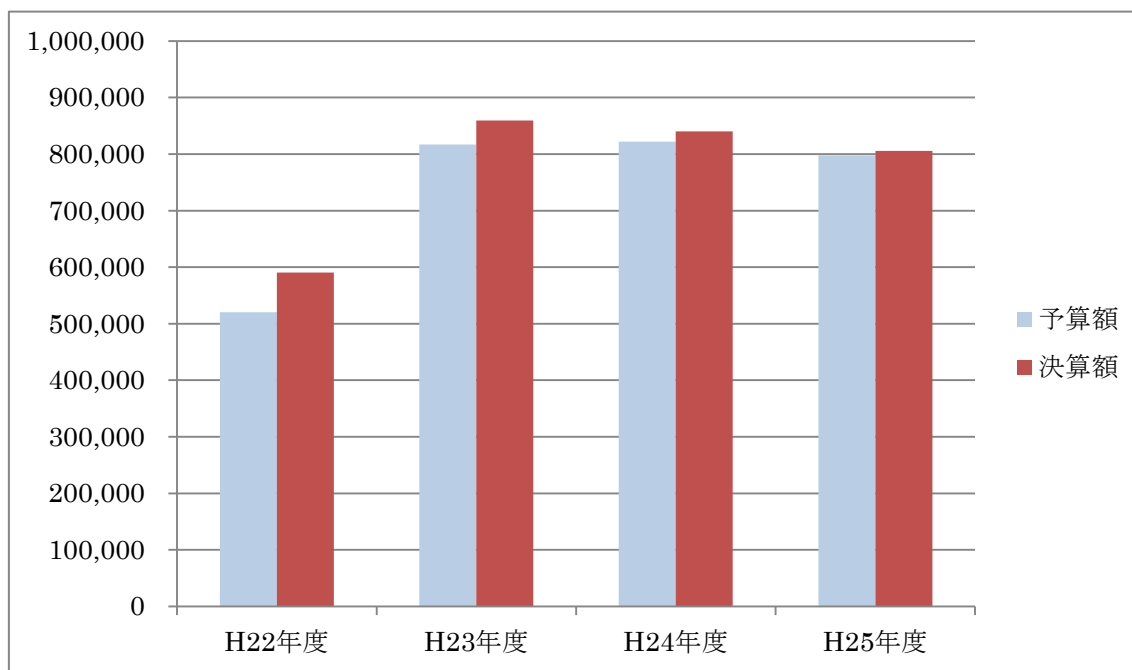
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	598,297	890,484	885,986	849,294
決算額（千円）	590,316	859,255	840,043	805,485

（事業効果の推移）

活動	助成件数（件）	520,374	816,934	822,041	797,697
指標					
成果	医療費助成額（千円）	590,316	859,255	840,043	805,485
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額は平成22年10月に医療費助成対象を3歳未満児から小学校3年生までに拡大したため、平成23年度から大きく増加している。平成24年度以降は、予算額、決算額ともに減少傾向となっている。活動指標について、予算額および決算額と同様に推移する傾向となっている。なお、成果指標については「医療費助成額」が掲げられているものの決算額と同定義であり、決算額がそのまま指標として利用されている。

【事業の目的と概要】

事業目的	抵抗力が弱く、病気にかかりやすい小学3年生まで子どもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減し、育児のしやすい環境を整える。
事業内容	<p>(1) 助成対象者 平成22年10月～：小学校3年生までの子ども全員</p> <p>(2) 助成対象経費</p> <p>①社会保険各法による医療費の一部負担金[2割または3割(高額療養費、付加給付等は控除)]</p> <p>※ただし、小学校1年生から3年生については、医療機関(薬局を除く)ごとに次に規定する額は助成しない</p> <p>入院の場合1日につき500円(ただし、1月につき4,000円を限度とする)</p> <p>入院以外の場合1月につき500円(ただし、当該月の一部負担金が500円に満たない額の場合は、当該額とする)</p> <p>②事務に要した経費</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

子ども医療費助成事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「子ども医療費助成事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

補助先に送付する確定通知書のコピーが残されておらず同通知書の記載内容が確認できなかった。そのため、「額の確定伺」における公印欄の承認印をもって確定通知書が作成されていることを推定した。なお、現状では福井県財務規則上では同通知書のコピーに関する保管が義務付けられておらず、合規性そのものに問題は無いと判断した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「医療に関しては子育てにそれほどお金がかからない環境の確立」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・県のホームページ等での広報及び各市町への広報依頼。
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。支出規模の大きい事業でもあり、子育て世帯だけでなく、もっと多くの人に周知することが望ましい。特にこれから子育て世代となる人や未婚の若い人などに「医療に関しては、子育てに大きなお金がかからない」ことを知ってもらうべきである。また、福井県は他の都道府県と比較して手厚く福祉施策を実施していることについて、十分に理解されるような仕組みを考案することが期待される。「医療に関しては、子育てにそんなにお金がかからない」というイメージが浸透することだけでも、少子化対策の事業として十分な貢献が認められる。

○指標について

活動指標として「助成件数」の1つ、成果指標として「医療費助成額」の1つが設定されている。

活動指標、成果指標ともに目標値はない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標、成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限り目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

当該事業は全市町に導入されており、その意味では当該事業の公平性に問題はない。しかし、すべての市町が当該事業の範囲を超えた水準での給付を実施しているのが実情であり、その給付水準は福井県内の各市町によって若干異なっている。例えば、医療費の助成対象について、敦賀市では小学校 6 年生までの児童であるが、同市以外の市町では中学校 3 年生までの児童となっている。ただし、平成 26 年 10 月からは、全市町が中学校 3 年生までの児童を対象として医療費の助成を行うこととなった。

意見

現在、県としては小学校 3 年生までの児童に対する医療費助成を確約している。しかし、市町によって実際の給付水準が異なっていたこともあり、その理由を明確に把握するだけでなく、他の市町への追加的な対応についても慎重に判断すべきである。なお、このような制度を一旦導入すると、利用者の目線からこれを廃止することは非常に難しい。導入廃止が頻繁となれば世代間の不公平感にもつながるため、長期間安定的な制度であることが求められる。そのため対象範囲の拡大に当たっては、単に市町の公平感といった視点だけでなく、長期的な財源の確保といった観点からの慎重な対応も望まれる。

○子ども医療費助成に関する県民の一時的経済負担について

医療費を助成する方法としては、償還払い、自動償還払いおよび現物給付方式の 3 つが考えられる。償還払いは、申請を基に償還するもので、申請がなければ医療費の払い戻しは行われず。自動償還払いは、最初に申請すれば毎月の申請がなくとも医療費の払い戻しを振り込みにより還付する制度である。現物給付方式は、一部の負担金を除き窓口での支払いが必要なく、ほぼ一時払いすることなく医療を受けられる制度である。いずれも、医療費の無料化が図れるものの、償還払い・自動償還払い（福井県）では一時的に利用者の窓口負担が生じるため、当該負担ができない場合には医療を適切に受けることができない可能性もある。

完全医療費無料化という意味では現物給付方式がもっとも合理的であるが、国からの給付が減少するなど課題が生じる。そこで、県としては自動償還払い方式を採用している。

意見

医療費の助成に当たり県民の利便性を考えると、県民の一時負担が軽減される点を踏まえ現物給付方式がもっとも合理的である。ただし、県が自動償還払い方式を採用し国が実施する施策との歩調を合わせることで、財政面での負担軽減することにも合理性が認められるものと判断した。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、事業開始以来、対象拡大の方向で見直しが行われている。直近では平成22年度に助成対象が小学校3年生まで拡大されている。

意見

このした制度は廃止が困難であり、事実上事業の拡大しか選択肢がない。福井県の給付水準は他県に比べ高い水準を保っており、県としての姿勢がはっきり表れている。そういう意味では、適時性をもって制度拡充している。

○コストについて

子ども医療費助成事業の支出額は市町への助成のみであるが、助成金額の内訳には実際の医療費のほかに、市町から国民健康保険団体連合会等へ支払っている事務経費も含まれている。また、制度の利用に際して他県では所得制限を設けている場合が多い中、福井県では子ども医療費の給付対象として所得制限を設けていない。そのため、直接的にコストを削減するためには、所得制限の導入による医療費給付の削減か、もしくは事務に要した経費の削減を図ることしか施策は無い。

意見

福井県では、子ども医療費の給付対象として所得制限を設けていない。これは、現実的には「親の所得で子どもを区別しない」との考え方を採用しているとも言えるし、現実的には「事務コストを最小にするため」とも言える。ただし、所得制限に対する取組みを実際に行う場合には、その情報収集のために追加で多大な事務的なコストがかかる。

支出額だけを言えば、所得制限により削減される医療費給付の方が、増加する事務に要した経費より多額であれば有利となるが、実際のコストを最小にするためには、事務コストを最小とすべきである。医療費給付は事業の有効性を向上させるが、事務コストは事業の有効性には関係しない。外部監査としては、親の所得水準で子どもを区分しないという現在の県の考え方が、事務コストを要しないとの観点からも妥当であると判断している。

IV-4-3 すくすく保育支援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

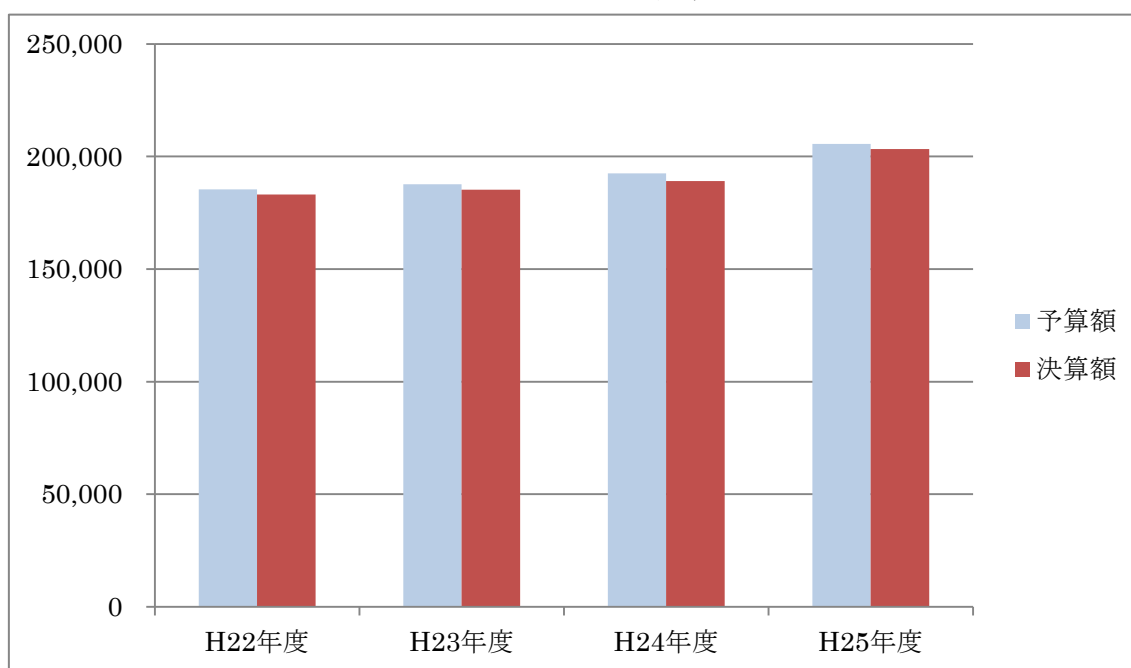
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	185,442	187,716	192,554	205,626
決算額（千円）	183,159	185,307	189,054	203,274

（事業効果の推移）

活動	対象のべ人数（人）	18,749	19,159	20,187	20,996
指標					
成果	保育料助成額（千円）	366,337	370,631	378,124	406,562
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成22年度以降、予算額および決算額ともに増加している。これは、3歳児未満の入所数が増加したことに伴い、支援事業としての予算執行額も増加したためである。こうした事実を背景に、活動指標および成果指標についても上昇傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	子育て家庭への経済的負担の軽減策を実施することにより、仕事と子育ての両立支援を図る。
事業内容	保育所に児童を入所させている保護者の費用負担の軽減策として、第3子以降・3歳未満児の保育料について無料化する市町に対し補助する（負担割合：県1／2 市町1／2）

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

すくすく保育支援事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「すくすく保育支援事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「仕事と子育ての両立しやすい環境の実現であり、多子世帯の増加」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・パンフレットやホームページを活用した広報。
- ・全体的アプローチ・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度（5年度毎）には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。そのためには、福井県が子育て応援に注力してきた実態をアピールする方が良い。他県との比較において、福井県が積極的に取り組んでいる姿勢が見取れることから、広く周知することでより効果の発現が期待できると考えられる。

○指標について

活動指標として「対象のべ人数」の1つ、成果指標として「保育料助成額」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

少子化対策については「みんなの意識の変化を示す指標を成果指標におくべき」が、外部監査の主たる提言である。当該事業の場合、目指すべき目標は「この制度によって、多子世帯の経済的負担が減じられているという実感」と「第3子を持ってもよいと思う世帯の数の増加」である。毎期、計数を測定できるわけではないが、成果指標はこうしたアンケート結果に基づく事業への期待値を示す数値目標が望ましい。そのため、成果指標として掲げられている2つの指標は、ともに活動指標とすることが考えられる。

意見

活動指標、成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限り目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○事業の認知度と事業成果について

当該事業内容は、第3子以降・3歳児未満児の保育料について無料とする市町への補助であり、その最終的な目標は3人子の推進である。

意見

3人子推進という目標の達成のためには、現在3人目がいない保護者や子供がいない夫婦に「3人目以降3歳未満児は保育料がかからない」という事が認知されていなければならない。認知されて初めて事業成果があったと言ってよい。そのため、当該制度の認知度についてもアンケートなどで調査する必要がある。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

第3子に対する保育料無料化は福井県内統一であるが、第2子の取扱いについては、市町によって対応が異なるのが現状である。

意見

当該事業は、第3子以降3歳未満児の保育料について無料にする市町への補助事業である。現状、全市町において第3子以降3歳未満児の保育料無料が実現されていることから、事業としての公平性は確保されている。なお、第2子についての市町間の差異については、今後の対応について慎重に対応することが望まれる。なお、当該事業の公平性確保は「待機児童ゼロ」の状態の維持が大前提であり、「待機児童ゼロ」の状態を維持することにも合わせて注意を払う必要がある。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、これまで事業の性質上変更の頻度は少なかったが、今後、補助の対象を就学前児童にまで拡大することが決定されている。

意見

県の推進する少子化対策として、当該事業は象徴的な側面を持つと考えられる。そのため、見直しに際しては県民のニーズに合わせて、適時に見直されることが望ましい。今回の適用範囲の拡大は少子化傾向を反映した対応であると考えられ、今後の県の取組みに期待したい。

○事業コストについて

支出は第3子以降・3歳未満児の保育料無料化補助であり、この制度を維持する前提では主体的なコスト削減の余地はない。

意見

晩婚化により第3子を有する世帯の平均年齢が上がれば、当該世帯の平均報酬も増加し、結果として補助金額も自動的に増加する。そのため、当該事業について強いてコストダウンを求めるならば、第3子が欲しい世帯になるべく早くもってもらふこと、つまり婚活や不妊対策等、他の事業との協力関係による成果の実現が重要となる。ただし、事業の性質からすれば県が主導してコストダウンを図る内容のものでは無く、実質上はこれ以上のコスト削減余地は無いと判断すべきである。

IV-5 子育て環境の整備に関する事業

IV-5-1 福井県男女共同参画計画推進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	2,052	1,760	2,018	1,371
決算額（千円）	1,915	1,588	1,983	1,139

※該当部署が実施する事業のうち、「第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画」に関連した事業のみを記載している。そのため、上記の記載金額は事業カルテ上の金額とは一致しない。

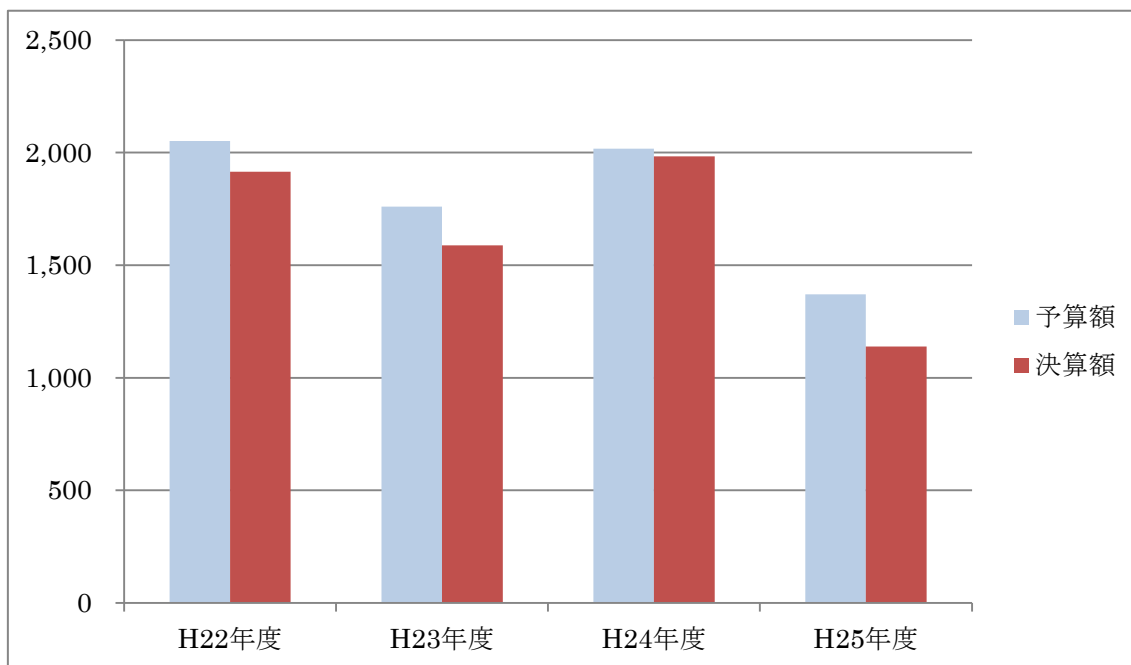
（事業効果の推移）

活動	啓発パンフレット配布部数（部）	23,400	25,700	23,400	18,200
指標					
成果					
指標					

注：該当部署が実施する事業のうち、「第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画」に関連した指標のみを記載している。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額は平成 23 年度に減少したものの、平成 24 年度に増加し、平成 25 年度は再び減少している。これは、平成 24 年度にキャンペーンが実施されたために予算執行額が一時的に増加に転じたものであり、全体としては減少傾向にある。なお、活動指標についても、平成 24 年度以降は減少傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	福井県男女共同参画計画および福井県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた事業を体系的かつ効果的に実施する。
事業内容	高校生および小学生向けの男女共同参画ハンドブックを配布し、学校での活用を促す。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

男女共同参画計画推進事業

＜理由＞

事業カルテ上の事業数は2つとなっており、担当部署へのヒアリングでは「パンフレット作成事業」と「その他事業」とに区別されている。このうち、実行予算に係る事業として実施する「男女共同参画計画推進事業」中に含まれる「パンフレット作成事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「男女共同参画社会の進展が実感できる社会」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、男女参画・県民活動課である。事業を実施している男女参画・県民活動課は当該事業が子育て対策につながる認識しているものの、その程度はそれほど強くないという印象を受けた。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・男女共同参画推進に向けたキャンペーンの実施及び生活学習館や市町を通じたパンフレットの配布。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。そのことを強く認識してもらうのは、当該事業を少子化対策の関連事業として位置付けている子ども家庭課の方である。当該事業については担当課の認識はあるものの「強い」とまでは言えない。子ども家庭課からより強く連動を求めるべきである。

○指標について

活動指標として「啓発パンフレット配布部数」が設定されている。成果指標は設定されていない。

数値目標については設定されていない。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

男女参画・県民活動課は「住民が男女共同参画社会の進展をどの程度実感しているのか」について、「10年前と比べて男女共同参画社会の進展はありましたか」というアンケート調査に基づいて検討している(平成22年度の調査で、肯定的な回答は約7割であった)。5年毎の調査ではあるものの、事業の成果を示す指標として合理的であり、こうした調査結果を成果指標とすることが考えられる。なお、こうした調査結果を成果指標とした場合には、数値目標もあわせて設定すべきである。

意見

「子育て対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、事業の性格から指標は「家事・育児をする男性配偶者の割合」などが適切である。また、カルテ上の特記事項の欄に、当該事業が子育て関連事業に位置付けられている旨を明示することで、子育て対策の一環であることを示すことも考えられる。

意見

成果指標、活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は総務部男女参画・県民活動課の女性活躍グループである。担当者は、当該事業が子育て対策として位置付けられていることを認識している。また、男女共同参画計画社会が実現することは男性も子育てに参加することも意味しており、子育て対策として有効であると判断している。

意見

子育ての女性の負担を軽くすることは、将来子供を持ちたいと考える女性の割合を高めることが期待される。そのため、当該事業を子育て対策に紐づけることについて、十分に意義のある施策であると考えられる。

【公平性について】

当該事業において、公平性に問題を生じるような事業内容はなく、検討を省略する。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成16年度よりキャンペーンを展開するほか、平成21年度に年次報告書の配布を取りやめるなど、適時に施策の取捨選択がなされている。

意見

男女共同参画社会の実現には即効性のある事業が想定されにくく、時間をかけて継続的に意識の変化を促していくしかない。そういう点では、現在継続して行われている小学生向けパンフレット、高校生向けハンドブックは重要であり、継続されていることは評価できる。

○コストについて

平成24年度にキャンペーンを実施し決算額が増加している以外は、予算および決算額について減少している。これは、事業の事務執行に関しての財源となる国庫負担が、年々減少傾向にあることによる。

意見

事業の支出内容としては、ハンドブックやパンフレットの作成・配布とその他事務執行費の2種類に区別される。ハンドブック等の作成については、1度に発注する印刷部数次第で1冊あたりのコストは低廉になる。但し、一度にたくさん作成すればコストはさがるものの、定期的な内容の見直しも必要となる。現在、意識の変化を捉えるためのアンケートが5年に一度であるため、ハンドブックやパンフレットの内容も5年に一度は見直しが必要となる。なお、所管課では、内容の改訂と必要部数の作成のバランスを見ながら対応することで、コスト削減に取り組んでいる。

○その他

当該事業においては、高校生および小学生向けの男女共同参画パンフレットを配布しており、これが支出額としては中心的なものになる。

意見

福井県は、高校生および小学生向けに全県一律の男女共同参画パンフレットを配布することを重視している。ただ、事業をより効果的に実施するためにも、「パンフレット配布」の二次的利用を模索することが望ましい。「パンフレット配布」の対象は高校生および小学生であることから、所管部署として関係部署と協力することにより配布するタイミングでアンケートを取ることも可能ではないかと推察される。総論で述べたとおり、福祉関連の事業には意識の変化を適時に捉えられなければ3Eにつながってこないものが多い。コストはあくまで効果との兼ね合いで考えるべきであり、関連事業と同時に行うことで実質的に追加的なコストが発生しないことも考えられる。

IV-5-2 男女共同参画学習事業

【予算額、決算額および指標の推移】

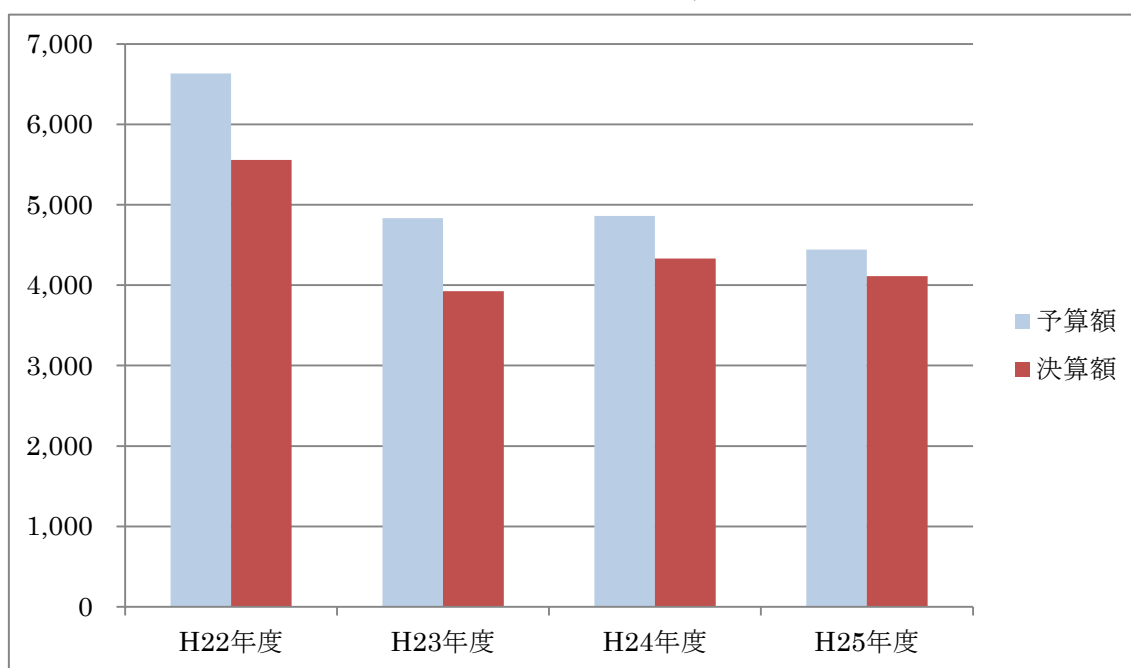
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	6,634	4,831	4,860	4,443
決算額（千円）	5,556	3,926	4,333	4,111

（事業効果の推移）

活動	講座数	18 講座	15 講座	15 講座	15 講座
指標	受講者数（延べ）（人）	4,396	5,269	4,158	2,358
成果					
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額について、平成 23 年度に減少して以降大きな増減はなくほぼ横ばいである。活動指標のうち「講座数」は平成 23 年度に 18 から 15 講座に減少して以降は同じ数である。これに対し、「受講者数（延べ）」は平成 23 年度に 5,269 人であったものが、平成 24 年度 25 年度と 2 年連続で減少し、平成 25 年度は 2,358 人と大幅に減少している。これは、当該事業では出張講座を学校において開催しているが、学校の規模により生徒数が大きく変わるためである。なお、「第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画」に関連した成果指標は設定されていない。

【事業の目的と概要】

事業目的	女性が社会のあらゆる分野に参画するための知識と能力を身につけるとともに、男女が互いの理解と協力のもと、男女共同参画社会を実現し、「ゆとりと創造力あふれる福井」を目指すため、誰でも学習できる講座・セミナーを「ゆー・あいカレッジ」として実施する。
事業内容	次のコースを設定し、対象者向けのセミナーを実施する。 (1) 参画応援コース ; 次世代育成セミナー (2) ハッピーライフコース ; 男の子育て応援講座 (3) 女性のチャレンジ支援コース ; 女子高校生のためのセミナー

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

男女共同参画学習事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は「1」と記載されているものの、担当課へヒアリングしたところ「男の子育て応援講座」、「女子高生のためのセミナー」及び「次世代育成セミナー」の3つに区分して事業を実施していることが確認できた。このうち、予算執行が複雑となる委託事業として実施された「次世代育成セミナー」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「男女共同参画社会の進展が実感できる社会」であり、当該事業はその具体策の一部ということになる。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、男女参画・県民活動課である。事業を実施している男女参画・県民活動課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることを認識しているものの、その程度はそれほど強くないという印象を受けた。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・ホームページでの周知及び“チラシ”などによる広報。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然である。しかし、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。特に、当該事業を子育て対策の関連事業として位置付けている子ども家庭課は、特にこうしたゴールを意識して各部署を取りまとめる役割を強く意識すべきである。当該事業についても男女共同参画計画推進事業と同様、担当課の認識はあるものの施策の実施に対する意識が「強い」とまでの印象は見受けられない。

○指標について

活動指標として「講座数」と「受講者数(延べ)」の2つが設定されている。成果指標は設定されていない。

数値目標については設定されていない。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標としての「講座数」と「受講者数(延べ)」は妥当であると考えられるが、「受講者数(延べ)」の実績は平成25年度に大きく減少している。これは学校への出張講座の実績の増減が影響している。訪問する学校は年間2から3校と毎年同じであるが、訪問する学校の規模によって生徒数が大きく異なるため受講者数も大きく増減する結果となる。「受講者数(延べ)」は活動指標として決して悪いものではないが、これでは事業の活動状況を適切にあらわしているとは言えない。表現の仕方に工夫が必要である。例えば、学校訪問講座は受講者数から除き、代わりに訪問校数を開示することも考えられる。成果指標について外部監査が案として示すとすれば、アンケート実施による講座への満足度であろう。

意見

「子育て対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、指標は「男の子育て応援講座の受講者数」などがよい。また、カルテ上において、特記事項の欄に当該事業が子育て関連事業に位置付けられている旨を明示することが考えられる。

意見

成果指標、活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は総務部男女参画・県民活動課の女性活躍グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識する一方、男女共同参画計画社会が実現することは男性も子育てに参加することも意味があり、子育て対策として有効であると判断している。

意見

子育ての女性の負担を軽くすることは、子育て対策として有効である一方、将来子供を持ちたいと考える女性の割合を高めることが期待できることから少子化対策としても十分に有効な施策であると考えられる。今後も、少子化対策および子育て対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

○講座の開催地について

当該事業は講座の開催事業であり、事業の開催地は誰でもが参加しやすい場所で開催する必要がある。当該事業の主な委託先が公益財団法人ふくい女性財団という事もあり、主に関連施設であるユー・アイふくいにて開催されている。

意見

ユー・アイふくいは福井県の公共施設として知られており、駐車場が整備されているだけでなくバスも運行されている。そのため、講座開催候補地の利便性について問題ない。また、講座や学校への訪問講座は嶺南地区でも開催されており、地域的にバランスよく開催されていることを踏まえると、公平性にも問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業が実施する講座の内容は頻繁に見直されているだけでなく、随時、社会的ニーズを満たすための工夫がなされている。

意見

事業は頻繁に見直されており、事業の適時性に問題はない。

○コストについて

当該事業の主なコストは委託先への委託料と講師への謝金と旅費である。決算額について、平成24年度、25年度と大きな増減はないが、平成26年度から全講座を公益財団法人ふくい女性財団へ委託するため、支出額としては増加する予定である。支出額の内訳をみる限り、コスト削減のためには講師謝金と委託料を減額することしか方法がない。

意見

一般的に、講師謝金は講師の肩書や人気によって決定されている。委託料に講師謝金が含まれていることを考えると、講師への謝金および旅費を削減することが最も効果的である。そうしたコスト削減を意図するのであれば、なるべく近隣に在住する講師に依頼する意識を持つことで支出額を削減する効果は期待できる。

また、当該事業の有効性は講座の受講者数および講座の内容によって決定されることから、引き続き受講者数を増加させる努力は必要である。その方策として、他の事業で実施する広報や案内を通じ、関係部署が協力することでこうした講座が開設されることを周知することも考えられる。

○その他

平成26年度の当初予算は平成25年度の決算額より4百万弱増加している。これは、平成26年度から全講座を（公財）ふくい女性財団に委託したことによるものである。

意見

平成25年度までは、県職員が実施していた業務負担に係るコストが明確に把握されていない状態であった。しかし、当該事業に関する人件費に関し、今後は委託費として目に見える形での把握が可能となる。コストダウンへの努力は、コストのすべてが見えることが前提であり、管理会計上は好ましい。また、福井県が財団の自立を目指して、こうした自主的な取り組みを支援する体制に踏み切ったことは評価されるべきである。

IV-5-3 子ども安心県民作戦

【予算額、決算額および指標の推移】

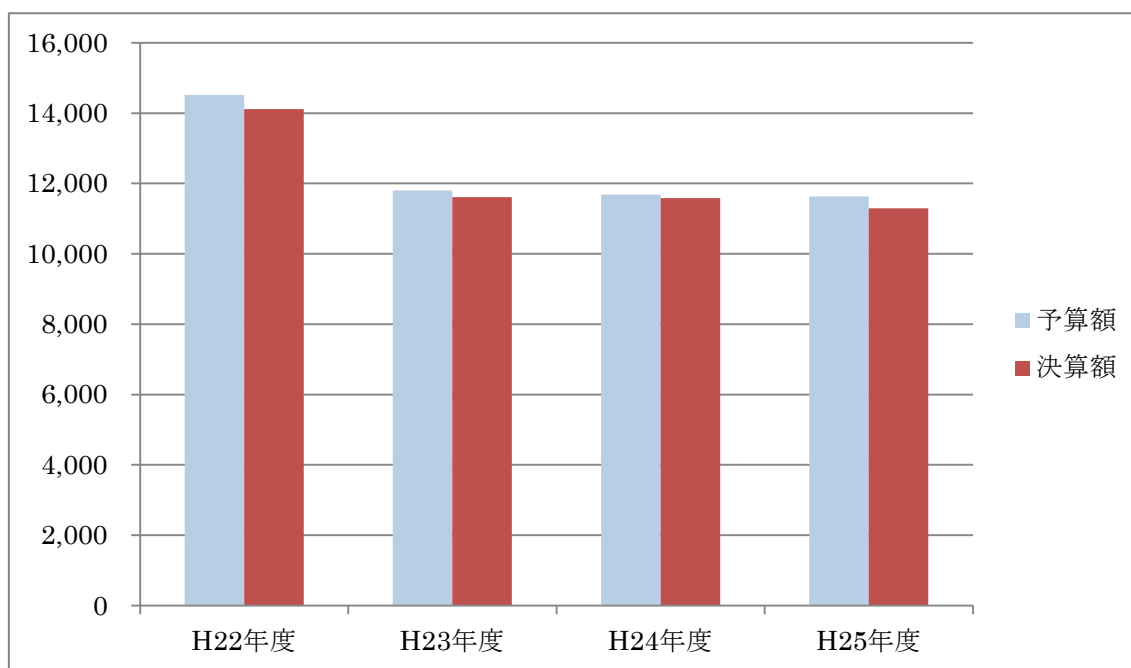
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	14,510	11,802	11,684	11,632
決算額（千円）	14,115	11,610	11,587	11,293

（事業効果の推移）

活動 指標	子ども重点見守りデーの設 定地区数（箇所）		42	122	191
成果 指標	声かけ事案等の件数	224	201	239	253

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成 22 年度以降、予算額および決算額について大きな増減なく横ばいで推移している。ただし、平成 23 年度から活動指標として掲げられている「子ども重点見守りデーの設定地区数」については、開始以降大きく増加している。また、成果指標として掲げられている「声かけ事案等の件数（暦年）」は平成 23 年度で減少しているものの、平成 24 年度、25 年度と 2 年連続で増加している。

【事業の目的と概要】

事業目的	県、県教育委員会、県警察、地域住民などの連携・協力により、登下校時等の子どもに対する見守り活動を推進し、子どもの安全・安心を確保する。また、事業所の従業員や保護者など若い世代の防犯活動への参加を促進し、地域での防犯力を強化する。
事業内容	(1) 小学生の登下校時などに自宅前や通学路の要所に立ち巡回等を実施（全200小学校区）するなど、見守り活動を実施する。 (2) 中学校区に地域防犯団体と事業所による地区別防犯活動連絡会を設置するなど、地域の防犯力強化に取り組む。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

子ども安心県民作戦事業

<理由>

事業カルテに含まれる事業数は2つであるが、担当課へのヒアリング結果から一方の事業は少子化対策とは関連のない事業であることが確認できた。そのため、少子化対策として実施されている「子ども安心県民作戦事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「地域で見守る人が増えること、それによって子どもが安心して暮らせること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、県民安全課である。事業の目的からも明らかなおり、事業を実施している県民安全課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることを明確に認識している。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・ホームページによる周知、市町へのパンフレット配布及び活動者に対する腕章や車両用ステッカーの配布。
- ・全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については県民安全課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。他の関連事業についても、同様な意識付けが望まれる。

○指標について

活動指標として「子ども重点見守りデーの設定地区数」の1つが、成果指標として「声かけ事案等の件数(暦年)」の1つが設定されている。数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標について子ども重点見守りデーは「地域の意識」を反映するものであるが、スポット的なものである。恒常的なものとして、「見守る人の実数」などを、もう一つの指標としておくことが考えられる。現在開示されている指標からは活動の実態だけでなく、全ての学校区において活動が実施されている事実についても読み取ることができない。また、どの程度の日数について活動がなされ、どれくらいの規模の参加があったのかについても不明である。

成果指標の「声かけ事案等の件数(暦年)」は、事業の性格に照らして妥当である。しかし、「声かけ事案等」に対する地域の感受性が高い場合には事業の認知率が促進され、当初想定する以上に指標数値が上昇する懸念がある。そこで、カルテ利用者の判断を誤らせないようにするためにも、毎年分析結果を備考に表示することが考えられる。

意見

「子育て対策としての指標を別個策定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、指標は「作戦への保護者の満足度」などがよいと考えられる。また、カルテ上において、特記事項の欄に当該事業が子育て関連事業に位置付けられている旨を明示することが考えられる。

意見

活動指標に目標値があるもののカルテに反映されていない。カルテにも記載しておくべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は安全環境部県民安全課の交通安全・県民安全グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識する一方、子どもが安心して暮らせるまちづくりを行うことは子育て環境の整備そのものであり、子育て対策として有効であると判断している。

意見

子どもの安全を確保することは最重要施策であり、当該事業は子育て対策として十分に有効であると考えられる。今後も、子育て対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

○実施小学校区、中学校区について

公平性の確保のためには、県内のすべての小学校区や中学校区で活動が行われている必要があるが、小学生の登下校時などの見守り活動や、中学生の安全確保の活動についてはすべての学校区において活動が実施されている。

意見

すべての学校区において活動が実施されており、事業の公平性に問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成23年度に小学校区子ども重点見守りデーが実施され、平成25年度には中学生の下校時間帯パトロールの強化が行われるなど、頻繁に事業内容が見直されている。

意見

事業の有効性を保つためには、時代に合わせて事業を見直していくことが必要であり、当該事業で言えば「事業の強化」が重要なポイントであると考えられる。過去の見直しでは全てが「事業の強化」を目指した見直しとなっている。こうした強化にもかかわらず、声かけ事案等の発生件数は平成24年度、平成25年度と増加傾向にある。所管課におけるより一層の対応として、こうした増加の要因や分析結果を事務事業カルテに記載し県民に周知することも考えられる。

○コストについて

当該事業は、登下校の際の見守りなどを保護者や地域住民が実施する事業であるが、参加者は基本的にボランティアである。当該事業の主な支出は市町への補助金であり、当該補助は参加者を識別するための腕章など事業実施のための備品購入や会議費などに利用されている。

意見

県や市町の事務コストはかかっているとはいえ、県内全域で実施して年間10百万円強の決算額であり、市町の負担を合わせても支出額は20百万円に上る。しかし、当該事業を警備会社に委託すれば、支出額は何倍にも膨らむことが予想される。

地域住民への参加を促すなど、県や市町の担当者の努力は大変ではあるが、費用対効果の面から人件費の実質的な負担が無いことは重要なポイントである。県民の善意を踏まえ事業参画を促すこうした取り組みは、県が目指す施策の形としても意味がある。他の事業への応用を踏まえ、積極的に検討していくことが望まれる。

【その他】

○事業の重要性について

県民安全課は、「子ども安心県民作戦は県民運動であり、今後も県として積極的にかかわっていく方針」である。

意見

福井県の少子化対策の目標は、「地域の人すべてが、子どもは宝と考える」ことである。当該事業は、こうした目的を直接的に実現する施策でもある。子ども家庭課が所管する事業ではないものの、子育て支援プロジェクトの質を左右する内容でもあり、子ども家庭課はもっと強い関心を持つことが期待される。

IV-6 周産期医療の実施に関する事業

IV-6-1 周産期医療体制運営事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	339,849	184,439	200,866	202,814
決算額（千円）	327,516	184,052	199,901	202,681

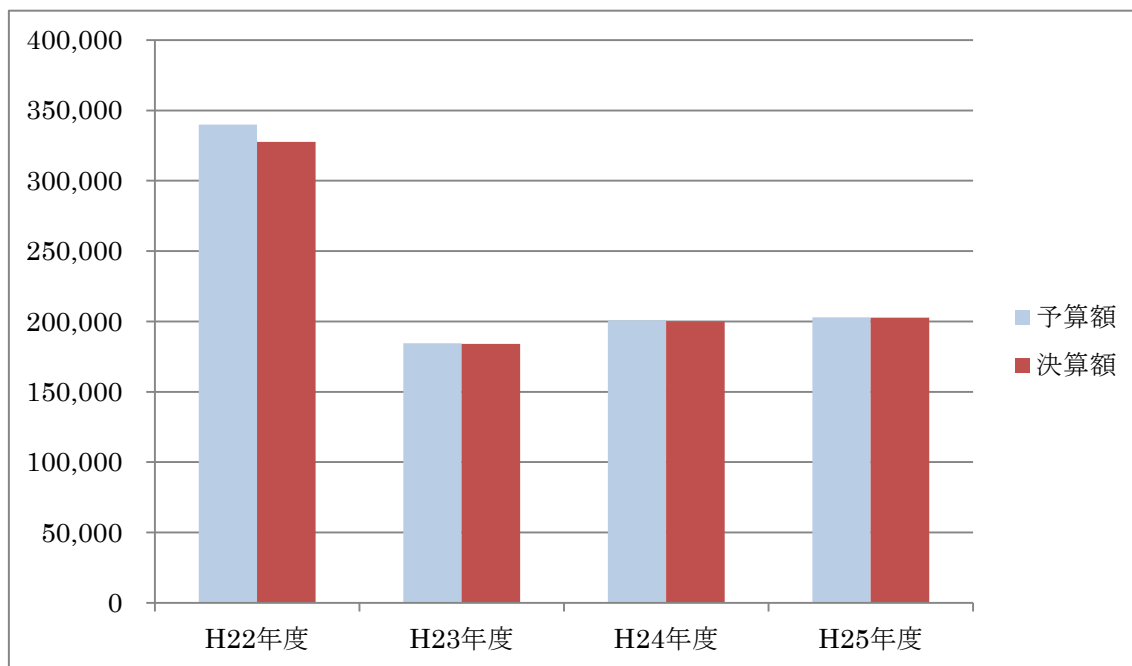
（事業効果の推移）

活動	県立病院 NICU 稼働率 (%)	99.3	88.5	87.5	85.2
指標	県立病院 MFICU 稼働率 (%)	91.5	92.6	87.8	83.5
成果	新生児死亡率の順位 (※)	26位	3位	37位	(未発表)
指標	周産期死亡率の順位 (※)	1位	46位	39位	(未発表)

※成果指標として用いている順位は全国都道府県での死亡率順位であり、最も低い水準を1位として順位付けしている。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



当該事業の予算額および決算額は平成 23 年度に大きく減少し、平成 24 年度以降は若干の増加傾向となっている。これは、平成 22 年度に設備整備のための多額の支出があったためであり、平成 23 年度以降は主として運営費の補助であるため大きな増減はない。

2 つある活動指標についてはいずれも低下傾向にあるが、これは、稼働実績に基づく結果であると判断している。また、成果指標については、いずれも大きく変動している。これは、成果指標の基礎となる「新生児死亡者数」及び「周産期死亡者数」のいずれについても、県内での絶対数が少ないために年度によって大きく順位が入れ替わることによる。

【事業の目的と概要】

事業目的	総合周産期母子医療センターを中心に、各地区の中核的な産科・小児科病院および地域の産科医院等の連携を強化し、危険性の高い妊娠や出産における安全性を確保する仕組みをつくることにより、新生児の死亡率の減少や周産期における母体・胎児の死亡率の減少を目指す。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周産期医療体制運営事業として、該当医療機関への補助を行う。 (2) 周産期医療情報システム運営のための経費負担を行う。 (3) 地域周産期母子医療センターへの運営費を補助する。 (4) 総合周産期母子医療センター整備運営の支援を行う。

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

周産期医療体制運営事業

＜理由＞

「周産期医療体制運営事業」として、県は、「周産期医療体制運営事業」、「周産期医療情報システム監査」、「地域周産期母子医療センター運営費補助」及び「総合周産期母子医療センター整備運営支援事業」の4つを実施している。このうち、予算規模の大きい「周産期医療体制運営事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「周産期における母体、胎児および新生児の死亡率が下がること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、健康増進課である。事業の目的からも明らかとなり、事業を実施している健康増進課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることを明確に認識している。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・県内周産期医療関係者を対象とした研修会の開催
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については健康増進課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。他の関連事業についても、同様な意識付けが望まれる。

○指標について

活動指標として「県立病院 NICU 稼働率」と「県立病院 MFICU 稼働率」の2つ、成果指標として「新生児死亡率(全国順位)」と「周産期死亡率(全国順位)」の2つが設定されている。

数値目標は「新生児死亡率」と「周産期死亡率」の全国順位15位以内である。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

成果指標は、事業目的を考えれば極めて妥当なものである。しかし、福井県の場合には分母分子が小さいため、結果だけをみると大きく変動することとなり指標としての意味がかなり減じられる。むしろ、県のこうした実態を踏まえ、過去 3 年間での平均値など複数年間の平均値を比較することが考えられる。母集団が少ないこうしたケースでは、単年度での目標数値を単純に比較するだけでは、却って誤解を招く結果ともなりかねない。また、NICU や MFICU など一般の人にわかりにくい用語を使用するときは、カルテの備考欄において意味を記載しておくことが望ましい。このほか、同様の指標として GCU もあるが、上記の 2 指標にはこだわらず積極的に開示していくことを検討することが期待される。

意見

「子育て対策としての指標を別個策定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、担当課が想定する上記指標が事業の目標を端的に示していると考えられるが、県全体の取組みを成果として示すような「周産期医療体制への安心感」といった指標の策定についても検討することが望ましい。

意見

指標の一部に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は 3 E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は健康福祉部健康増進課の健康長寿推進グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識している一方、所管課では胎児および新生児の死亡率の減少は少子化対策として有効であると判断している。

意見

出産年齢が高くなることに伴い出産時の様々なリスクも高くなると考えられるが、晩婚化による高年齢出産の傾向は今後も減少しないことが予想される。そのため、周産期医療体制運営事業が少子化対策として有効であるとの所管課の判断は妥当であり、当該事業は少子化対策として十分に有効であると考えられる。今後も、少子化対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

総合周産期母子医療センターとして県立病院および福井大学附属病院の 2 病院が整備されており、地域周産期母子医療センターとして福井愛育病院、福井県済生会病院、福井赤十字病院、市立敦賀病院、公立小浜病院の 5 病院が整備されている

意見

周産期医療体制整備指針によれば、地域周産期母子医療センターについては 1 つ又は複数の二次医療圏に 1 か所又はそれ以上の整備が望ましいとされており、福井県の施策は当該基準を満たしている。地区別で検討すると、奥越には周産期母子医療センターだけでなく、産科を設置する病院自体が無い状況が継続している。そのため、奥越の妊婦は福井市等まで移動して出産している状況にある。病院の経営やコストの問題もあり、新たに施設を整備することは困難であるが、道路整備により移動時間を短縮することである程度の対応は可能である。現在行われている中部縦貫道の整備は、奥越地区の住民にとっては、周産期医療サービスの充実にも資することを意識すべきである。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1 年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成 24 年度に福井大学医学部附属病院を総合周産期母子医療センターに指定するなど、適宜事業の見直しが行われている。

○コストについて

当該事業については、周産期母子医療センターの運営費が中心となる。それらセンターの運営費については今後も同程度の支出が必要と見られる。

意見

当該事業の目標は「母体、胎児および新生児の死亡率の減少」であり、少子化対策としての一面を持つ。そのため、積極的にコストを削減する対象事業として認識すべきではないが、効率的な運営に関してはチェックが必要である。補助要綱にて補助額が決定されている事業は別として、少なくとも県立病院の周産期母子医療センター運営費の収支差額を補助（繰出し）している周産期医療体制運営事業については、絶えず効率的な運営に努める必要がある。また、こうした事業の背景には県職員の事務コスト負担もあり、目に見えない形で事業推進に貢献されていることも意識しておく必要がある。

IV-6-2 母子保健事業

【予算額、決算額および指標の推移】

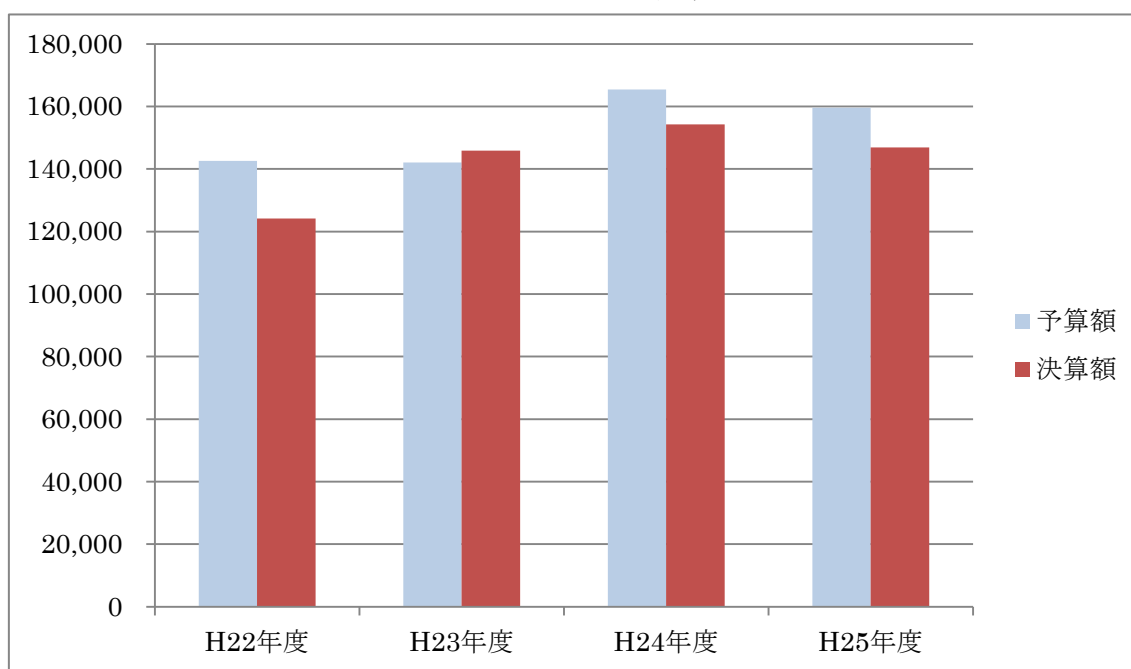
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	142,590	142,067	165,419	159,595
決算額（千円）	124,157	145,885	154,269	146,944

（事業効果の推移）

活動 指標	不妊治療実施医療機関指定 数（箇所）	34	38	41	47
	不妊専門相談窓口利用件数（件）	78	87	81	86
成果 指標	不妊治療費助成制度利用件 数（件）	935	1,088	1,150	1,293
	不妊治療費助成制度利用者 妊娠率（％）	39.6	40.0	40.8	40.2

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



母子保健事業の決算額は、平成23年度、平成24年度と増加している。これは、平成23年度から国の助成が拡充されたためである。一方で、平成25年度には減少しているが、これは一部治療法について国からの補助額が減額されたことによる。活動指標については、増加傾向にあり、成果指標のうち「不妊治療費助成制度利用件数」については右肩上がりである。もう一つの成果指標である「不妊治療費助成制度利用者妊娠率」については、横ばいの状況である。

【事業の目的と概要】

事業目的	女性の健康問題に関する相談窓口運営や不妊治療費に対する助成を行い、母子保健の向上に寄与する。また、出生児の保護のため、異常を早期に発見し、早期の指導を行う。
事業内容	<p>(1) 女性特有の健康問題の悩みを抱える方に対し、適切な情報提供や専門スタッフによる相談を行う（負担割合：国1/2 県1/2）。</p> <p>(2) 不妊治療を受けている夫婦からの申請を受けて治療費の一部を助成する（負担割合：国1/2 県1/2。ただし、県独自の施策として上乗せする部分は100%県の財源としている）。</p> <p>(3) 新生児について血液マス・スクリーニングを行い、先天性代謝異常等を早期に発見し、早期治療の指導を行う。</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

女性の健康相談窓口事業

＜理由＞

「母子保健事業」として、県は「不妊治療助成事業」及び「女性の健康相談窓口事業」の2つを実施している。このうち、県の委託事業としてより事務執行手続が複雑となる「女性の健康相談窓口事業」について検討対象とした。

＜検討結果＞

事業カルテ上の平成25年度決算額146,944千円について、実際の支出額は146,016千円であった。最終的に修正がなされているが、事業カルテ上の正確な対応を要する。

指摘

事業カルテは、福井県が対象とする事業の概要と成果を県民に示すためのツールとして機能することが期待される。実際に、開示資料として位置付けられていることからすれば、その内容についてより正確に対応すべきである。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは「子どもが欲しい家庭には、必ず子どもが授かること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、健康増進課である。事業の目的からも明らかなおり、事業を実施している健康増進は当該事業が子育て対策として位置付けられていることを明確に認識している。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・指定医療機関等でのパンフレットの配布及び県のホームページによる周知。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については健康増進課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。他の関連事業についても、同様な意識付けが望まれる。

○指標について

活動指標として「不妊治療実施医療機関指定数」と「不妊専門相談窓口利用件数」の2つ、成果指標として「不妊治療費助成制度利用件数」と「不妊治療費助成制度利用者妊娠率」の2つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

確認できる数値は利用者の妊娠率までであり、活動指標、成果指標とも現在のものが妥当と判断できる。

意見

「子育て対策としての指標を別個策定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、担当課が想定する上記指標が事業の目標を端的に示していると考えられる。

意見

成果指標、活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は健康福祉部健康増進課の地域保健グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識している一方、働く女性の妊娠・出産サポート事業および不妊治療費助成事業は少子化対策として有効であると判断している。

意見

妊娠出産に対する相談窓口の運営事業である働く女性の妊娠・出産サポート事業や、不妊治療の経済的負担を減じる不妊治療費助成事業は少子化対策そのものであり、少子化対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、少子化対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

○事業成果を左右する要因について

当該事業のうち少子化対策事業として働く女性の妊娠・出産サポート事業と不妊治療費助成事業があげられる。これらの事業推進のためには、社会全体の認識や意識の変化が必要である。

意見

個人的な問題を包含する内容でもあり強制されるべきものでもないが、より早期に不妊治療を開始するよう促すことは不妊治療費助成事業の成果を高めることにもつながる。そのため、県の施策として事業の成功を見据えるのであれば、費用の助成だけでなく不妊治療に対する社会の理解を促進することに関して検討を加えることも考えられる。

また、福井県では平成26年度から男性不妊治療費について助成額を増額しており、助成制度としては全国でも手厚い県である。こうした県の積極的な取組みを内外に示すだけでも社会的な関心を惹く事業となる。

【公平性について】

不妊治療については、施設等が近隣にあるからとの理由で医療機関を選ぶことが想定されにくい。そのため、公平性についての問題が生じることが限定的であると解され、検討を省略した。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しが行なわれる。当該事業については、ここ数年で対象範囲が拡大されるなど制度の充実が頻繁に図られている。

意見

平成26年度から開始された、働く女性の妊娠・出産サポート事業と男性不妊治療費助成事業からは、結果を求める福井県の方向性を明確に感じられる。この点は他の事業でも参考にすべきである。

○コストについて

支出額の内訳は、治療費に関する一部助成額となっている。当該事業におけるコストの削減は不妊治療の結果生まれてくる子供の数の減少に直結する。

意見

タイミングを逃さず、そこに経営資源を集中することこそ真の3Eである。現在のところ福井県は、全国の都道府県と比較しても不妊治療に関する手厚い補助を行っている状況であり、少子化に対する姿勢がよく表れている事業である。

○その他

当該事業の名称は「母子保健事業」であり、事業目的は前述のとおりとなっている。

意見

「福井県元気な子ども・子育て応援計画」にもあるように、「地域全体が子どもを宝と考える」方向で対策を講じる方針である。そのためには、不妊対策を一個人ではなく、社会全体で取り組むべきものと捉え直すべきである。不妊対策は女性だけの問題ではないことを踏まえ、「母子保健事業」として不妊対策事業を括ることに疑問が残る。形式的ではあるが、県としての姿勢を明確にするためにも、事業名称や事業目的の文言について検討を加えることが望ましい。

IV-7 親の子育て力向上に関する事業

IV-7-1 地域で支える子育て・親育ち支援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

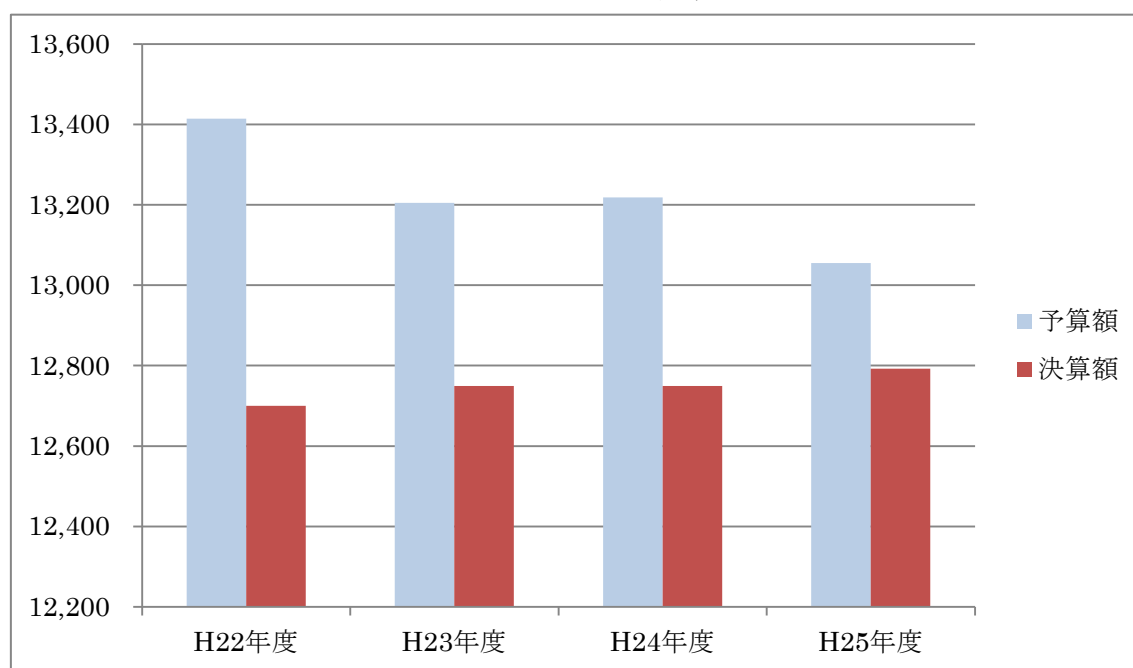
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	13,414	13,205	13,218	13,055
決算額（千円）	12,700	12,749	12,749	12,792

（事業効果の推移）

活動	推進検討会の開催回数（回）	3	3	3	3
指標	電話相談件数（件）	424	488	519	311
成果					
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額は増減なく同程度で推移している。活動指標について、「推進検討会の開催回数」は毎年3回で同じであり、「電話相談件数」は平成24年度までは増加傾向にあったが、平成25年度に大きく減少している。

【事業の目的と概要】

事業目的	子育て中の家族を社会全体で支援する環境づくり、すべての子育て家庭に対するきめ細やかな支援体制づくりを行い、家庭教育の充実を図る。
事業内容	<p>(1) 家庭教育支援チームネットワーク研修会を開催するとともに、「親学講師リスト」や保護者向けリーフレットを作成・配布する。</p> <p>(2) 子育てサポーターステップアップ研修講座を開催するとともに参加型家庭教育講座テキストを作成する。</p> <p>(3) 家庭教育支援のためのコンテンツをテレビ放送する。</p> <p>(4) 子育て支援に関する電話相談を行う。</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

家庭教育支援テレビ放送事業

＜理由＞

「地域で支える子育て・親育ち支援事業」として、県は「地域で支える家庭教育応援事業」、「子育てサポートステップアップ事業」、「家庭教育支援テレビ放送事業」及び「電話相談事業」の4つを実施している。このうち、予算規模の大きい「家庭教育支援テレビ放送事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「子育てを社会全体が担うような環境づくり」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、生涯学習・文化財課である。当該事業のそもそもの目的もあり、事業を実施している生涯学習・文化財課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることにつき明確に認識している。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・小学校入学児童の保護者向けリーフレットや「家庭教育相談すこやかダイヤル」のチラシ配布といった、家庭教育支援情報の提供。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については生涯学習・文化財課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。他の関連事業についても、同様な意識付けが望まれる。

○指標について

活動指標として「推進検討会の開催回数」と「電話相談件数」の2つが設定されている。成果目標は設定されていない。

数値目標も設定されていない。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

当該事業の一環として、ボランティアの「親学講師」や「子育てサポーター」のリストの作成・配布事業がなされている。そのため、活動指標の一つとして、これらボランティアとしての参加者数を追加的に示すことも検討することが望ましい。

また、当該事業の目標が社会全体における意識の“程度”を促進する内容でもあり、成果指標を明確に示すことは難しい。ただし、アンケート等を通じて「子育ては社会全体で担う意識」を計数化することも可能であり、成果指標の設定について今一度検討することも考えられる。

意見

「子育て対策としての指標を別個策定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、指標は先に述べた「子育ては社会全体で担う意識」を計数化して取り組むことも一つの方針として考えられる。

意見

できる限り、数値目標を設定すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は教育庁生涯学習・文化財課の社会・同和教育グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識する一方、地域で支える子育て・親育ち支援事業は子育て対策として有効であると判断している。

意見

当該事業は、子育てを保護者だけでなく社会全体で行う、または子育て中の家庭を社会全体で支えることを目的としており、非常に重要な子育て対策である。よって、当該事業が子育て対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。さらに、社会全体で子育てを支援する考えが浸透すれば、自ずと次の世代の子育てに対する負担感も薄れるため少子化対策にも一役買える可能性が高い。今後も、子育て対策の一部であることを意識して事業を継続するとともに、将来の少子化対策にも影響することを念頭に入れて事業を実施すべきである。

【公平性について】

当該事業は子育て家庭に対する様々な側面支援を実施する事業であり、公平性が問題となるような事業内容ではない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業に関しては、事業の一環として制作・公開しているTVプログラムを随時更新している。なお、現在の番組内容は平成22年度に更新されたものであり、地域における子育てを意識した実践的なものとなっている。

意見

平成 22 年度に番組のスタイルが変更されているが、現在の県の情勢を踏まえた内容となっている。ただし、情報の多様化が進む中にあるには TV メディアだけでなく、他の情報媒体についても利用の検討を加えていくことが望ましい。特に、インターネットやソーシャルネットワークサービスなどを活用した子育て支援情報の提供についても、これからは必要となる可能性がある。

○コストについて

支出額の約 85%は番組制作費に充てられており、番組の制作費用は全額を県が負担している状況にある。番組への企業協賛が見込まれるのであれば県の支出負担が減少するものの、現状はそうした状況に至っていない。

意見

番組制作費用については、相場もありコストを削減することは難しい。ただし、子育て支援企業であることをアピールしたい企業の参画を促し、賛同を求めていくことでコスト削減につながる可能性はある。県が企業から受け取る支援は税金だけでなく、こうしたスポンサーとしての支援も考えられる。「子どもを育む企業」の協力など、産業労働部との協働について検討することが期待される。

○その他

意見

TV 番組を見ると確かに役に立つ内容であり、子育てに関する内容について文書よりも頭に入りやすい。そのため、県内における子育てを支援するツールとして、有益であると考えられる。ただし、事業を効果的に実現するには多くの人に周知されることが必要であり、そのための工夫が期待される。これに関しては、県のホームページにおいて過去放送分を視聴できるようにすることで、非常に大きな効果を見込むことが見込まれる。また、市町についても番組を提供する、もしくは県のホームページへのリンクを通じて配信するなどの対応も考えられる。なお、番組の制作はテレビ放映会社が行っており、福井県には 2 次的な番組利用権を有していない状況にある。そのため、今後は単なる番組の制作だけでなくインターネット配信等の二次利用を踏まえた、総合的な事業施策について検討を加えていくことが望ましい。

IV-7-2 子どもの読書活動推進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	294	287	287	234
決算額（千円）	279	—	153	196

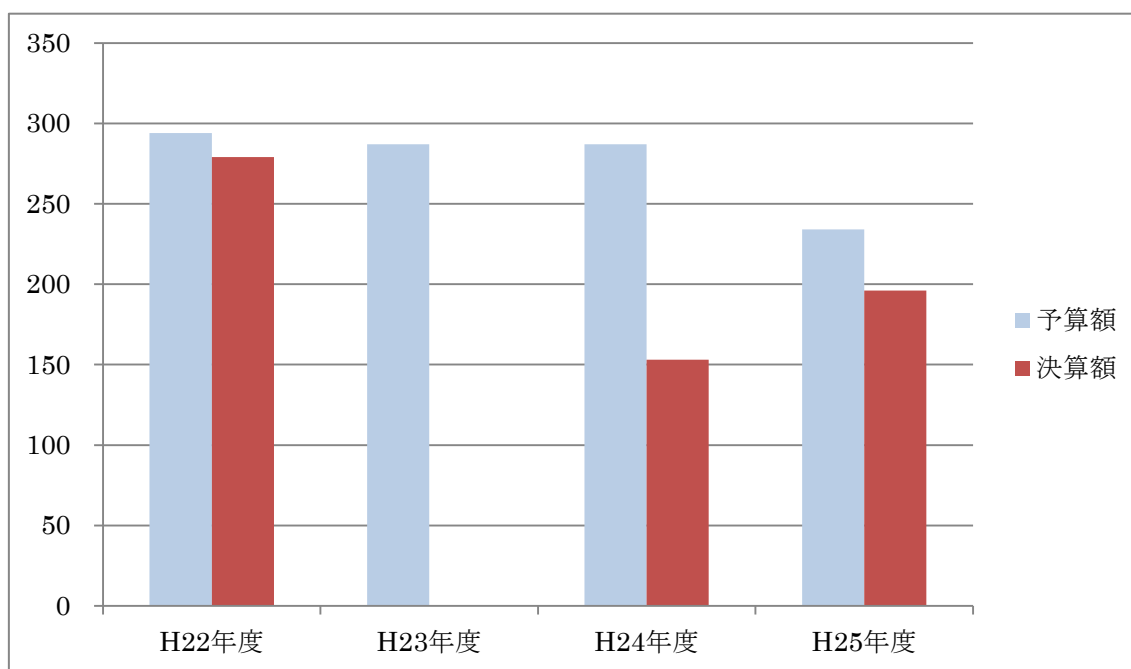
（事業効果の推移）

活動	担い手養成講座等開催数（回）	2	0	2	2
指標	読み聞かせ相談会開催数（回）	49	25	20	28
成果	養成講座等参加者数（人）	310	0	111	202
指標	読み聞かせ相談会参加者数（人）	579	557	756	611

※平成23年度の決算額は0円であるものの、活動指標の読み聞かせ相談会開催数は25回、読み聞かせ相談会参加者数は557人であった。これは、県立図書館の単独企画として、読み聞かせ相談会を実施していることによる。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成23年度の決算額については、開催適時をつかめず養成講座などが実施できなかったためゼロとなった。これ以外の年度については、年間200千円程度の水準で推移している。活動指標および成果指標については、平成23年度を除けば増減があるものの上昇傾向にあるとは言えず、横ばい状況にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	子ども読書活動を推進するため、読書活動に携わる人たちに対して、レベルに応じた効果的な取組みを推進する。また、「福井県子ども読書活動推進計画」に基づいた今後の新たな施策を検討する。
事業内容	(1) 福井県子どもの読書活動推進会議を開催する。 (2) 一般県民・読書ボランティア向け読み聞かせ講座を開催する。 (3) 元気ふくいっ子読書活動推進研修会を開催する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

子どもの読書活動推進事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「福井県子ども読書活動推進事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「子どもの不読率の減少であり、本を読まない子がいなくなること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

実施主体は福井県そのものであり、実施主体とイメージ共有が図れないという問題はない。ただし、当該事業の名称に「子ども」と付されているものの、事業を実施している生涯学習・文化財課の見解では、読書ボランティアの養成により、子どもの読書活動を活性化することを事業の中心に位置付けている。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・読書環境整備のための一般対象と専門職対象とを区別した講演会の開催

- ・全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然である。しかし、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。

そのためには、当該事業を子育て対策の関連事業として位置付ける子ども家庭課が、まずこうした意識を強く認識するとともに、担当課においても当該事業が子育て対策の一環として位置付けられていることへの認識が深められるように努められたい。今後、事業を推進する生涯学習・文化財課担当者と、子育て対策の大枠を担う子ども家庭課担当者との間で、より積極的なコミュニケーションが図られることを期待する。

○指標について

活動指標として「担い手養成講座等開催数」と「読み聞かせ相談会等開催数」の2つ、成果指標として「養成講座等参加者数」と「読み聞かせ相談会等参加者数」の2つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標、成果指標とも事業の直接的な指標として適当である。ただし、より事務事業カルテの理解を深めるためにも、成果指標として「1日あたり全く読書をしない子どもの割合」を追加検討することが考えられる。

意見

「子育て対策としての指標を別個策定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合は、上述したように、1日あたり全く読書をしない子どもの割合を共通の指標と位置付けることも考えられる。

意見

できる限りで数値目標を設定すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は教育庁生涯学習・文化財課の生涯学習・白川文字学グループである。担当者は少子化対策又は子育て対策としての事業であることを認識しており、子ども家庭課との積極的な情報交換を望んでいる。

意見

当該事業の位置付けは生涯学習であるものの、良質な本の読書が子どもの育成に関して有用であることは様々な研究からも明らかである。そこで、当該事業は子育て対策として有効であると考えられ、担当課としても子ども家庭課との積極的な情報交換を望んでいる。そのため、今後はより一層、子育て対策を実施する子ども家庭課と協同し、事業の位置づけを明確にしながら実施していくことが期待される。少なくとも、子ども家庭課から各関連部署への伝達については、積極的に実施されることが望ましい。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

読み聞かせの実施についてはボランティアであり、その開催場所を県が指定するわけにはいかない。しかし、ボランティア向けの講座については嶺北1回、嶺南1回と県内をカバーできるように開催されており、公平性に問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成22年度において講座開催方法を見直し、読み聞かせグループ、ボランティア、指導者など各レベルに応じた子ども読書関係者の資質向上を図っている。

○コストについて

当該事業については平成25年度の支出額実績が196千円と、事務執行に関する支出がほとんどない。なお、平成25年度の支出内訳は、ほぼ講師への謝礼金である。

意見

これ以上のコスト削減は現実的ではないが、ボランティアを生かすという発想が事業の支出額を低下させている好例である。他の事業への応用を踏まえ、積極的に検討していくことが望まれる。

○その他

当該事業は、生涯学習を目標としているものである。

意見

「生涯学習」という目標に対して、「子どもの読書」といった切り口で子育て対策の一環と考えることは、3Eの視点で見ても合理的である。結果的に、子育て対策のために経済的かつ効果的で、有効な方法である可能性が高い。特に、教育水準の向上や図書館の利用率向上に資するだけでなく、県が目標とする他の指標にも合致する可能性がある。そのため、当該事業の内容を3Eの視点からあらためて再確認することについて、今後の検討課題とすることも推奨される。

IV-8 青少年の健全育成の推進に関する事業

IV-8-1 非行防止対策経費

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	1,062	761	—	596
決算額（千円）	1,061	502	—	393

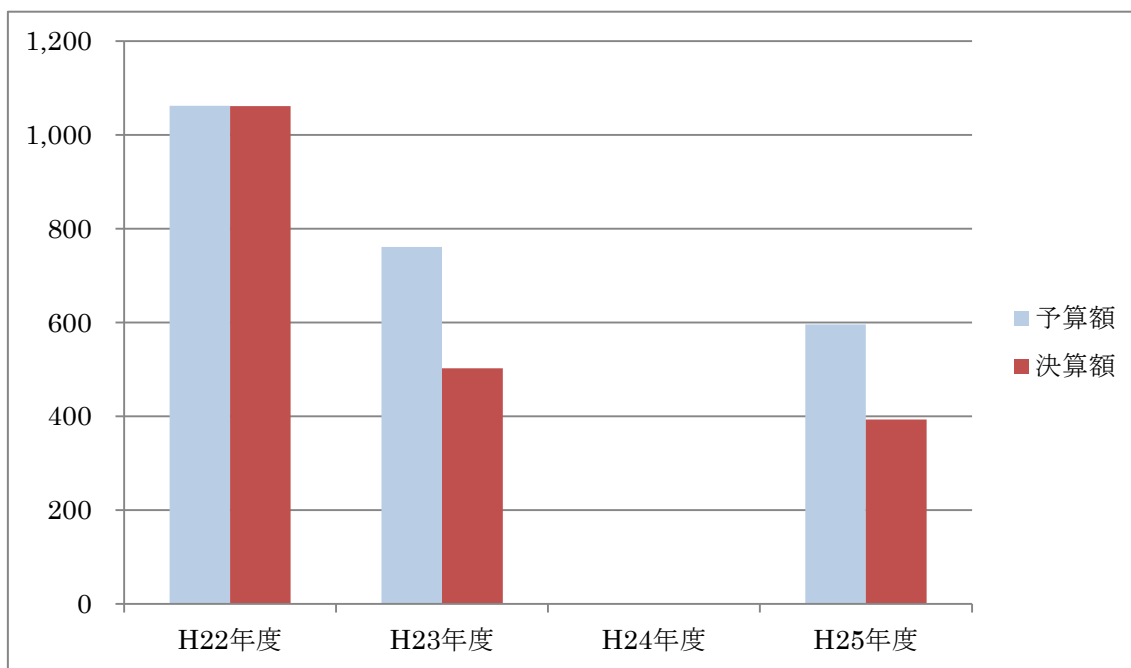
※該当部署が実施する事業のうち、「第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画」に関連した事業のみを記載している。そのため、上記の記載金額は事業カルテ上の金額とは一致しない。

（事業効果の推移）

活動	一斉キャンペーン参加者数（人）	336	383	341	401
指標					
成果					
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額は平成 22 年度から平成 23 年度にかけて減少しており、平成 24 年度には一旦、事業予算が策定されなかった。その後、平成 25 年度にあらためて事務執行がなされることとなった。平成 24 年度は一旦、国の交付金事業において実施されたものの、平成 25 年度からは県の独自予算として、あらためて事務執行されることとなったためである。活動指標は平成 24 年度に減少しているものの、平成 25 年度は増加している。

【事業の目的と概要】

事業目的	青少年の非行防止に関する県民の意識の高揚を図り、県民総ぐるみで育成および非行防止に向けた環境づくりを推進する。
事業内容	<p>(1) 「青少年非行防止一斉行動」事業として、一斉街頭補導活動を実施する。</p> <p>(2) 「非行防止一斉キャンペーン」事業として、街頭啓発活動を実施するとともに、非行防止ポスターを掲示する。</p> <p>(3) 「マナー意識向上活動」事業として、マナーアップ指導（高校生の通学路における一斉マナー指導）及び非行事例集を作成する。</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

非行防止一斉キャンペーン実施事業

＜理由＞

事業カルテ上の事業数は3つとなっており、「青少年非行防止一斉行動実施事業」、「マナー意識向上実施事業」及び「非行防止一斉キャンペーン実施事業」に区別される。この内、「青少年非行防止一斉行動実施事業」及び「マナー意識向上実施事業」については実行予算が策定されない事業であるため、「非行防止一斉キャンペーン実施事業」を検証対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「非行がなくなること」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

当該事業の実施主体は福井県自身であり、実施主体との成功イメージ共有という課題は生じない。担当課は子ども家庭課ではなく、県民安全課である。事業の目的からも明らかなおと、事業を実施している県民安全課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることを明確に認識している。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・関係者によるショッピングセンター等での街頭啓発。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については県民安全課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。他の関連事業についても、同様な意識付けが望まれる。

○指標について

活動指標として「一斉キャンペーン参加者数」の1つが設定されている。成果目標は設定されていない。

数値目標を設定することが難しいため、特記事項に目標とすることを具体的に示している。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・数値ではなく言葉

意見

当該事業は、青少年が不良行為に至らぬよう、また犯罪に巻き込まれないよう声掛け・補導を行うとともに、県民全体に青少年の非行防止に関する意識を高めることを目的として街頭啓発を行うものである。こうした事業目的からすれば、「手渡した配布物の数」についても活動指標の候補として考えられる。

意見

「子育て対策としての指標を別個策定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、成果指標自体が設定されておらず、指標を設定することを検討することが望ましい。事業の性格上、成果指標を計数化することが難しいが、アンケートによる意識調査の結果を踏まえた指標も想定される。また、カルテ上の特記事項の欄に、当該事業が子育て関連事業に位置付けられている旨を明示することが考えられる。

意見

「成果をあげるためには数値目標とその管理が必要」というのが外部監査の基本的な立場であるが、場合によっては目標が数値でない方がよいと考えられる事業も存在する。当該事業のように、数値目標が定められないような事業については、その旨を備考に記載し、特記事項にて文章で担当課の意志と目指すところを示すことも一つの考え方である。当該事業におけるカルテの取扱いには柔軟さと丁寧さが感じられる。こういったカルテの使い方も外部監査としては支持する。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は安全環境部県民安全課の青少年育成グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識しており、子どもの非行防止は青少年の健全育成そのものであり、子育て対策として有効であると判断している。

意見

子どもの健全育成は子育てそのものとの所管課の判断は妥当である。したがって、当該事業は子育て対策として十分に有効であると考えられる。今後も、子育て対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

当該事業は、各市町の青少年愛護センターや県警が行う活動のサポートを行う事業であり、公平性に問題を生じるような事業内容はないことから、検討を省略する。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、目的が明確であり実施している内容自体が頻繁に更新される性格の事業ではない。

意見

当該事業は、地道な活動が続けることが目的達成への近道であり、事業の目標を踏まえると、実際に行う活動内容はむしろ頻繁に変更しないことも考えられる。むしろ、同様の事業内容を安価に実現していくことについて引き続き検討していくことが望ましい。

○コストについて

当該事業で支出される内容は、事務的経費とキャンペーンのグッズ代である。

意見

事業によっても異なるが、一般的に啓発事業の場合には費用対効果はグッズの選定の仕方次第で予算執行金額が大きく異なる。当該事業の主なキャンペーングッズは、パンフレット入りのウェットティッシュであり、価格や利便性を踏まえると啓発用グッズとしての効果が期待される。そのため、一度はその効果について計数化するなどして分析してみることも有用である。また、啓発への効果が高いと判断できるのであれば、他の啓発事業との併用や応用についても検討することが考えられる。

意見

キャンペーンにおけるグッズの配布はある程度の効果は期待できるが、その効果の発現期間はグッズが処分されるまでである。一方、非行防止協力店などにステッカーを配布し貼付を依頼すれば、相当期間の効果が期待できる。簡単なキャッチコピーとステッカーの効果は既に「ママ・ファースト」事業において啓発グッズとしての有効性が証明されており、こうしたノウハウを効果的に用いることも考えられる。

IV-8-2 青少年のインターネット非行・被害対策事業

【予算額、決算額および指標の推移】

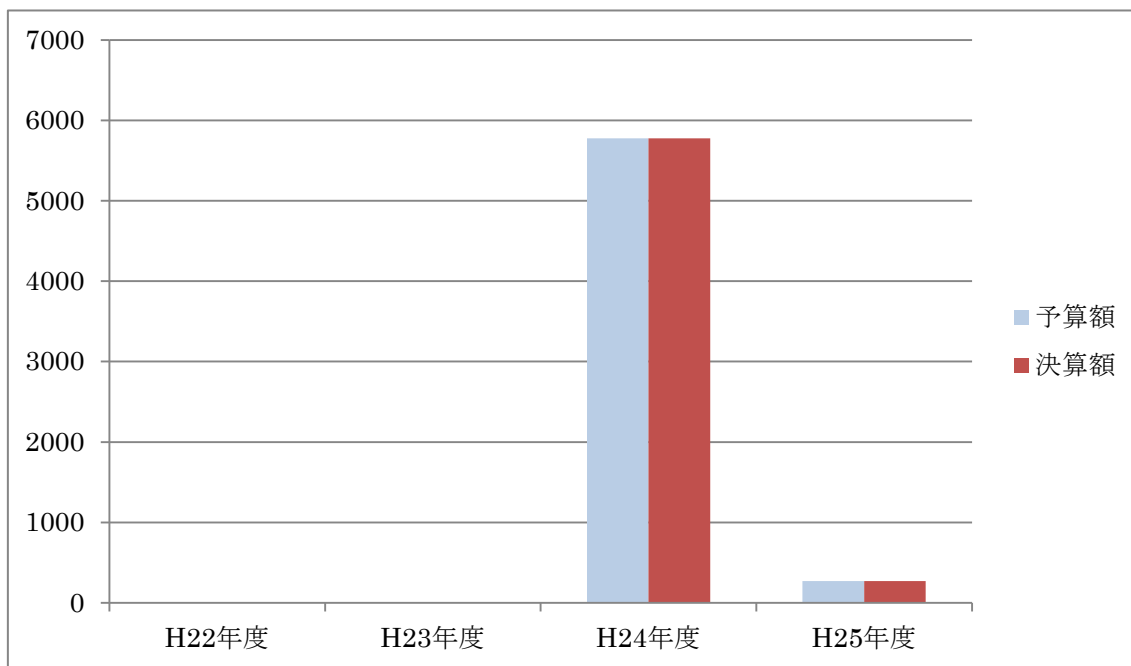
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	—	—	5,775	269
決算額（千円）	—	—	5,775	269

（事業効果の推移）

活動 指標	小中高校に対する情報の提供回数（回）	—	—	50	50
	市町等に対する研修の実施回数（回）	—	—	40	4
成果 指標	インターネット関連の被害相談件数（件）	—	—	58	66

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



青少年のインターネット非行・被害対策事業は、平成 24 年度から開始されている。当該年度には専門業者へ委託費を支払っており、平成 25 年度からは委託から得られたノウハウを生かして所管課の職員が業務を実施している。そのため、予算額および決算額は大きく減少した。なお、活動指標のうち「小中高校に対する情報の提供回数」については横ばいであるが、「市町に対する研修の実施回数」は平成 24 年度に 40 回であったものが平成 25 年度には 4 回に激減している。これは、平成 25 年度において、ブロックごとの集合研修としたためである。成果指標の「インターネット関連の被害相談件数」は若干増加を示している。

【事業の目的と概要】

事業目的	青少年をネットの非行・被害から守るため、青少年のネット利用を管理・指導する保護者に対し、ネット上の危険に関する情報等を提供する。また、行政機関担当者への研修を実施することで、非行・被害防止対策を強化する。
事業内容	<p>(1) 小・中・高校、特別支援学校の保護者及び青少年愛護センターに対して、インターネット上の犯罪等に対する情報を提供する。</p> <p>(2) アドバイザーによる行政機関担当者への助言（相談ホットライン）および行政機関担当者研修を実施する。</p>

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

行政機関担当者研修事業

<理由>

事業カルテ上の事業数は2つとなっており、「インターネットの犯罪等に対する情報提供事業」及び「行政機関担当者研修事業」に区別される。この内、「インターネットの犯罪等に対する情報提供事業」については実行予算が策定されない事業であった。そのため、「行政機関担当者研修事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「青少年がインターネットを通じた非行の被害者にも加害者にもならないこと」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

当該事業の実施主体は福井県自身であり、実施主体との成功イメージ共有という課題は生じない。担当課は子ども家庭課ではなく、県民安全課である。事業の目的からも明らかなどおり、事業を実施している県民安全課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることを明確に認識している。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・メールマガジンの配信による学校・関係機関を通じた保護者への周知。
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然である。しかし、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については県民安全課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。他の関連事業についても、同様な意識付けが望まれる。

○指標について

活動指標として「小中高校に対する情報の提供回数」と「市町等に対する研修の実施回数」の2つ、成果指標として「インターネット関連の被害相談件数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標および成果指標とも、現在のものを妥当と判断する。ただし、研修事業に対する直接的な成果指標として「研修会参加者数」を追加することも考えられる。また、平成25年度に研修回数が大きく減少した結果、研修の参加者数も大きく減少している。そのため、事業の成果としては低下していると言わざるを得ない。なお、活動指標を大きく変化させた場合には、これに伴って変化する成果指標についても必ず明示すべきである。

意見

「子育て対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、指標はアンケートなどで得られる結果に基づいて測定することが望ましい。なお、事務事業カルテ上は、本来の成果指標として位置付けた方が良くと思われるが、読み手への配慮を踏まえ、「特記事項の欄」にもその旨を記載しておくべきである。

意見

成果指標、活動指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は安全環境部県民安全課の青少年育成グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識している。近年、青少年がインターネットを通じた非行の被害者や加害者となる例が増加しており、その対策は緊急を要する。当該事業の目標である「青少年がインターネットを通じた非行の被害者にも加害者にもならないこと」は青少年の健全育成に十分資するものであり、子育て対策として有効であると判断している。

意見

「青少年がインターネットを通じた非行の被害者にも加害者にもならないこと」が子育て対策となるとの所管課の判断は妥当である。したがって、当該事業は子育て対策として十分に有効であると考えられる。今後も、子育て対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

青少年のインターネット非行・被害対策事業として、インターネット上の犯罪に関する情報を収集し、関係者に伝達することで未然にインターネットを通じた非行を防止する事業とアドバイザーによる行政機関担当者への助言や研修を行う事業の 2 事業が実施されている。いずれの事業も公平性に問題を生じるような事業内容はなく、検討を省略する。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成 24 年度において民間業者への委託していた事業を、平成 25 年度より県民安全課の職員が直接行うといった見直しを行っている。

意見

平成 24 年度に開始した事業であるが、その実効性を検討した結果をもって翌平成 25 年度から事業内容を変更している。こうした変更は事業の質の向上をもたらすことが期待されるものの、どの程度のコストが増加したかについて事後的にでも検証する必要がある

○コストについて

決算額は平成 24 年度の 5,775 千円から平成 25 年度には 269 千円となっているが、これは委託部分を県の職員が実施することに変更したことによる。その一方で、活動指標の「市町等に対する研修の実施回数」は平成 24 年度に 40 回であったものが平成 25 年度は 4 回と大きく減少している。

意見

決算額は減少したが、直接コストが削減されたわけではない。今後、平成 25 年度に要した職員の工数を把握し、どの程度職員の人的コストがかかったかについて別途分析する必要がある。

意見

研修回数の減少は、事実上のコスト削減と考えることができる。もちろん、研修がブロック単位となったことで参加者数が減少するほか、参加者の理解度が低下する可能性もあるため、一概に評価することはできない。しかし、今回のケースではコスト削減に対して大きく寄与している。事業カルテ上の決算額に表れないこのようなコスト削減努力について、積極的に評価の対象とすべきである。

○費用対効果

小中高校に対して提供している情報は、毎週、県民安全課の職員が収集・整理したものである。

意見

先に述べたように、事業に要するコストは捉えにくくなったものの、県の費用対効果向上へのアプローチ姿勢はより明確になった。こうした成功要因の一つには、「担当者を頻繁に変えない」ことが挙げられる。外部監査の過程において提供される情報を閲覧したが、当該事業の内容は「誰がやっても満足度が一定である」という性質のものではない。そうした意味では、担当する人間の経験やノウハウによって左右される事業と考えられる。引き続き当該事業を県の職員が担当するのであれば、キャリアの長い職員に担当させるなどの対応があっても良い。

【その他】

○国庫事業への対応について

青少年のインターネット非行・被害対策事業は平成 24 年度に国庫事業として国からの交付金を財源としてスタートした事業である。平成 25 年度には国庫事業は廃止され県の事業となり予算額は大きく減少している。

意見

国庫事業の廃止はよくあるが、今回のように 1 年で事業が廃止されることは珍しい。国庫事業については国の問題であり、県の外部監査として意見を述べることはできないが、（突然）廃止された場合の対応については県の力量が試される。当該事業では事業を廃止せず、予算規模を大きく縮小してでも県単独事業として継続している。所管課では事業継続にあたり、研修回数の減少、委託の停止など支出額を大きく削減しているが、その影響を最小限に抑えるよう努力している。特に、1 年間の委託業務で得たノウハウで業務を自ら実施することは相当の努力があったものと推測できる。

当該事例は、国庫事業の廃止への対応がうまくいった事例であるが、国庫事業については廃止された場合の方針とその対応策を事前に考えておく必要がある。

IV-9 地域社会の子育て力向上に関する事業

福井県では「地域社会の子育て力向上に関する事業」として、次ページ以降に記載する「IV-9-1」から「IV-9-4」までの事業のほかにも、下記の事業を実施している。しかし、別途検討済みであることから、あらためて検討しない方針とした。

(他の施策と重複して検討している事業)

施策名	事業名
IV-4 経済的支援の充実に関する事業	IV-4-1 すみずみ子育てサポート事業

IV-9-1 子育てマイスター地域活動推進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

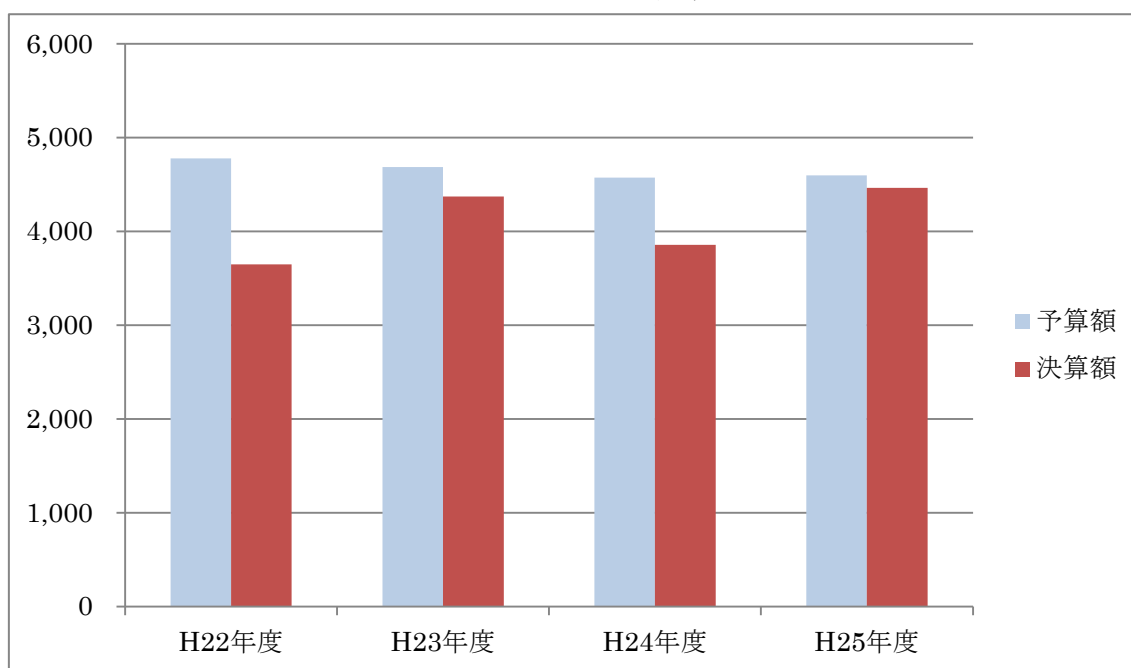
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	4,776	4,686	4,571	4,595
決算額（千円）	3,646	4,372	3,856	4,462

（事業効果の推移）

活動	実施市町数	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
指標					
成果	子育てマイスター登録者数（人）	482	544	531	510
	市町における活動参加保護者数（人）	18,431	19,032	21,450	22,107

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額については若干の減少傾向となっているが、決算額については年度によって増減がある。決算額の増減は、子育てマイスター制度周知のための広報の内容等が年度によって異なるためである。

活動指標は横ばいで、成果指標のうち「子育てマイスター登録者数」は横ばいもしくは減少傾向であり、「市町における活動参加保護者数」は増加傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	地域で子育て中の保護者が気軽に相談できる環境を整備するため、子育てに関わりのある有資格者を、県が「子育てマイスター」として認定登録し、活動を支援する。
事業内容	<p>(1) 子育てマイスター登録・広報 社会貢献を望む子育てに関わりのある有資格者を募集し、子育てマイスターとして認定登録および制度の県民への周知</p> <p>(2) 子育てマイスター活動 ①子育てマイスターをラジオ番組の育児相談アドバイザーとして派遣し、専門化としてのアドバイスを実施 ②乳幼児と保護者が一緒に集える場を提供し、子育てマイスターを活用する経費に補助する。(負担割合：県1/2 市町1/2)</p> <p>(3) 研修会の開催 子育てマイスター研修会の開催</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

子育てマイスター地域活動推進事業

＜理由＞

事業カルテ上の事業数は2つとなっており、県が実行予算として実施する「子育てマイスターの登録・広報」と「市町への補助事業」とに区別される。このうち、事務執行手続が複雑となる「市町への補助事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「保護者が気軽に相談できる子育てしやすい環境の確立とその維持」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・チラシ・パンフレット・ホームページ等における制度の周知、新聞を通じたマイスターによる子育て助言及びこうした助言をまとめた本の出版による周知。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。「子育てマイスター」も「すみずみ子育てサポート」と同様、わかりやすい事業名である。子育てマイスター事業で注目すべきは、「現場で直接相談を聞く」だけでなく、ラジオ・新聞といったメディアを使っている点である。ラジオはともかく、新聞での情報提供は反響が大きく、便利に利用している人も多いようである。こういった手法は、他の事業で応用できるかもしれない。

なお、福井県は子育てマイスターの必要数を400人程度としており、現在のところ充足している。マイスターの数が制度の浸透につながることからすれば、もう少し員数を増加して対応することも考えられる。福井県における当該事業の知名度を踏まえると、実際の対応に際して積極的に他部署の協力を得ていくことが望まれる。

○指標について

活動指標として、「実施市町数」の1つ、成果指標として、「子育てマイスター登録者数」と「市町における活動参加保護者数」の2つが設定されている。

数値目標は、子育てマイスターを知っている人の割合50%である。成果指標である「市町における活動参加保護者数」は順調に増加しているが、「実施市町数」は14のままで、「子育てマイスター登録者数」は減少傾向である。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標は現在 1 つだが、もうひとつの活動指標として、子育てマイスターの「活動回数」というのも活動指標として示してもよい。また、成果指標の「子育てマイスター登録者数」および「市町における活動参加保護者数」は活動指標に近いので、成果指標としては「子育てマイスターを知っている人の割合」とすることも考えられる。

事業目標として「子育てマイスターを知っている人の割合」が 50%という指標が設定されているにもかかわらず、成果指標に「子育てマイスターを知っている人の割合」が示されていない。これは「子育てマイスターを知っている人の割合」について、毎年度集計されるものではないためである。「みんなの意識の変化を示す指標をひとつ成果指標におくべき」との観点から、「子育てマイスターを知っている人の割合」を成果指標とすることも考えられる。

意見

事業目標は設定されているものの、活動指標、成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。「目標管理」は 3E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要論点である。

なお、子育てマイスター登録者数は 400 人体制の維持が目標であるから、平成 24 年度以降、登録者数は減少しているものの、目的は達成していることになる。カルテに示された数値が良いか悪いかを示すためにも、事業カルテの備考欄にこうした説明も記述しておくべきである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

平成 25 年度現在、子育てマイスター制度の配置（実施）市町数は 14 市町である。残り 3 つの市町（越前市、池田町、高浜町）は子育てマイスターを配置しているが、独自の事業として実施しており、県への補助要請は実施していない。

意見

全ての市町で子育てマイスター制度が運用されており、公平性に問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。制度の大枠を変えるようなことはないが、質的な面については研修会などによりアップデートが図られている。

○コストについて

子育てマイスターは子育てに関係の深い有資格者（看護師、保育士および医師他）のボランティアであり、基本的に人件費は発生しない。事務執行コストとして大きいのは、新聞記事を冊子にして配布する費用やラジオ放送料である。

意見

ボランティアの活躍がメインの事業であるので、これに係る直接のコストはボランティア保険ぐらいである。ボランティアを基本とする事業は費用対効果はかなり高い。福井県は、あらゆる事業でボランティアの可能性を探るべきである。

意見

新聞やラジオに係る支出は事業目標の「子育てマイスターを知っている人の割合」（＝周知率）に直結するものであり、削減には注意が必要である。例えば、「木曜日の新聞記事」というのは、冊子にして配布するかどうか（年間80万円程度）は後々検討するとして、記事の掲載自体は無料であるし、記事の反響を考えると費用対効果が極めて高い。公平性も問題なく、積極的に事業を継続すべきである。ラジオ放送については、現在の子育て世代は昔に比べればあまりラジオを聞かないと考えられ、事業の効果は以前よりも下がることが予想される。そのため、平成26年度からラジオ放送をやめるという選択は合理的である。今後も、費用対効果を意識した取捨選択を行っていく必要がある。

IV-9-2 「ママ・ファースト運動」推進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

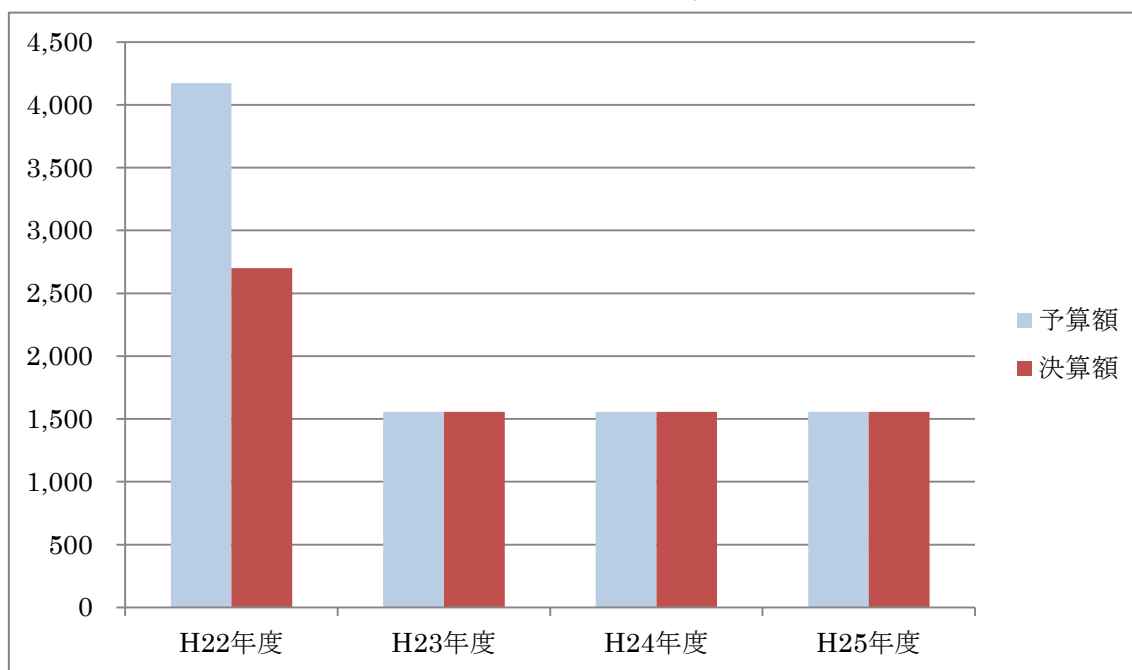
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	4,173	1,555	1,555	1,555
決算額（千円）	2,700	1,555	1,555	1,555

（事業効果の推移）

活動	学校出前講座実施回数（回）	5	5	6	3
指標					
成果	協力店舗数（店）	1,814	2,030	2,110	1,785
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



「ママ・ファースト運動」推進事業の予算額、決算額は平成23年度に1,555千円となつてからは毎期同額となっている。平成22年度までは「ママ・ファースト運動」について県職員が直接実行するための予算も計上していたが、平成23年度以降はこうした事務の執行予算を削減して取り組んでいることによる（ゼロ予算）。なお、活動指標及び成果指標ともに平成25年度に減少している。

【事業の目的と概要】

事業目的	<p>企業、地域社会、行政が一体となって子育てを応援する取組を行い、子育てに優しい福井の実現を目指す県民運動「ママ・ファースト運動」を、官民共同により展開する。</p> <p>病院やスーパー、公共交通機関等で妊婦・子ども連れの家族を優先する県民運動を展開する。</p> <p>子ども3人以上の世帯等を対象とした割引・特典サービスを実施する店舗を募集し、企業の参画により子育て家庭を応援する。(すまいるFカード事業)</p>
事業内容	<p>ママ・ファースト運動普及啓発事業</p> <p>○運動強化月間（11月）街頭キャンペーン（チラシ配布）</p> <p>○すまいるFカード事業</p> <p>協賛店舗で子どもが3人以上いる世帯を対象に割引・特典を実施</p>

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

ママ・ファースト運動推進事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「ママ・ファースト運動推進事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「企業、地域社会、行政が一体となって子育てを応援する社会の確立」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・県のホームページによる事業内容の掲載
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。また、担当課以外の他部署の協力をえることにより、事業の3E拡大を狙える側面もある。

事業目的にあるとおり、「企業、地域社会、行政が一体となって」がんばることが重要視される事業である。福井県の組織としても、事業を所管する健康福祉部だけががんばっても大きな成果は望めない。まず、組織内で広がりをもった活動にしなければならない。市町の施設などが、どの程度協力してくれているのかも重要である。企業、地域社会に運動が広がるのは、その延長線で考えるべきである。また、ママ・ファーストの普及に高校の授業を使っていることなどは、事業の有効性に及ぼす影響が大きくなると期待される。積極的に他部署との協力を模索すべきである。

○指標について

活動指標として「学校出前講座実施回数」の1つ、成果指標として「協力店舗数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。活動指標の「学校出前講座実施回数」、成果指標の「協力店舗数」ともに平成25年度に減少している。

数値目標は設定されていない。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

当該事業は、事業名が「ママ・ファースト運動」推進事業となっており、事業細目も 1 つに集約されている。しかし、事業の内容的には、ママ・ファースト運動普及啓発事業とすまいる F カード事業に区別される。そのため、カルテの本来の使い方を考えるのであれば、まずは事業をこの 2 つに区別し、それぞれに指標を設定することが望ましい。

ママ・ファースト運動普及啓発事業の活動指標としては、現在採用されている「学校出前講座実施数」だけでなく、より直接的な指標である「講座参加者数」も加えるべきである。また、すまいる F カード事業の活動指標としては、「すまいる F カード新規申込者数」についても追加することを検討すべきである。このほか、事業全体の活動指標として、「協賛店舗数」を示すことも考えられる。なお、「協賛店舗数」は現在の成果指標である「協力店舗数」のうち、すまいる F カードに協賛し、子育て応援のための何らかの運動を実施している事業所数を示す指標である。

成果指標については、事業の目的からママ・ファースト運動推進事業について「ママ・ファースト認知度」を、すまいる F カード事業について「すまいる F カード保有者」および「すまいる F カード認知度」の設定を検討すべきである。なお、「みんなの意識の変化を示す指標をひとつ成果指標におくべき」は、前述の子育て事業と同様、外部監査の基本的な主張であるが、当該事業の場合、「ママ・ファースト認知度」および「すまいる F カード認知度」がこれにあたる。

意見

活動指標、成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、目標値を定めるべきである。「目標管理」は 3 E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○事業効果について

すまいる F カード事業は、18 歳未満の子どもが 3 人以上いる世帯を対象とした割引・特典を実施する店舗を募集し、企業の参画により子育て世代を応援する事業である。

意見

事業効果を最大限に発揮するためには、すまいる F カードの認知度が高くなければならない。こうしたサービスがあることが周知されなければ、事業効果は高くない。こうした観点からも、すまいる F カードの認知度がどの程度あるかを成果指標として掲げることが望まれる。

○協賛店舗数の減少について

平成 25 年度に成果指標である「協賛店舗数」が大きく減少している。「協賛店舗数」はすまいる F カードを利用できる店舗の数である。

意見

すまいる F カード事業の「協賛店舗数」の減少について、県でも問題であると考えている。そこで、積極的な勧誘を実施した結果を踏まえ、子ども家庭課では平成 27 年度において増加に転じると見込んでいる。協賛店舗数の拡大は、当該事業を実施するに当たって必要不可欠である。そうした意味からも、継続的に取り組んでいくことが望まれる。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

ママ・ファースト運動普及啓発活動について、ママ・ファースト認知度が高まれば、その効果は県内全域に広がるため、県内各市町における公平性に問題ないと考えられる。また、すまいる F カード事業について、協賛店舗の所在地に偏りがある場合には公平性に問題が生じるが、そのような事実はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1 年に一度の見直しがなされる。事業の性質から、基本的な内容はあまり変更がない。

○コストについて

平成 23 年度以降、ママ・ファースト運動普及啓発事業は予算が無い中で実施されており、街頭キャンペーンなどで配布するチラシなども過去に作成したものを利用している。決算額の 1,555 千円はすべて、すまいる F カード事業を実行しているふくいウェルフェア事業実行委員会への補助金であるため、直接的なコスト削減のためには補助金の削減が必要となる。ただし、こうした補助金は人件費に、また協賛店舗からの協賛金はすまいる F カードの発行費用や利用可能店舗を記載したガイドパンフレットの製作費用に充当されており、削減の余地は少ない。

意見

ママ・ファースト運動普及啓発事業は、いわゆる“ゼロ予算”で行われている。そのため、現状、これ以上コストダウンの余地はない。ただし、巡回パネル等は、過年度に作成したものを再利用することから、これら備品については今後の活動に利用されただけ実施的なコスト削減と考えることも可能である。

【その他】

○事業手法について

繰り返し述べているように、ママ・ファースト運動事業はゼロ予算で実行されている。

ママ・ファースト運動事業は執行予算がゼロであり、費用対効果は極めて高いというのが、外部監査の見立てである。ママ・ファースト運動事業は、「ステッカーをお店に貼る」だけの内容であるが、福井県の子育て支援姿勢を示すうえで相当の効果をもたらしている。少なくとも、サービスを楽しむ利用者だけでなく、サービスを供給する事業者についても同じ目線に立つことにより、県民が一体となって子育て支援を実現させる点で高く評価されるべきである。そのうえで、事務執行に関する追加的な支出が無い事業でもあり、3Eの観点からたいへん優れている手法であることを改めて認識しなければならない。

ただし、ママ・ファーストについては、ステッカーそのものが良かったということも見逃せない。ステッカーをお店に貼ったとしても、抽象的で分かりにくいものであったならこれだけの普及は無かったかもしれない。デザイン的に優れているというわけではなく、具体的で、かつ一見して何を意味しているかが判断でき、しかも、小さい子どもからお年寄りまで誰にでもすぐわかることが重要であったと考えられる。一時的な効果のみが強調されるチラシやパンフレットなどと比較して、事業を継続する限り効果の発現が期待されるこうした手法の利用は、工夫によって3Eが向上することを示している。そうした意味で、当該事業は通常想定した以上の価値を持つと考えられる。

IV-9-3 児童更生施設整備補助事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	34,758	46,559	15,623	15,098
決算額（千円）	28,338	53,163	9,286	15,097

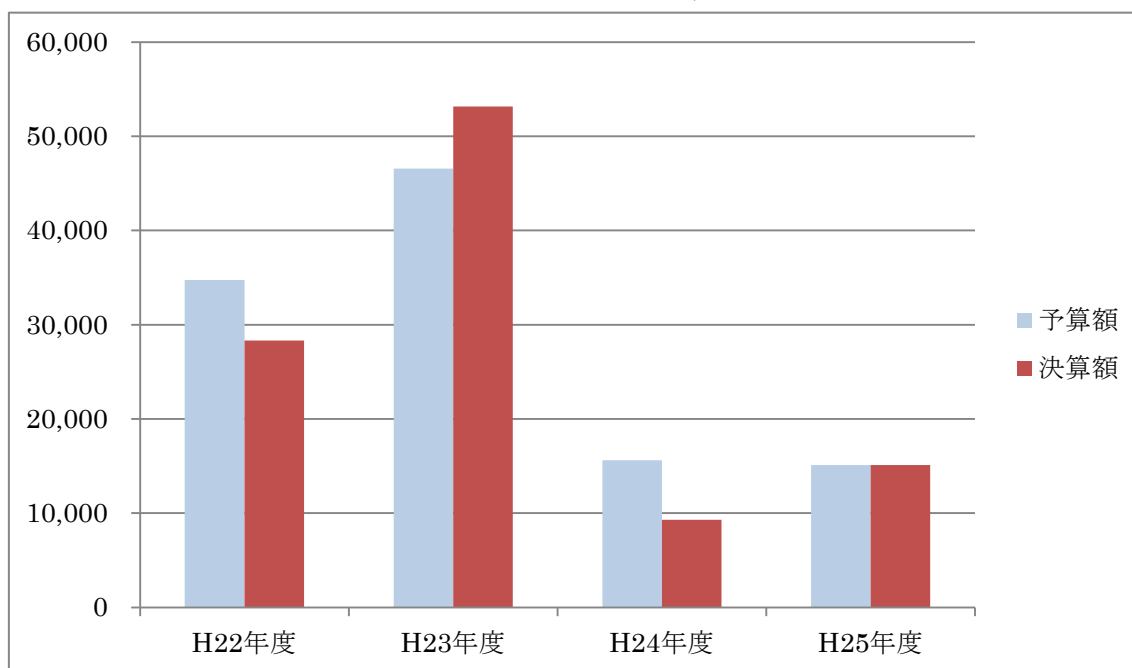
（事業効果の推移）

活動	整備費補助数（先）	1	5	2	1
指標					
成果	整備箇所の利用増加児童数（人）	26	251	0	49
指標					

注：成果指標の「整備箇所の利用増加児童数」について、平成24年度は大規模修繕のみで定員の増加がなかった。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額、決算額ともに年度によって大きく増減している。これは、当該事業の主な支出が施設整備費用であるため、大規模な整備があるか否かにより年度によって支出額が大きく増減するためである。活動指標、成果指標についても同様の傾向が認められる。

【事業の目的と概要】

事業目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かにするため、児童厚生施設の整備、活動費用を補助することにより児童の健全育成を図る。
事業内容	<p>(1) 児童館整備事業 児童館・児童センター等の整備に対し補助する 負担割合：国 1/3 (直接補助) 県 1/3 設置者 1/3</p> <p>(2) 家庭支援推進児童館運営費補助事業 通常の児童厚生員による遊びの指導だけでなく、家庭環境に配慮が必要な児童の心理的発達や特性を踏まえた相談指導、学習指導等幅広い育成活動 負担割合：県 1/2 設置者 1/2</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

児童厚生施設整備所補助事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「児童厚生施設整備所補助事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

検査確認日が 3 月 31 日となっており、検査実施日に正確性を欠く事実が発見された。

IV-4-1 の指摘事項と同様であり、当該項目を参照されたい。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「児童への健全な遊びを与えることによる健全育成」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・「ふくいエンゼルネットプラス」による広報。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

どういったイメージをもって社会に理解してもらうかによって、事業の3Eは変わってくることに留意した広報が必要である。

当該事業は昭和39年の開始である。時代背景を考えれば、児童館の役割が「児童福祉」に重きを置かれていたのは自然なことであるが、今現在もそうかといえば、必ずしもそうでないかもしれない。児童クラブは、保護者にとって保育園の延長として位置付けられるようになり、むしろ「子育て応援のツール」や「共働き応援、男女共同参画社会実現のためのツール」としての役割が大きくなってきている。事業開始当初の目的が色あせているわけではないが、「健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かにする」では、若い保護者からの支持を得られにくい。そこで、今日的な事業の意味として、「子育て支援」を前面に打ち出して事務執行を行っていくことも考えられる。

○指標について

活動指標として「整備補助数」の1つ、成果指標として「整備箇所の利用増加児童数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

事業内容と目的から、指標はいずれも妥当といえるが、成果指標の「整備箇所の利用増加児童数」は活動指標に近い活動指標とすべきである。

事業目的の達成のためには、児童館等が広く整備されており、かつその利用度が高い必要がある。したがって、成果指標としては「小学校区に対する児童館等の整備割合」や「児童館延べ利用者数」が妥当と考えられる。また、それをなるべく減少させるという意味で、「留守家庭児童数」、あるいは「共働き世帯の児童館利用に関する満足度」なども成果指標の候補として想定される。

意見

活動指標および成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

児童館については、各市町が積極的に整備を行ってきている。福井県内において児童館が未整備の地域は急速になくなりつつあるが、過疎化の進行により整備が難しい地域もある。

意見

子どもの移動や地域コミュニティを考えると、1つの小学校に対し1つの児童館が整備されることが理想である。ただし、現在の制度では事業の補助負担率が国3分の1、県3分の1、設置者（市町）3分の1となっているため、市町の財政状況も児童館等の整備に影響する。

福井県は児童館等の設置者である市町に対し、児童館等の整備を強制することはできない。しかし、整備が進んでいない市町に対して、計画的な整備を指導していく必要はある。現在の事務事業カルテに記載されている所属課の方針は、「今後も計画的に整備する」であり、現在の福井県の方向性について適切なものであると判断している。ただし、こうした継続した取り組みは一方で、今後の少子化の進行により投資効果の減少をもたらすリスクがあることにも留意しておく必要がある。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業では、平成21年度に対象を小学4年生以上に拡大するだけでなく、留守家庭の子どもを受け入れる場合の施設整備にかかる補助率を拡大している。

意見

児童館等整備事業は国が進める制度の一環として実施されるものであり、県が単独で当該事業の内容を変更することはできない。そのため、適時性として重要となるのが実際の児童館整備数である。今後、児童数の予測などから計画的に施設整備すべきであるが、その際には社会の考え方の変化についても考慮する必要がある。少なくとも、将来的な施設利用の可能性を踏まえ、アンケートにより利用者ニーズの変化を適時に把握しておくことが重要である。そういう意味では現在行われているアンケートについても、5年に1度ではなく毎年でも実施したいところである。

○コストについて

当該事業の支出額は主として児童館整備等に対する補助金であるが、補助率は国により決められており、変更はできない。児童館等は計画的に整備する方針であり、現時点でコスト削減の余地はない。

【その他】

福井県において、児童全体に占める児童館等を利用する児童の割合は増加を続けている。

意見

両親が共働きでどちらも正規職員ということになれば、帰宅は6時を越えると考えのが現実的である。この場合、核家族世帯の子どもが6時以前に帰宅すれば、家には子どもだけという状況になる。中学生になれば、部活動などで帰りが遅くなるため問題は無いが、小学生の場合はそうではない。子どもの育成を考えた場合、現代社会におけるこうした環境をできる限り避けることが望ましい。両親のどちらかが児童の帰宅時間までに家に戻らなければならないことを踏まえると、児童クラブが小学4年生以上の児童を受け入れるとしたことの意味は大きい。一方で、両親のいずれもが通常勤務への対応を担保することにも貢献しており、これによる当該世帯の経済的メリットも大きいと考えられる。意識調査では、子どもを多く持てない最大の理由は「経済的な負担」である。少なくとも、当該事業は「負担を軽減するために補助する」より、「世帯の収入が上がる」ことを間接的ではあるが、実現する効果をもたらす。児童クラブの対象年齢引き上げは、児童の育成の観点からだけでなく経済的な問題を解消する側面からも、社会が抱えている課題の解決に効果的である。そのため、一度は費用対効果を多角的に検討してみることが望ましい。

IV-9-4 放課後子どもクラブ応援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

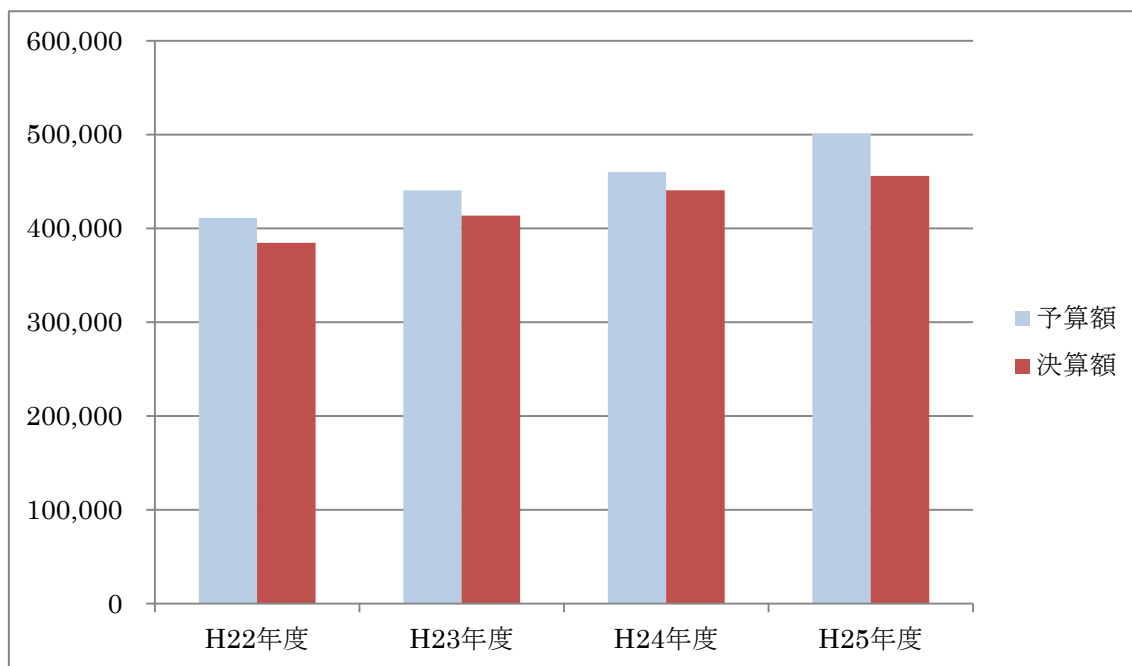
	H22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度
予算額 (千円)	411,300	440,666	459,980	500,597
決算額 (千円)	384,567	413,558	440,395	455,901

(事業効果の推移)

活動 指標	実施市町数	17 市町	17 市町	17 市町	17 市町
成果 指標	放課後子どもクラブ 6 年生 までの受入率 (%)	90.1	93.1	96.0	96.5

(予算額および決算額の推移)

(単位 ; 千円)



予算額および決算額は増加傾向にある。活動指標の「実施市町数」は平成 22 年度の段階で県内全 17 市町に達しており、これ以上の水準には至らない状況となっている。また、成果指標の「放課後子どもクラブ 6 年生までの受入率」については、上昇傾向が続いている。

【事業の目的と概要】

事業目的	放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に企画運営し、子どもの放課後の安全・安心な居場所の確保を図る。
事業内容	(1) 放課後対策を検討する市町の運営委員会を設置するとともに、放課後子ども教室の運営や備品整備に対する助成を行う。 (2) 放課後児童クラブの運営や改修・備品整備に対する助成を行う。 (3) 放課後の総合的なあり方等を検討する推進委員会を開催するとともに、指導者に対する研修会を開催する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

放課後子どもクラブ応援事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「放課後子どもクラブ応援事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「子どもたちに多様な放課後生活を送ってもらうこと」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、義務教育課である。事業を実施している義務教育課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることを明確に認識している。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・就学時検診における放課後子どもクラブのリーフレット配布。
- ・全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については義務教育課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。他の関連事業についても、同様な意識付けが望まれる。

○指標について

活動指標として「実施市町数」の1つが、活動指標として「放課後子どもクラブ6年生までの受入率」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

事業の性質からすれば、「放課後子どもクラブ6年生までの受入率」を2つ目の活動指標とし、成果指標として新たに「子どもたちの利用実績」とすることが考えられる。しかし、放課後子ども教室が自由参加であり、担当課の所見では数値の把握が難しいとのことである。当面現状を妥当とするも、「子どもの放課後の安全・安心な居場所の確保を図る」目的からすれば、利用度に着目した成果指標の設定が望まれる。

意見

「子育て対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、指標は「保護者の満足度」などがよいのではないか。また、カルテ上において、特記事項の欄に当該事業が子育て関連事業に位置付けられている旨を明示することが考えられる。

意見

できる限り数値目標を設定すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は教育庁義務教育課の授業力向上グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識しており、放課後子どもクラブ事業は子育て対策として有効であると判断している。

意見

小学校が終わった後の子どもの安全安心な居場所の確保は、共働きの多い福井県にとって非常に重要な子育て対策であり、当該事業が子育て対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、子育て対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

○全小学校区のカバーについて

放課後子どもクラブは、原則として小学校の校区にそれぞれ1つ以上設置されることが望ましい。現状6年生までの児童について、全200校区に対し193校区が受入可能となっている。ただし、残りの7校区については地域性からニーズがないと判断している校区もあり、事実上は全校区の100%カバーしている状況にある。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。平成25年度現在、当該事業についてはニーズのある全地域をカバーできている。今後は、適切な状況での維持が課題となる。

○コストについて

支出額はほぼすべて17市町への補助金である。放課後子どもクラブに必要な支出額について、3分の1ずつを国、県および市町がそれぞれ負担する制度となっている。但し、一部付加的サービスについて県が独自に予算を設け支出している。市町からの事業報告に基づき支出しており、コスト削減余地はない。

○その他

文部科学省所管の「放課後子ども教室」と厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」を当該「放課後子どもクラブ応援事業」として取りまとめて実施している。これは、福井県独自の方針である。

意見

国の方針は異なるのかもしれないが、外部監査としては福井県の方針を合理的と考えている。「放課後子ども教室」は教育、「放課後児童クラブ」は福祉と本来の所管は異なる。しかし、これらの事業は「保護者目線」の事業である一方、「子ども目線」の事業でもある。そのため、利用者のニーズを満たす限り、県や市町の負担を踏まえ一緒に取りまとめて実施することが却って住民にとっては有益である。

IV-10 妊娠・出産の支援体制の充実に関する事業について

福井県では「妊娠・出産の支援体制の充実に関する事業」として、「母子保健事業」を実施している。ただし、当該事業は「IV-6 周産期医療の実施に関する事業」の一つでもあり、「IV-6-2」として検討している。そのため、ここではあらためて検討しない方針とした。

IV-11 不妊治療への支援に関する事業について

福井県では「不妊治療への支援に関する事業」としても、「母子保健事業」を実施している。ただし、当該事業は「IV-6 周産期医療の実施に関する事業」の一つでもあり、「IV-6-2」として検討している。そのため、ここではあらためて検討しない方針とした。

IV-12 保育サービスの充実に関する事業

福井県では「保育サービスの充実に関する事業」として、次ページ以降に記載する「IV-12-1」から「IV-12-4」までの事業のほかにも、下記の事業を実施している。しかし、別途検討済みであることから、あらためて検討しない方針とした。

(他の施策と重複して検討している事業)

施策名	事業名
IV-4 経済的支援の充実に関する事業	IV-4-4 すくすく保育支援事業

IV-12-1 保育所等補助事業

【予算額、決算額および指標の推移】

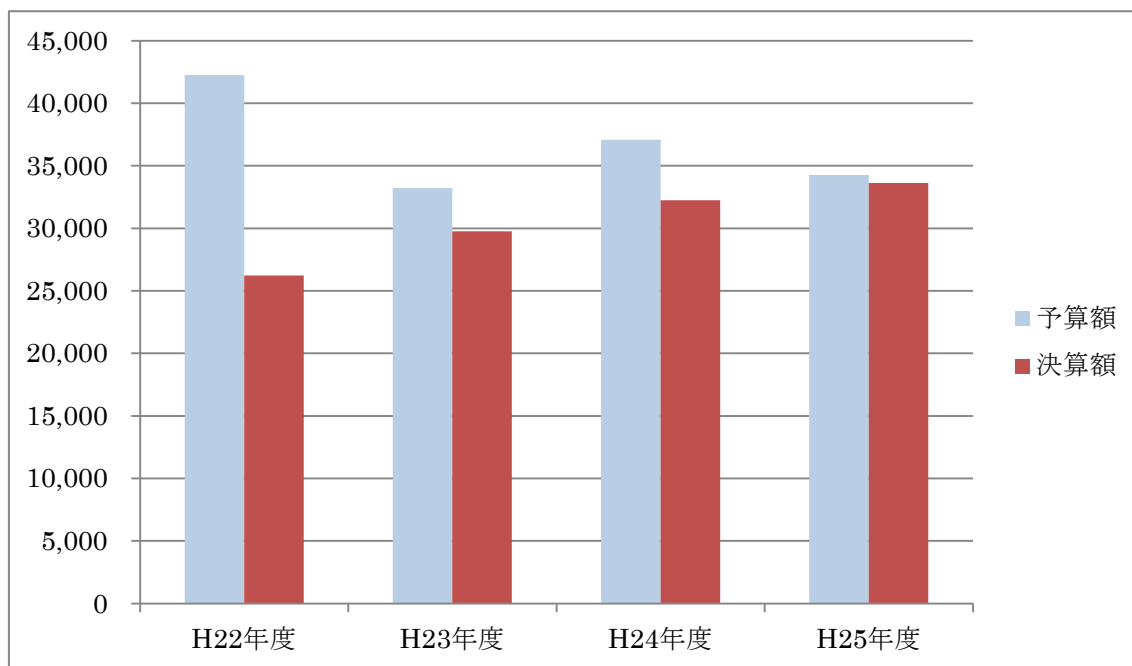
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	42,247	33,225	37,080	34,262
決算額（千円）	26,236	29,756	32,253	33,637

（事業効果の推移）

活動 指標	産休代替職員に対する補助 施設数（箇所）	75	90	87	78
成果 指標	産休代替職員数（人）	105	111	108	98

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額には各年度によって増減が認められるものの、決算額については増加傾向にある。これは、産休等代替職員費補助事業の利用が増加するに伴い、事務執行に伴う決算額も増加したことによる。利用する事業所や個人の事情にも影響されることから単純な比較はできないものの、活動指標及び成果指標については横ばいで推移している。

【事業の目的と概要】

事業目的	保育所等の児童福祉施設に入所している児童の処遇の向上を図るための各種事業を実施する。
事業内容	<p>(1) 産休等代替職員費補助事業 児童福祉施設等（介護保険・支援費対象施設を除く）の職員が産休、病休を取る場合、代替職員を雇用する経費を補助する。 負担割合：公立 県1/2 市町1/2 私立 県10/10</p> <p>①産休 産前6週産後8週 ②病休 病休開始後31日目から90日目までの間</p> <p>(2) 保育研究大会事業 実行委員会を設け、分科会、全体会、研究発表、基調講演等で構成する研究大会を開催する。((福)福井県社会福祉協議会に委託)</p>

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

保育所等補助事業

<理由>

事業カルテ上の事業数は2つとなっており、「産休等代替職員費補助事業」と県が実行予算として実施する「保育研究大会事業」とに区別される。このうち、予算規模が大きい「産休等代替職員費補助事業」を検討対象とした。

<検討結果>

交付決定伺において当初補助金交付額が 3,000 万円未満であったため、企画幹の承認をもって決裁した。しかし、のちに支出負担行為を変更し交付額が 3,000 万円以上となっており、本来であれば部長決裁が必要であったものの、部長の決裁を取り直す手続きがなされていない。福井県財務規則中の「本庁における執行伺の決裁および合議ならびに支出命令および確認支出の決裁区分表」によれば、本来、3,000 万円以上となる補助金交付事業についての執行伺は部長決裁を要する。そのため、今回のケースでは適切な決裁権者による決裁がないまま、支出確定が実行されている。

指摘

事務執行手続きについて、本来の承認行為者の承認を経て事務執行されるような体制を整備すべきである。予算執行額の水準により承認権限者が異なることから、一つの案件について金額の見直しがなされるケースでは、特に見直し後の金額水準に照らした再確認手続きの執行について検討するような体制の整備が望まれる。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「産休を取得しやすい保育現場を実現する一方で、保育の質が落ちない環境の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・休暇取得を促す環境整備を意図した指導監査。
- ・全体的アプローチ・・・・育児短時間勤務応援事業など職場復帰しやすい環境づくり。

このほか、毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度（5年度毎）には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

「所属の方針」を見る限りでは、福井県の方向性は妥当なものである。ただ、当該事業については、実施主体である市町や各事業所が福井県の方針を理解してくれるだけでなく、保護者の方々の理解も必要となる。事業の意味を保護者の方々にも十分理解していただき、はじめて成功イメージの共有は有効性を発揮する。市町や事業者と力を合わせて、これに取り組むべきである。

○指標について

活動指標として「産休代替職員に対する補助施設数」の1つ、成果指標として「産休代替職員数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・設定されていない

意見

当該事業を利用した職員・従業員が職場復帰しなければ、当該事業の効果は全く認められない。こうした視点を踏まえると、成果指標として「職場復帰率」を含めることが考えられる。また、当該事業の事業開始は古く、上記に記載した事業目的は昭和 27 年度時点のものである。当該事業について現代的な捉え方をするならば、所管課の方針としてカルテに示されている「出産の際、休暇を取得しやすいようにする」、「保護者の精神的な負担を軽減する」といった視点が追加されていると考えるべきである。そのため、「産休取得率」や「保護者のクレーム数」などについても成果指標の候補として考えられる。なお、保育研究大会事業に関して活動指標および成果指標が示されていない。少なくとも、「研究大会参加者数」などを活動指標の候補として検討することが望ましい。

意見

すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限り目標値を定めるべきである。「目標管理」は 3E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

現在示されている指標は制度の利用度を示す指標であるが、単純に多ければよいという性格のものではなく、他の事業と同様の視点からの目標値設定は難しい。そこで、設定すべき目標値として「100%」や「0 件」を掲げるも考えられる。例えば、「産休取得率」、「職場復帰率」については 100%、「保護者クレーム数」については 0 件などである。

○事業の有効性について

事業内容は産休病休の代替職員の確保に対する補助であるが、産休等を取得した後に職場復帰してもらうことが事業の有効性確保のためには必須である。

意見

病休は別として、産休を取った後に復帰できるか否かは本人の状況や意思もあるが、各事業所の雰囲気も重要となる。県としては、市町別、事業所別に産休後の職場復帰率を管理し、必要に応じて直接管理している市町へ助言・指導を行う必要がある。

【公平性について】

○事業所による事業利用可能性について

県内のすべての保育所等が対象となるため、一見公平性に問題はないようにも見える。しかし、実際に代替職員を確保できるか否かは事業所の立地や状況によって異なる。特に、人口過疎地ほど代替職員の確保は困難である。

意見

当該事業については保育事業所が制度を利用したくとも、代替職員を確保できなければ制度を利用できない。代替職員を確保しにくい市町にある事業所などについて、一義的には市町が対応すべき問題である。しかし、制度の運用にあたってどのように対処するかは、県がサポートすべき課題であると考えられる。特に、保育所の運営事業にあたっては専門職の代替職員が必要であり、その人材確保について難しいことが想定される。OB職員だけでなく市町や民間とも協力しながら、対応していく必要がある。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、昭和27年度開始であり比較的長く続いている事業であるが、内容がシンプルでもあり基本的な方針や事業内容自体について大きな変更はなされていない。

意見

社会的なニーズの高まりを踏まえると、事業内容の見直しを考慮するというよりも、事業を利用しやすい環境を整備していくことに注力すべきである。

○コストについて

支出されているのは代替職員の人件費と（福）福井県社会福祉協議会に委託している保育研究大会事業の委託費である。

意見

産休代替について言えば「職場復帰率」を上げることにより、実質的なコストを削減できる。産休後、退職してしまえば当該事業の支出は全く無駄になってしまう。

【福井県社会福祉協議会への委託事業について】

○委託契約の日付と内部書類の日付について

当該事業は福井県社会福祉協議会への委託事業となっている。当初、福井県社会福祉協議会の受付日は4月21日であったが、契約日は4月18日であることから事後的に受付日が同日付に修正されていた。

意見

福井県社会福祉協議会の内部書類上に受付印を押印することとなっているが、当該受付印の日付が訂正されていた。これは、県からの発送日（＝契約日）が金曜で、実際の受付は月曜となったことを事後的に修正していたためである。期日管理を徹底するためにも、相当の理由が無い状況では日付の訂正を行うべきである。

○実績報告による県へのフィードバックについて

委託事業完了後に実績報告書を作成しているが、当該実績報告は委託金額 400 千円に支出額を一致させて報告されていた。実際の支出額はそれ以上であり、実際には福井県社会福祉協議会が一部持ち出しを行っている。また、県の予算額の算定資料では、印刷製本費において単価を 240 円と見積もっているが、実際には 330 円であり乖離が大きい。

意見

実績報告において、委託金額 400 千円に支出額が一致するように報告されているが、次年度以降の予算策定のためにも実際に要した金額の報告を促すべきである。また、県の予算額の算定において明らかに執行が難しい金額で見積ることは問題であろう。事業に対する判断を誤らせる可能性がある。

IV-12-2 特別保育促進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

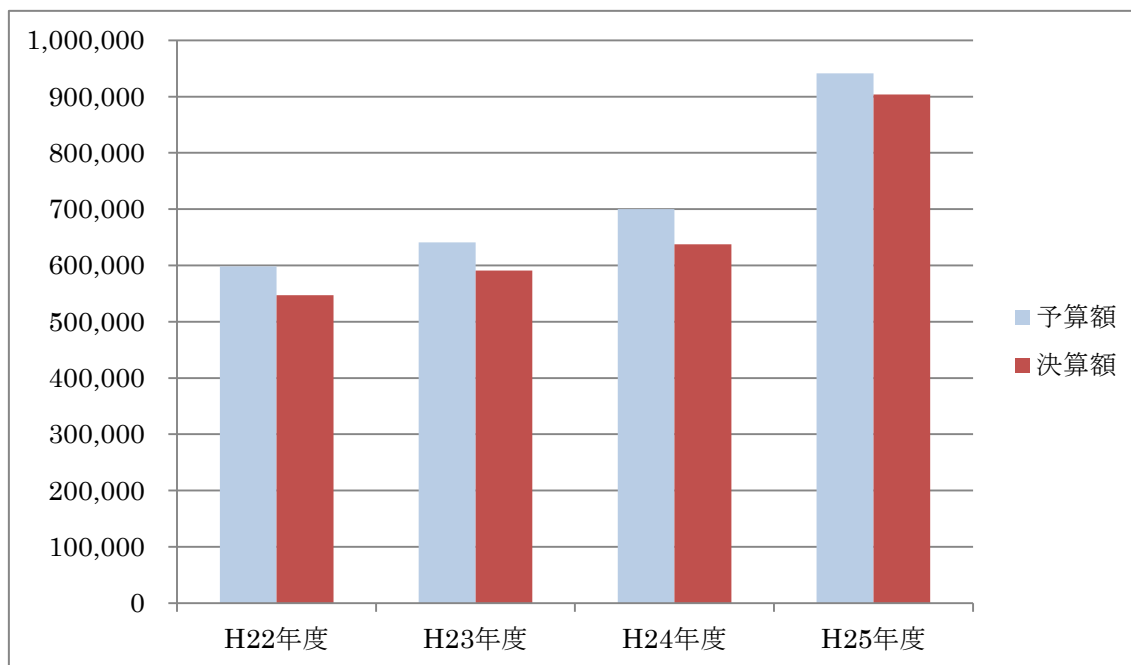
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	598,485	641,058	700,217	941,438
決算額（千円）	546,808	590,760	637,539	903,734

（事業効果の推移）

活動指標	特定保育実施箇所数（箇所）	8	5	6	6
	休日・夜間実施箇所数（箇所）	12	9	9	9
	病児・病後児保育実施箇所数（箇所）	18	18	18	16
	ふれあい保育実施箇所数（箇所）	141	158	157	164
成果指標	特定保育利用児童数（人）	291	536	1,392	586
	休日保育延べ利用児童数（人）	611	567	563	490
	病児・病後児保育延べ利用児童数（人）	6,863	8,062	8,032	9,330
	ふれあい保育利用児童数（人）	356	363	410	438

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成22年度以降、予算額及び決算額ともに大きく増加している。特に平成25年度では、子育て支援交付金事業が開始されたこともあり大幅な増加となった。活動指標および成果指標は年度による増減が見られる。

【事業の目的と概要】

事業目的	仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進し、児童の福祉の向上を図る。
事業内容	<p>(1) 保育対策等促進事業費 負担割合：国 1 / 3 県 1 / 3 市町 1 / 3</p> <p>①特定保育事業 一定程度（1ヶ月あたり概ね64時間以上）保育が必要となる児童の保育に要する経費について補助する。</p> <p>②休日保育事業 日曜・国民の祝日等を含め、年間を通じて開所する保育所に対し補助する。</p> <p>③夜間保育事業 夜間保育の実施に要するための保育士加配分の人件費などの特別な経費について補助する。</p> <p>④病児・病後児保育事業 病気治療中やその回復期にある児童を病院や保育所等で一時的に預かる事業に要する経費を補助する。</p> <p>⑤延長保育事業 私立保育所において開所時間を超えた保育の実施に要する経費を補助する。</p> <p>⑥一時預り事業 第3子以降3歳未満児の一時預り利用料を無料化</p> <p>(2) 子育て支援交付金事業 市町における子どもおよび子育て家庭の支援に資する取り組みに要する経費を補助する。 負担割合：国 1 / 3 県 1 / 3 市町 1 / 3</p> <p>(3) ふれあい保育推進事業費補助事業 特別児童扶養手当支給対象児童を除く中軽度障害児を受け入れている保育所に対して補助する。 負担割合：県 1 / 2 市町 1 / 2</p> <p>(4) 低年齢児保育充実促進事業 民間保育所の3歳未満児担当保育士の加配に対し補助する。 負担割合：県 1 / 2 市町 1 / 2</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

ふれあい保育推進事業費補助事業

＜理由＞

事業カルテ上の事業数は3つとなっているものの、実際には「特別保育促進事業」の一環として「保育対策等促進事業」、「子育て支援交付金事業」、「ふれあい保育推進事業」および「低年齢児保育充実促進事業」の4つの事業を実施している。このうち、予算規模が大きく事務処理が複雑になる傾向にある「ふれあい保育推進事業費補助事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

事業カルテ上では含まれる事業数として「3」と記載されている。しかし、実行予算の拠出状況からすれば、上記4事業に区分される。

意見

合規性の検討の上では問題があるとはいえないものの、事業内容を踏まえるとカルテ上の事業数を「4」と記載して公開することが望ましい。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「子育て負担感の緩和」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・パンフレットやホームページでの広報。
- ・全体的アプローチ・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。当該事業細目のうち保育対策等促進事業および子育て支援交付金事業は国が所管する事業であるのに対し、ふれあい保育事業費補助事業および低年齢児保育充実促進事業は、福井県単独の事業である。これらは福井県が国の政策として実施する事業に加えて独自に実施する事業でもあり、県民の方々へのアピールに際しては、福井県が目指す「多様なニーズへの対応」と「仕事と子育ての両立支援」を強調すべきである。

○指標について

活動指標として「特定保育実施箇所数」、「休日・夜間実施箇所数」、「病児・病後児保育実施箇所数」、「ふれあい保育実施箇所数」の4つ、成果指標として「特定保育利用児童数」、「休日保育延べ利用児童数」、「病児・病後児保育実施箇所数」、「ふれあい保育利用児童数」の4つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

カルテに記載される指標は、通常ならば活動指標および成果指標それぞれ2つずつである。しかし、当該事業のカルテでは活動指標および成果指標について、それぞれ4ずつ記載されている。ただ、当該事業については、事業細目として保育対策等促進事業、子育て支援交付金事業、ふれあい保育事業費補助事業、低年齢児保育充実促進事業の4事業がまとめられている。また、保育対策等促進事業については、さらに6つの事業内容を有している。本来それぞれに指標を設定すべきではあるが、政策遂行上の理由から1事業に取りまとめている以上、少なくとも重要性が高い指標を記載すべきである。

現在、設定されている活動指標および成果指標はいずれも重要であると考えられるが、県単事業として実施する低年齢児保育充実促進事業についてはいずれの指標も設定されていない。これら指標の設定については、より主導権をもって事業を遂行できる県単事業を中心に考えた方がよい。また、当該事業についても少子化対策の一環であることから、「みんなの意識の変化を示す指標」も意識することが望まれる。アンケート結果等に基づく計数測定が必要ではあるが、成果指標として「子育て環境が充実しているという実感」を候補とすることも考えられる。数値目標を考える際にも、こういった数値が基本となることが期待される。

意見

活動指標、成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限り目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要論点である。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

[事業を利用可能な保育所の数]

(平成25年度実績)

	特定 保育事業	休日 保育事業	夜間 保育事業	病児・ 病後児 保育 事業	延長 保育事業	一時預 かり事業	ふれあ い保育促 進事業	実促進 事業	低年 齢児保 育充
福井市	1	1	1	4	78	74	80	52	
敦賀市	0	2	0	1	9	7	21	10	
小浜市	0	0	0	1	3	0	13	3	
大野市	0	1	0	1	13	13	13	8	
勝山市	0	1	0	1	8	3	11	8	
鯖江市	0	0	0	4	14	19	21	12	
あわら市	0	0	1	1	11	7	11	4	
越前市	0	1	0	1	23	21	23	15	
坂井市	0	0	0	2	29	13	31	14	
永平寺町	3	0	0	0	5	3	8	0	
池田町	0	0	0	0	1	1	1	0	
南越前町	0	1	0	0	5	5	5	1	
越前町	0	0	0	2	14	14	14	5	
美浜町	0	0	0	0	3	0	3	0	
高浜町	0	0	0	0	1	1	3	0	
おおい町	0	0	0	1	4	2	4	3	
若狭町	2	0	0	1	0	1	9	1	

保育対策等促進事業（特定保育事業、休日保育事業、夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預り保育事業）について、平成 25 年度で実績が無いのは池田町と美浜町である。

子育て支援交付金については、全市町に補助実績があり、県内を網羅的にカバーしていると言ってよい。

ふれあい保育推進事業について、補助対象となる中軽度障害児の受入は保育所等の判断次第である。平成 25 年度において、池田町、美浜町、高浜町に補助実績がないが、池田町および美浜町については対象となる児童がいないためであり、高浜町については別の補助によりカバーしていると考えているためである。結果として、受入ができない市町はなく、地域間の公平性には問題はない。もちろん、すべての保育所等で受入可能である方が利用者にとっては利便性が良いが、民間保育所もあり強制はできない。住所地の市町に最低でも一つあることは重要であり、少なくとも県としては現在の体制を維持すべきである。

なお、低年齢児保育充実促進事業について、平成 25 年度に補助実績がある市町は 8 市町である。残りの 9 市町については民間保育所等が無く、したがって補助実績も無い。

意見

地域的偏在等により公平性が阻害されている事実はなく、公平性に問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業は、国の要綱に基づいて行われるものが大勢を占めており、これらは国の方針に基づいて頻繁に制度変更が行われている。

○コストについて

全ての事業細目について、補助金支出のみであり、補助先は市町である。これは、保育関連の管理が市町に委ねられているためである。そのため、市町が実施している保育事業について、県が一部を補助する形となっている。保育対策等促進事業費と子育て支援交付金については国の制度であり、国と県と市町がそれぞれ 3 分の 1 を負担する制度となっている。一方、ふれあい保育事業費補助事業と低年齢児保育充実促進事業は県単事業であり、県と市町が 2 分の 1 ずつ負担する制度となっている。支出額を減少させるコスト削減のためには、県単制度における補助内容の見直し又は制度自体の廃止しか方法はない。

意見

国の制度は別として、県単事業で保育事業関係の制度を設けた場合、この廃止をもって支出額は減少するものの現実的に補助内容の見直しや廃止といった対応はかなり難しい。当該事業は、国の制度を補完する形で県の制度を設計するものであり、事業導入によって効果が見込まれ、かつ誰もが必要であると感じる事業でもあることから、制度施行後のコスト削減は著しく困難である。そのため、制度の導入時には、県だけでなく負担を強いられる市町においても、継続的に将来的なコスト負担し続けられるかについてよく検討されるべきである。また、その際にはコスト発生要因となる利用者数の将来予想も必要である。こうした視点が抜け落ちた場合、導入時に県民が賛同したような制度であっても、将来的に県や市町の財政を苦しめる結果を招きかねない。今後の制度見直しの過程において県や市町の負担を大きくするような場合、特に注意が必要である。

【その他】

○カルテの記載方法について

保育対策等促進事業および子育て支援交付金事業は国の制度であり、ふれあい保育事業費補助事業および低年齢児保育充実促進事業は県単独の事業であるが、カルテとしては「特別保育促進事業」として一つにまとめられている。

意見

ふれあい保育事業費補助事業および低年齢児保育充実促進事業についても「子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進」するものであることは間違いない。また、「特別保育」という名称で括れる事業でもある。しかし、この2つは別カルテにした方が良いとも考えられる。ふれあい保育事業費補助事業および低年齢児保育充実促進事業は、いずれも福井県単独の事業であり、福井県の考え方や方針がはっきり表れるような事業内容である。特別保育促進事業全体で見ると、年間の支出額もかなり大きな事業となっているだけでなく、国庫事業と県単事業をそれぞれ別にする方が成果管理を実施しやすいと考えられる。

IV-12-3 保育所施設整備費補助事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	1,007,764	923,389	643,422	370,870
決算額（千円）	1,003,565	737,976	637,981	365,023

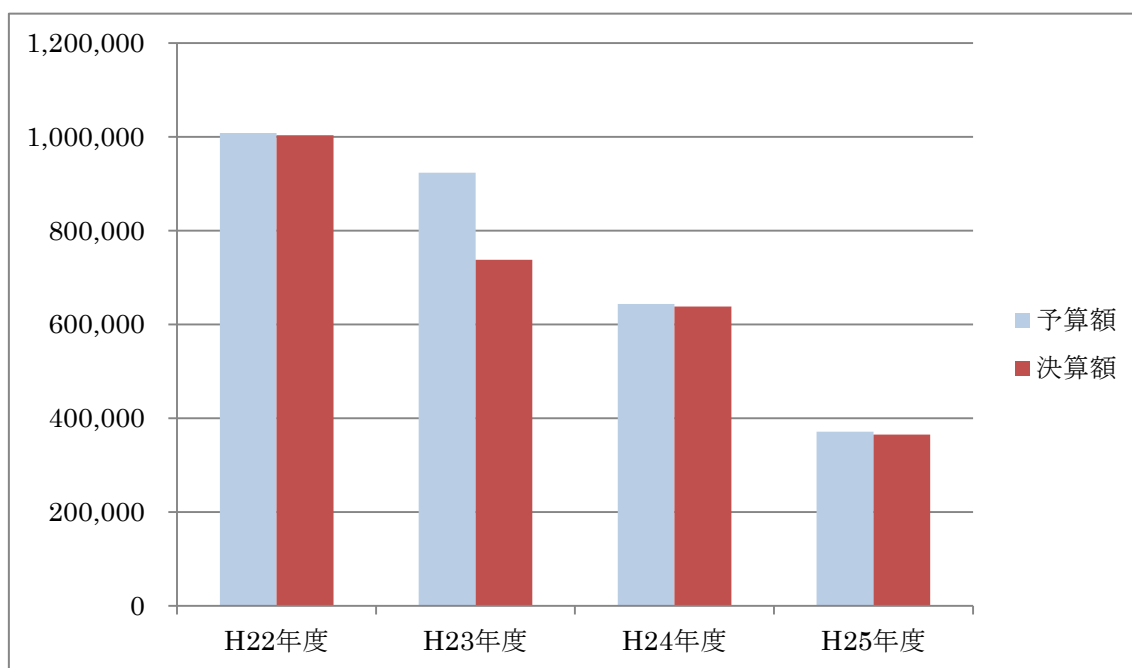
※事務事業カルテ上、前期繰越を踏まえて記載されていることもあり、年度によっては決算額が予算額を超過している。推移している。

（事業効果の推移）

活動	補助施設数（箇所）	17	11	14	8
指標					
成果	耐震化率（％）	83.7	87.9	90.3	91.9
指標	定員増（人）	865	60	370	255

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額及び決算額ともに減少傾向となっている。これは事業の内容が施設整備等であり、各年度の補助案件によって金額が変動することによる。活動指標および成果指標は年度により増減が見られるものの、成果指標の1つである「耐震化率」については、着実に上昇してきている。

【事業の目的と概要】

事業目的	子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めるため、「安心こども基金」を活用して、保育サービス充実のための増改築や耐震化等の安全対策など保育所の整備に対し助成を行う。
事業内容	保育所の増改築や耐震化等の安全対策など保育所の整備に対し補助する。 補助対象 民間保育所 (公立保育所は平成 18 年度より一般財源化) 補助率 県 1 / 2 (市町 1 / 4 設置主体 1 / 4)

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

保育所施設整備費補助事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「保育所施設整備費補助事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「保育サービスの充実」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・市町への事業内容の周知及び耐震化に関する監査時の指導。

- ・全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。定員を増加させるような増改築については、各事業所の都合や福井県全体での保育計画に影響してくるので、無制限に行うべきものではない。しかし、耐震化については、早期の100%を目指す福井県としての姿勢をはっきりと打ち出し、市町や事業所により強く協力を求めるべきである。

○指標について

活動指標として「補助施設数」の1つ、成果指標として「耐震化率」と「定員増」の2つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

事業の内容から、活動指標および成果指標とも妥当と判断できるが、成果指標の「定員増」は活動指標とした方が合理的である。また、事業の目的に照らし成果指標として「待機児童の数」を加えることを検討すべきである。

意見

活動指標、成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限り目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。なお、成果指標の「耐震化率」については100%を目標とすべきである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

保育所等の運営に関する主たる監督官庁は市町であり、施設整備費用の負担は県だけでなく、市町や事業所にまで及ぶ。そのため、その整備の際には各保育所の財政的な判断の他に市町の財政的な判断も加わる。市町では待機児童が発生しないように計画しているだけでなく、当該計画については県も検証している。その結果、平成 25 年度現在、福井県内の全市町で待機児童はゼロとなっている。

意見

福井県では平成 25 年度現在で全市町において待機児童はゼロとなっており、地域間の公平性に問題はない。これは、各市町の保育計画を県が適切に把握し整備した結果であり、評価できる。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。安心こども基金を財源とした当該整備事業は、平成 26 年度中までに着手したものが対象となる。

○コストについて

支出は増改築や安全対策のための施設整備に関わる費用の補助がすべてであり、コスト削減のためには補助額の減少しか方法がない。ただ、すべての案件において工事等の契約が相見積りや入札など適切な手続きが行われているため、契約ごとにコストを削減することは現実的でない。

意見

施設整備補助の場合、当該整備に係る効果の発現は長期にわたるため、コスト削減にも長期的な視点が必要である。現在必要なものを整備することはもちろん大事であるが、将来にわたって有用に活用できるか否かを判断する必要がある。将来的に保育所等を利用する児童数が増加しそうな地域については余裕をもった整備を行い、減少が予想される地域については既存の施設でまかなう方法を考えることが重要である。

【その他】

○耐震化について

耐震化率は平成 25 年度現在で 91.9%であり、残りは 11 カ所となっている。このうち、平成 26 年度中の着手が 4 カ所あり、耐震化工事の予定をしているものが 3 カ所あるため、耐震化工事実施未定の事業所は 4 カ所となる。

意見

耐震化工事については、所管課の努力もあり順調に対処事業所の割合が 100%へ向かっている。残る事業所についても、それぞれの事情はあるにせよ、子どもの安全に係ることであるので早期に解消すべき課題である。福井県としては、引き続き耐震化工事の実施を強力に推進しなければならない。

IV-12-4 民間保育園振興事業

【予算額、決算額および指標の推移】

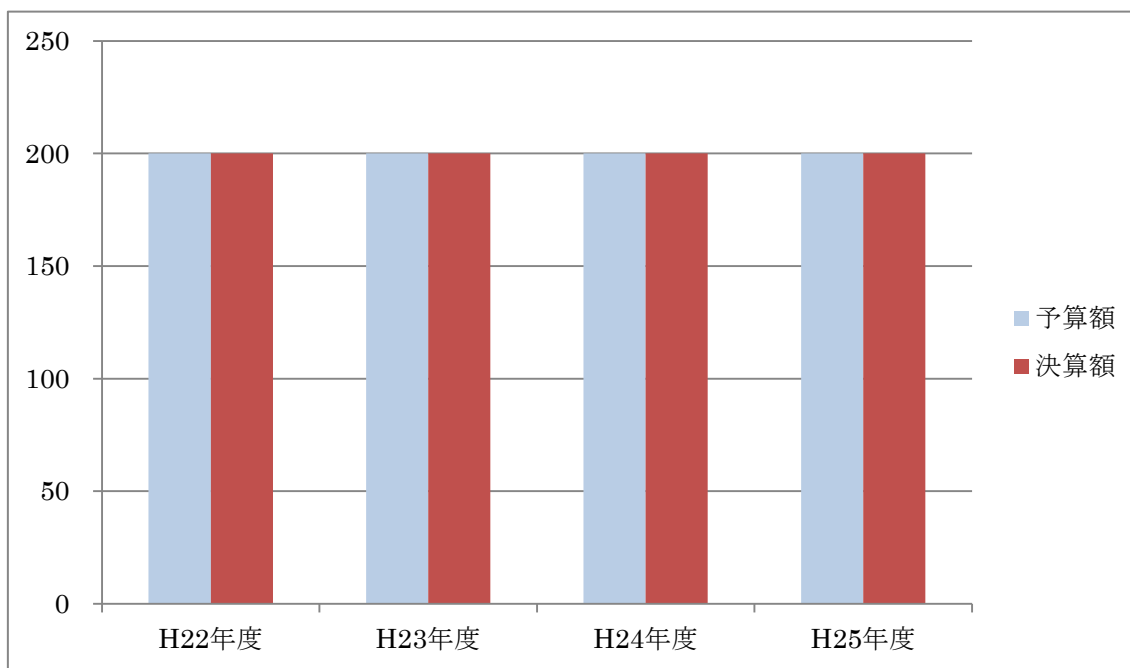
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	200	200	200	200
決算額（千円）	200	200	200	200

（事業効果の推移）

活動	活動回数（回）	24	24	24	24
指標	研修会開催回数（回）	4	8	8	8
成果	連盟加入園数（先）	119	123	127	128
指標	研修会参加者数（人）	1,448	1,049	1,099	1,267

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額及び決算額ともに、毎年度 200 千円と一定である。ただし、活動指標および成果指標は年度により増減がある。

【事業の目的と概要】

事業目的	福井県民間保育園連盟の活動事業に対し補助することにより、民間保育所の振興を図り、もって児童福祉の向上を推進する。
事業内容	福井県民間保育園連盟が行う事業（研修会、広報活動、民間保育園大会）に要する経費に対して補助する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

民間保育園振興事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「民間保育園振興事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県民間保育園連盟補助金（県の単独事業）の予算額において、過年度の実績を背景に毎年度の予算額を 200 千円と決定している。しかし、補助金額決定の基礎となる「健康福祉部子ども家庭課所管補助金等交付要綱」及びその交付基準では「定額」と記載されているのみであり、当該予算金額の根拠が無い。

意見

毎期の予算額が均一であることについて、その合理性が説明できていない。事業の遂行に当たり十分であると判断した予算額決定の根拠を明確にするためにも、こうした交付基準について明示されるべきである。一つの方法として、「健康福祉部子ども家庭課所管補助金等交付要綱」において、予算金額及び算定方法を明示することが考えられる。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「民間保育所の活性化」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・民間保育園連盟総会での周知。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

当該事業が開始された当時とは異なり、現在、民間保育所は十分活性化されている。福井県の取組みの結果、他の都道府県と比較しても近年の民間保育所は充実してきており、こうした情報を成果目標の達成状況として積極的に県内外へ発信することも考えられる。

○指標について

活動指標として「活動回数」と「研修会開催回数」の2つ、成果指標として「連盟加入園数」と「研修会参加者数」の2つが設定されている。

連盟加入園数、研修参加者数に数値目標がある。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

事業の内容から、活動指標、成果指標とも妥当と判断できる。

意見

活動指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。また、数値目標はカルテに記載すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○補助対象について

福井県民間保育園連盟が行う事業を補助対象としているため、公立保育所等の児童および保護者には当該事業の効果は及ばない。

意見

公立保育所等については、各市町がそれぞれ補助を行い同様の事業を実施しているものと考えられる。しかし、県として公立と民間を分けることの意義をもう一度考えるべきである。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、事業の性質から内容が変更されることがほとんどない。

意見

事業の開始が昭和52年とかなり昔である。当時は民間保育園も少なく、福井県民間保育園連盟が行う事業へ補助することにより、民間保育園の保育水準の向上を目指すことに意義があったものと考えられる。事業開始から40年近くがたっており、経済性の観点から民間と公立を分ける現在の形での補助が良いのか補助の必要性を含めて検討すべき時期である。

○コストについて

支出は福井県民間保育園連盟が行う事業への補助である。当該事業は昭和52年度からの開始であり経過年数は38年となるが、その間、連盟加入園数は増加を続けている。

意見

補助金額がここ数年間は同じであり、その試算根拠は現在も変わらないとする姿勢に疑問が残る。一方で、加入園数が増加している現状を踏まえると、少ない補助金額でも保育園事業の運営が可能な状況となっている可能性も考えられる。一度、こうした状況の分析を実施することが望まれるほか、最終的には、福井県民間保育園連盟が県の補助なしで事業をやっているように指導することが重要である。

IV-13 保健医療対策の実施に関する事業

IV-13-1 先天性代謝異常

【予算額、決算額および指標の推移】

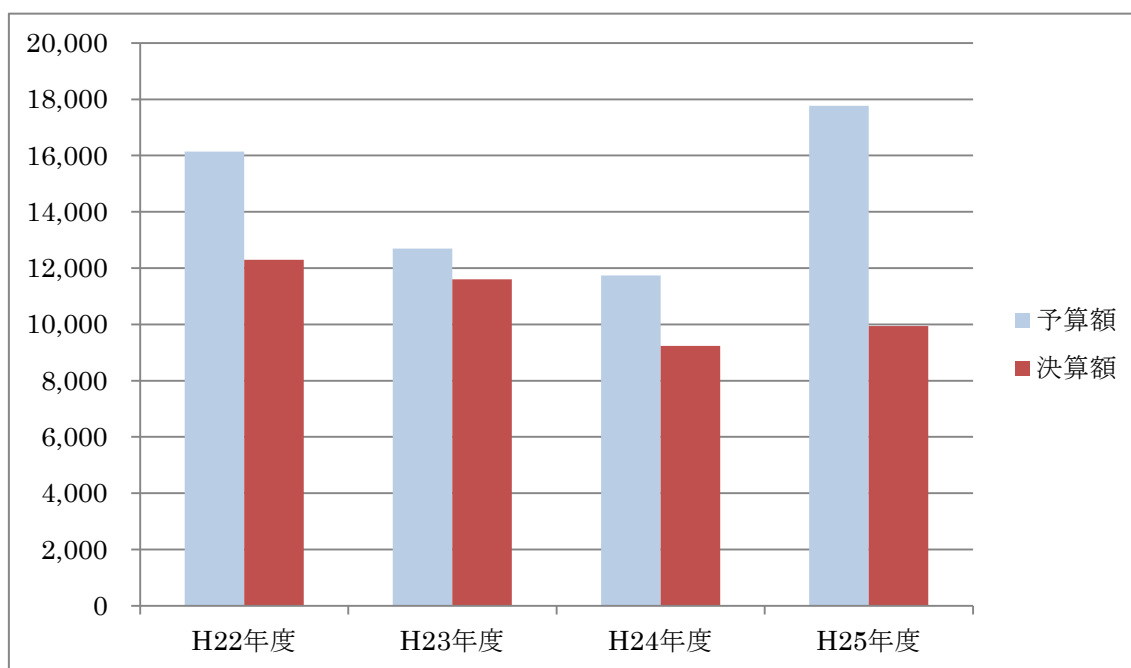
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	16,142	12,690	11,737	17,766
決算額（千円）	12,290	11,598	9,235	9,939

（事業効果の推移）

活動 指標	検査数（件）	7,664	7,542	7,639	7,311
成果 指標	実施率（％）	111.4	112.1	107.7	113.2
	患者発見数（人）	7	8	4	5

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額について各年度の増減が認められるが、決算額については毎期同様の水準にて推移してきている。活動指標および成果指標は年度により増減が見られる。

【事業の目的と概要】

事業目的	出生児の保護のため、異常を早期に発見し、早期の指導を行う。
事業内容	新生児について血液マス・クリーニングを行い、先天性代謝異常等を早期に発見し、早期治療の指導を行う。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

先天性代謝異常等検査費事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「先天性代謝異常等検査費事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「出生児の保護であり、一人でも多くの健やかな成育」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有は十分であると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・十分

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・産婦人科における保護者向けチラシの配布。
- ・全体的アプローチ・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については健康増進課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。他の関連事業についても、同様な意識付けが望まれる。

また、当該事業の目的は「一人でも多くの新生児の健やかな成育」であるが、早期治療が結果的に医療費の削減につながるといった経済的合理性も併せ持った事業でもある。こうした意識を関連部署と共有して、事業推進していくことが望まれる。

○指標について

活動指標として「検査数」の1つ、成果指標として「実施率」と「患者発見数」の2つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

事業の内容から活動指標、成果指標とも妥当と判断できる。成果指標の「実施率」が100%を超えていることにつき「指標の積算根拠等」の欄で計算方法を示しており、丁寧な説明といえる。

意見

「子育て対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合は、検査の実施率を少子化対策の共通の指標として位置付けることも考えられる。

意見

できる限りで数値目標を設定すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。当該事業については、実施率100%とすることが考えられる。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は健康福祉部健康増進課の地域保健グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識しており、先天性代謝異常等検査事業は少子化対策として有効であると判断している。

意見

先天性代謝異常等検査事業は妊娠、出産に係る事業であり、少子化対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、少子化対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

先天性代謝異常等検査事業は、地域によりサービスが受けられない等の事実はなく、公平性に問題は生じない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテを作成されている事業であれば、その内容の見直しは必ず行われることになるから基本的なことについては、1年に一度は見直されていることになる。当該事業については、ここ数年で制度の充実が頻繁に図られている。

○コストについて

当該事業において、入札によるコストダウンを図っている。

意見

当該事業においては、委託先の選定において入札を利用することによりコストダウンが図られており、評価できる。

IV-14 要支援・要保護児童対策の実施に関する事業

福井県では「経済的支援の充実に関する事業」として、次ページ以降に記載する「IV-14-1」から「IV-14-8」までの事業のほかにも、下記の事業を実施している。しかし、別途検討済みであることから、あらためて検討しない方針とした。

(他の施策と重複して検討している事業)

施策名	事業名
IV-1 ひとり親家庭の自立支援	IV-1-1 ひとり親家庭福祉促進事業
IV-1 ひとり親家庭の自立支援	IV-1-2 ひとり親家庭児童の学習支援事業
IV-1 ひとり親家庭の自立支援	IV-1-3 ひとり親家庭等医療費助成事業

IV-14-1 保育カウンセラー配置事業

【予算額、決算額および指標の推移】

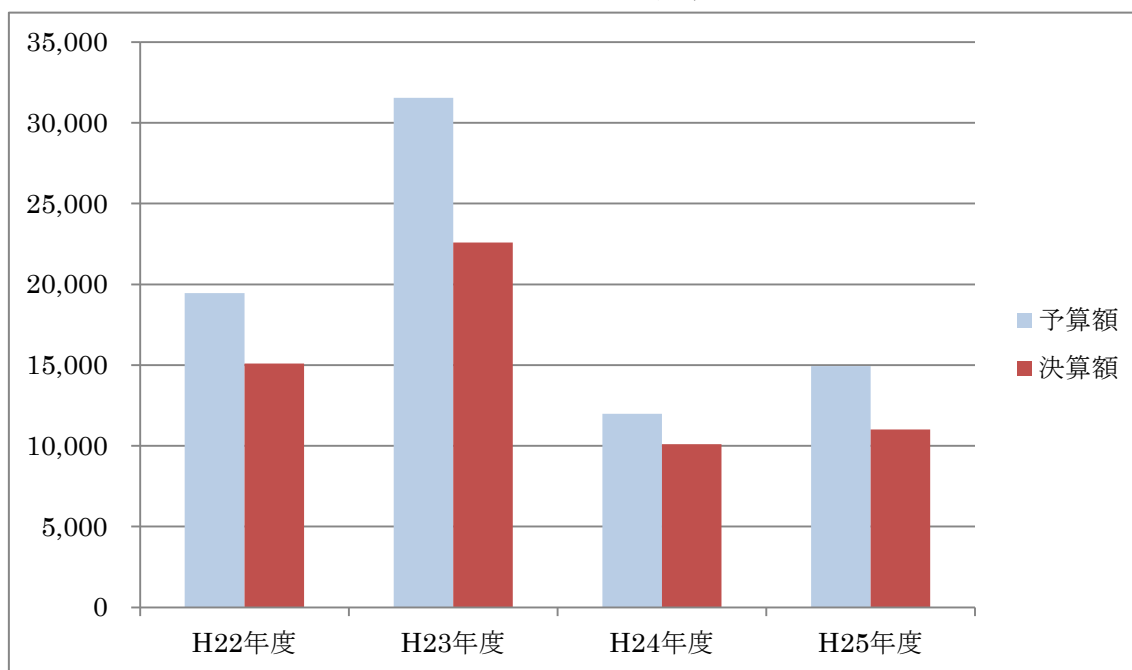
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	19,462	31,543	11,979	14,936
決算額（千円）	15,088	22,579	10,164	11,011

（事業効果の推移）

活動指標	配置市町数	14	15	15	16
成果指標	活動時間	3,003	7,037	5,936	6,199

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成 23 年度までは市町への委託事業で、必要な経費の 100%を県が負担していた。しかし、平成 24 年度から補助事業となったことに伴い補助率を 50%としたため、予算額及び決算額が大幅に減少している。活動指標及び成果指標は上昇傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	心理・行動特性に応じたきめ細やかな保育を実施するため、発達状況の把握、支援方法について保育士や保護者等にアドバイスできる保育カウンセラーを配置することにより、近年、保育所において増えている発達障害など対応の難しい子どものすこやかな育ちを支援する。
事業内容	保育カウンセラーの配置 ・ 資格要件 発達に関する相当の知識を有する者。【例】臨床心理士、臨床発達心理士、特別支援学校教員 OB 等 ・ 負担割合 県 1 / 2、市町 1 / 2

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

保育カウンセラー配置事業

<理由>

「保育カウンセラー配置事業」として、県は「保育カウンセラーの配置事業」と「研修の開催事業」の2つを実施している。このうち、予算規模の大きい「保育カウンセラーの配置事業」を検討対象とした。

<検討結果>

検査確認日が3月31日となっており、検査実施日に正確性を欠く事実が発見された。IV-4-1の指摘事項と同様であり、当該項目を参照されたい。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「気になる子への取り組み強化による子育て応援の質的なレベルアップ」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・ 成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・ 成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・・・十分
- ・ 成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・市町を通じた保護者や子育て世代に対する広報。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。県や市町のこういった新しい取り組みは、現在の子育て世代以外にはあまり知られていない。他県では、あまり例を見ない事業である。発想が現場に近い証拠であり、外部監査としては積極的に評価している。取り組みの重要性を現在の子育て世代以外にも理解してもらわなければならない。

○指標について

活動指標として「配置市町数」の1つ、成果指標として「活動時間」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

活動指標である「配置市町数」は平成25年度で16市町と配置されていない市町は1となっている。配置していないのは池田町であるが、町では十分目が行き届くため、配置の必要性が無いと判断している。成果指標の「活動時間」は平成24年度に一旦減少したものの、平成25年度には増加に転じている。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

保育カウンセラー自体は市町での配置する役割を担っており、福井県はその補助を行っている。そのため福井県の立場からすれば、活動指標を「配置市町数」とし、成果指標を「活動時間」とすることについては妥当な指標設定であると解される。ただし、事業の成果を測定することについては、もう少し工夫の余地がある。保育カウンセラーが対象となる児童に気付き適切な対応を都度とることができれば、その成果は学級運営に表れると考えられる。定量的な測定は難しいが、現在行っているアンケートに加えて保育カウンセラーの有効性を確認することで対応が可能とも考えられる。最終的な事業の目標が「子どものすこやかな育ちを支援」することにあることからすれば、成果指標もこうした目標の達成度合いを示すことが望ましい。

意見

目標値の設定がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。こういった小規模の事業でもそれは同様である。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

実施市町数は現在 16 市町で、事業を実施していないのは池田町である。

意見

「池田町については、地域的な特性から、カウンセラーを配置する必要性は低い」という福井県および池田町の判断であるが、外部監査としても同意である。当該判断内容をカルテに示すと、なぜ 17 市町にならないかの理由が明らかとなりカルテの有用性が増すと考えられる。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成23年度まで「安心子ども基金」において委託事業として実施できるメニューがあり、この財源を活用して事業を実施していたが、平成24年度より基金事業の対象外となった。しかし、県は当該事業の必要性が高いと判断し、市町を事業主体とする県単独の事業として継続することとした。

意見

社会的なニーズを汲み取り、県が主体的に実施する施策である。必要性を分析して継続的に実施する事業でもあり、こうした県の姿勢を評価したい。

○コストについて

平成25年度の決算額 11,011 千円は、市町への補助金であるが、その大半は保育カウンセラーの人件費である。そのため、コスト削減を実現するには人件費を削減することが最も効果的な手段となる。なお、保育カウンセラーは非常勤で雇用されている者がほとんどであり、保育カウンセラーの持っている資格に応じて時給単価が定められている。

意見

需要が高く有効性も認められる事業でもあり、コスト削減を図りながら事業を継続していくことが望ましい。当該事業の場合、人件費以外に大きなコストがかかっていないことから、将来的にはより効率的な人材の登用を踏まえた対応も考えられる。

保育カウンセラーには専門性が要求されるため、その人件費は簡単に下げられるものではない。一方で、事業が継続するには、少なくとも各保育所に配置するカウンセラーの人材確保も要請される。そこで、保育カウンセラーとして適性がある OB や関係者のボランティアを積極的に募るなど、今後時間をかけて体制づくりを進めていくことも期待される。

【その他】

○他部署との連動

当該事業は福祉関係の事業であるが、その効果は、福井県が重要視する小学校における授業の充実度にも間接的に反映されてくる。

意見

保育カウンセラー配置事業は、多様化する育児に関する諸問題に対し、育児の現場である保育所等では対応しきれない場合を想定して、専門的な助言等を実施するために実施されている事業である。幼児教育は、必要なときに必要な対処をすることが重要であり、一手の遅れを取り戻すことが非常に難しい。その効果は、現に保育を担当している保育所等だけでなく、小学校 1 年生や 2 年生の教育の現場にも波及していると考えられ、現在行っている保育所へのアンケート対象について、該当する学級の担任へも拡大した方が良い。

波及効果の大きい事業であり、教育関連部署と協力してその効果を把握していくことが望まれる。そして、当該事業の目標と合わせて、その成果を明確に示すことが重要である。この事業の効果は、カウンセリングの対象となる児童がいる世帯だけでなく、それ以外の世帯にも波及することを明確に理解しておくべきである。

IV-14-2 児童家庭支援センター運営費

【予算額、決算額および指標の推移】

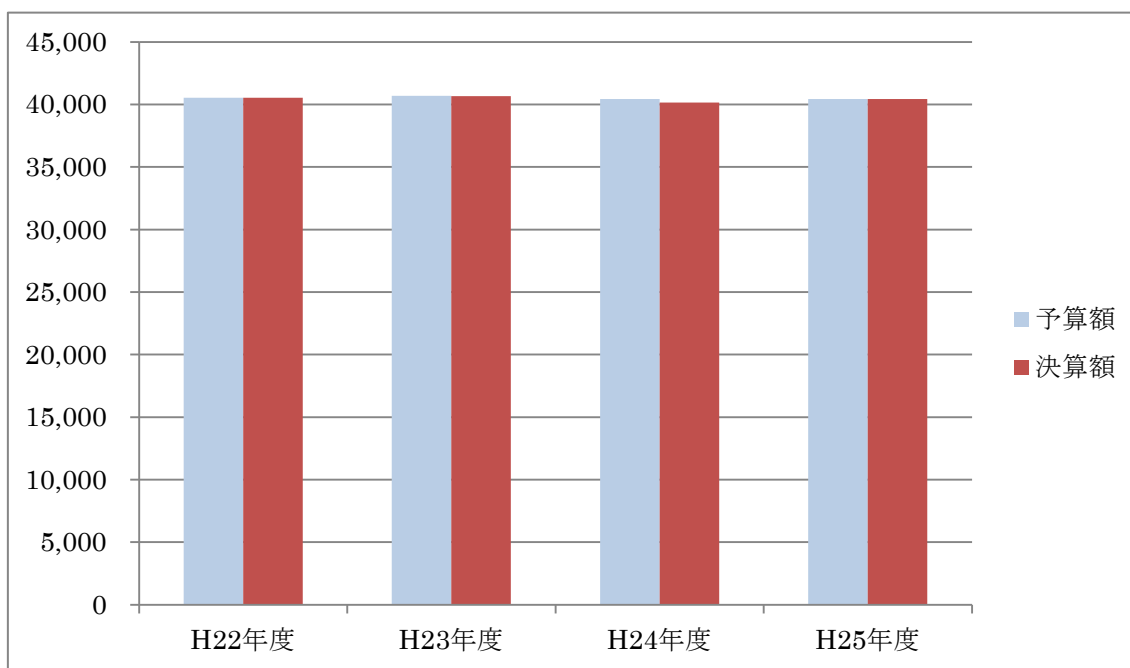
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	40,538	40,702	40,449	40,449
決算額（千円）	40,538	40,668	40,145	40,449

（事業効果の推移）

活動	実施箇所数（箇所）	4	4	4	4
指標					
成果	相談件数（件）	1,387	2,400	2,146	2,609
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額及び決算額は、毎年度同程度の金額となっている。活動指標は横ばいであり、成果指標は増加傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	児童福祉施設の運営に対し補助し、これらの施設を利用する保護者や児童の福祉の増進を図る。
事業内容	<p>児童虐待や非行などの問題に対し、地域に密着した相談・支援体制を強化するため設置される児童家庭支援センターへの運営費に対して補助する。</p> <p>①児童虐待や非行など児童福祉に関する問題について家庭等から相談に応じ指導、助言を行う。</p> <p>②児童相談所から児童の指導を受託し指導を行う。</p> <p>③関係機関との連絡調整を行う。</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

児童家庭支援センター運営費事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「児童家庭支援センター運営費事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「児童虐待や非行などが早期に解決できる環境の整備」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・県や市町の広報誌、冊子及びホームページによる児童家庭支援センター事業の広報

- ・全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成果をめざしてイメージを共有するというより、事業に対する社会の理解や積極的な評価が、結果としての3Eをもたらすということに留意が必要な事業である。児童虐待関係や非行の相談に関しては、「児童相談所等よりも敷居が低い」ことが児童家庭支援センターの特徴であり、まずはこの点をどう周知するかが事業の有効性を発揮させるための重要なポイントとなる。その上で、児童家庭支援センターに対する地域社会の積極的な評価を受けることを目指すべきである。

○指標について

活動指標として「実施箇所数」の1つ、成果指標として「相談件数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標の「実施箇所数」は、福井県内のエリアをどの程度カバーしているかを示している。これは事業の性質から活動指標として妥当と考える。成果指標の相談件数は、これが増加すればよいというものではないが、「センターの利用度」という意味で、管理する意味のある数値である。相談の内容には様々なものがあり、可能であれば虐待に関連の内容のものとそれ以外を区別して示すことが望ましい。なお、事業の目的が「施設を利用する保護者や児童の福祉の増進を図る」ことからすれば、相談件数増減自体が事業の効果を直接測定するものではなく、活動指標として示すことについても検討すべきである。

一方、成果指標に関しては、「児童虐待認知件数」や「児童関与刑事事件認知件数」などが良いとも考えられる。すべての事案が認知されるためではないため、これらの数値を示すことに抵抗があるかもしれないが、他県比較などのためにもデータとして示しておくことは重要であるし、また当該事業の目標とも合致するはずである。

意見

活動指標、成果指標ともに目標値はない。事業の内容と指標の内容からは、目標値を定めることは困難であると言えるが、「目標管理」は3E向上の前提となるものである。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。当該事業に関しては、実施箇所数4施設体制の維持を数値目標とすることが考えられる。

○実施主体と施設の利便性について

児童家庭支援センターは国の制度に基づき設置されており、児童相談所がない市に「小さな児童相談所」または「身近な児童相談所」として設置されている施設である。児童相談所のように措置ができないため、問題行動をおこす児童を持つ家庭に対する相談や指導業務が主な業務となる。実際の運営はすべて児童養護施設等を管理する児童家庭支援センターが行っており、県は当該法人に補助を実施している。

意見

児童養護施設に併設している施設もあり、一般的な認知度は低いかもしれない。所管課では地域密着により、施設の所在地での認知度向上を図っていくことが期待される。身近な児童相談所として周知されるよう、今後も教育機関との連携は必須である。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

県内の児童家庭支援センターは、越前市、小浜市、あわら市、大野市の4カ所に設置されている。国の制度に基づき、必要な市にすべて設置されている。

意見

児童相談所が無い地域にはすべて設置されており、現状で、県内全域をカバーできていると判断できる。公平性に問題はないと判断した。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、国の要綱に基づき行われている事業であり、事業内容の見直しは国の政策に従ったものとなっている。

○コストについて

事業費の内容は 4 つの施設に対する運営費の補助である。単価は国により定められているため、コスト面において県が主導で判断すべき事項が無い。

【その他】

○事業の成果について

児童家庭支援センターは「簡易な児童相談所」といった位置づけである。

意見

児童相談所と比べて敷居が低いことから、児童虐待や非行問題の初期段階での解決に有効性を発揮していると考えられる。ただし、可能であれば、その効果を測定しておくことが望ましい。他県に比して重大化した児童虐待が少ないといった事実が明示されると、児童家庭支援センターに対する地域社会からの積極的に評価つながる。また、こうした評価は、児童家庭支援センター事業に対するインセンティブともなる。当該事業に限られるものでもないが、福祉関連の事業はコストを要しないインセンティブを設定しやすいとも考えられ、上手に利用することを考えていくべきである。

IV-14-3 施設退所児童自立サポート事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	7,986	7,927	7,927	2,616
決算額（千円）	6,697	4,606	2,316	2,316

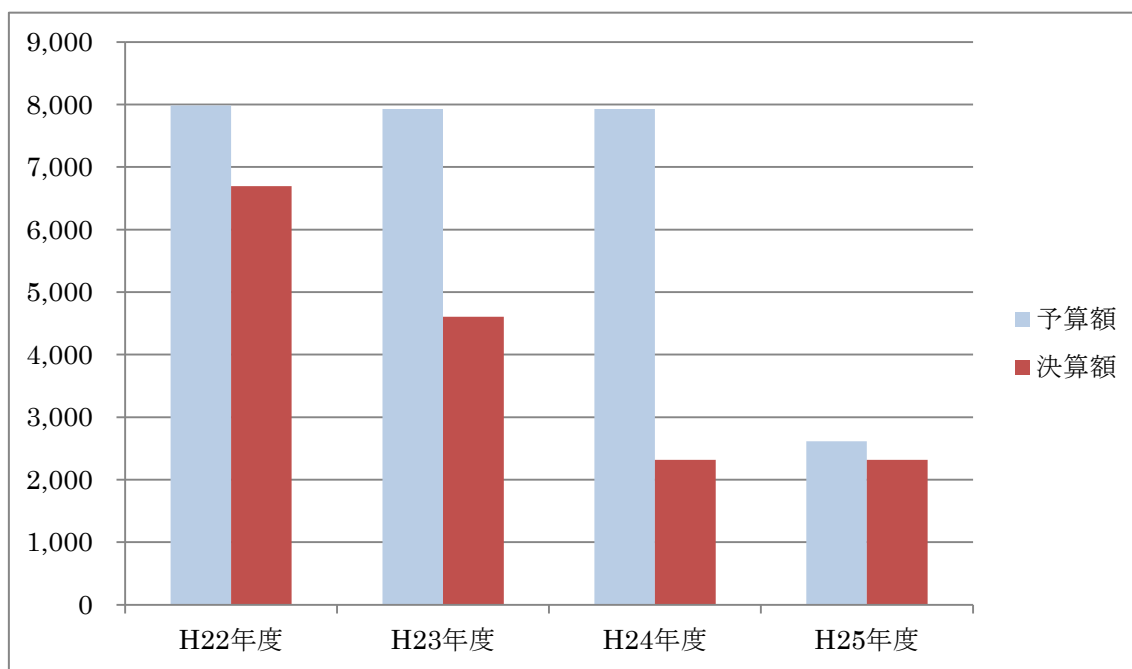
（事業効果の推移）

活動	自立生活継続児童数（人）	3	2	1	1
指標	研修会参加人数（人）	6	11	14	
成果					
指標					

注：活動指標の「研修会参加人数」について、平成25年度は隔年開催へと時期を変更したことにより空白となっている。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額については、平成25年度に大きく減少している。これは、実際の決算額に合わせ減額した結果である。決算額については、平成22年度に6,697千円であったものが毎年度減少し平成25年度には2,316千円となっている。これは、当該事業を利用する対象者が減少したことによる。活動指標のうち「自立生活継続児童数」は減少傾向にあり、「研修会参加人数」は増加傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	児童養護施設等を退所した児童の自立を図るため、生活の場を提供し、就労相談、日常生活上の援助および生活指導を行う。
事業内容	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童で、自立が見込まれると児童相談所が判断したものを対象者とし、以下のサポートを実施した児童養護施設等に対し補助を行う。 ①生活の場の確保 ②日常生活上の援助・悩みごと相談 ③社会生活のルールや態度習得のための助言・指導 ④就労の動機付けや職業選択に向けた助言・指導

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

施設退所者児童自立サポート事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「施設退所者児童自立サポート事業」を検討対象とした。

<検討結果>

支出命令書について、障害福祉課の出先機関である総合福祉相談所にて出納員がオンラインで支出入力を行っている。その結果、同書類上に会計局受付印はなく、総合福祉相談所の出納員の受付印もないため、支払期日の 5 日前までに支出命令書が会計管理者（出納員）に提出されているかどうかを確認できなかった。

福井県財務規則第六十七条によれば、支出命令者は法令または契約により支給日または支払期日の確定しているものについて支出をしようとするときは、当該支給日または支払期日の五日前までに支出命令を発しなければならない、とあり、また福井県財務規則の公布施行について第四節支出六（1）に支出命令書は支給日または支払期日の五日前までに会計管理者へ送付しなければならないとある。

本庁の補助金案件については、全て会計局の受付印があるため支出命令書が支払期日の五日前までに会計管理者に提出されているかを確認することができる。しかし、一般的に出先機関の補助金案件については会計管理者（出納員）の受付印がないため、支出命令書が支払期日の五日前までに会計管理者に提出されているかどうかを確認することができない状況にある。

意見

福井県財務規則に照らし、受付印が付されていない事実をもって合規性に問題があるとまでは言えない。しかし、出先機関における支払命令書についても検証可能性の観点から、会計管理者の受付受領を押印、保管しておくことが望ましい。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「施設退所児童の自立」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・専門性向上を意図した関係職員向け研修会の実施。
- ・全体的アプローチ・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成果をめざしてイメージを共有するというより、事業に対する社会の理解や積極的な評価が、結果としての3Eをもたらすということに留意が必要な事業である。

○指標について

活動指標として「自立生活継続児童数」と「研修会参加人数」の2つが設定されている。成果指標は設定されていない。数値目標も設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標として、「自立を果たした児童数」を追加で設定することが考えられる。また、成果指標については事業の目的に照らし、目標というよりも目指すべき指標として「自立率100%」を掲げるべきである。

意見

数値目標についてはカルテに記載すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。単に対象者が増えればよいという性質の事業ではないため、「自立生活継続児童数」の目標値を設定することに困難を伴うことも理解できるが、「研修会参加人数」には目標値を設定することが望ましい。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

当該事業の対象となるのは施設退所児童であり対象とすべきか否かの判断は児童相談所が行っている。当該事業の性質上、公平性についての問題は生じない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、事業の性質から内容が変更されることは少ないが、研修会の実施について平成24年度から隔年開催とするなど、適時事業内容の見直しを図っている。

○コストについて

支出額の主たる内訳は、アパートの賃借料、生活費の補助および支援員の人件費であり、支援員に対して対象者一人当たり月額213千円程度が支払われている。コスト削減するためには、支給基準金額を引き下げるほか、対象者の早期自立を促すことで運用実態そのものの改善を求める以外に方法はない。

意見

養護施設の児童が施設を退所した時点で自立できれば、当該事業にかかるコストは発生しない。平成24年度、平成25年度とも、自立支援サポートが必要な児童はそれぞれ1名となっており、コストの削減が達成されつつある。ただし、仮に対象児童がゼロとなり追加的なコストが発生しない場合でも、潜在的な対象児童の把握に今後も努めていくべきである。その際、対象児童ゼロの状況を維持するためにどれほどの予算を講じて対策に当たるのか、今後の検討が必要である。

【その他】

○福井県の自立支援の現状

入所者 5 名以上の自立ホームであれば国から補助金を受けることができるため、通常どの県にも自立ホームが設置されている。しかし、福井県の場合には対象者が少ないことから、自立ホームが設置されていない。全国でも 4～5 県ほどが自立ホームを設置しておらず、福井県は他県と比較しても自立支援の対象者が少ない状況にある。

意見

国からの補助金を受け取ることにはできないものの、実態を見れば経済的にも社会的にも当該事業の支援対象者は少ない方がよい。児童養護施設等を退所した時点で自宅に戻る、もしくは自立することができれば、自立支援対象者では無くなる。そのため、福井県としては、自立支援対象者が 5 名以内となる現在のような状況を維持すべきである。自立支援対象者が少ない状況の実現が養護施設等の取り組みの結果であるならば、県として積極的にこうした養護施設等の運営を評価すべきである。

IV-14-4 母子寡婦福祉活動事業費

【予算額、決算額および指標の推移】

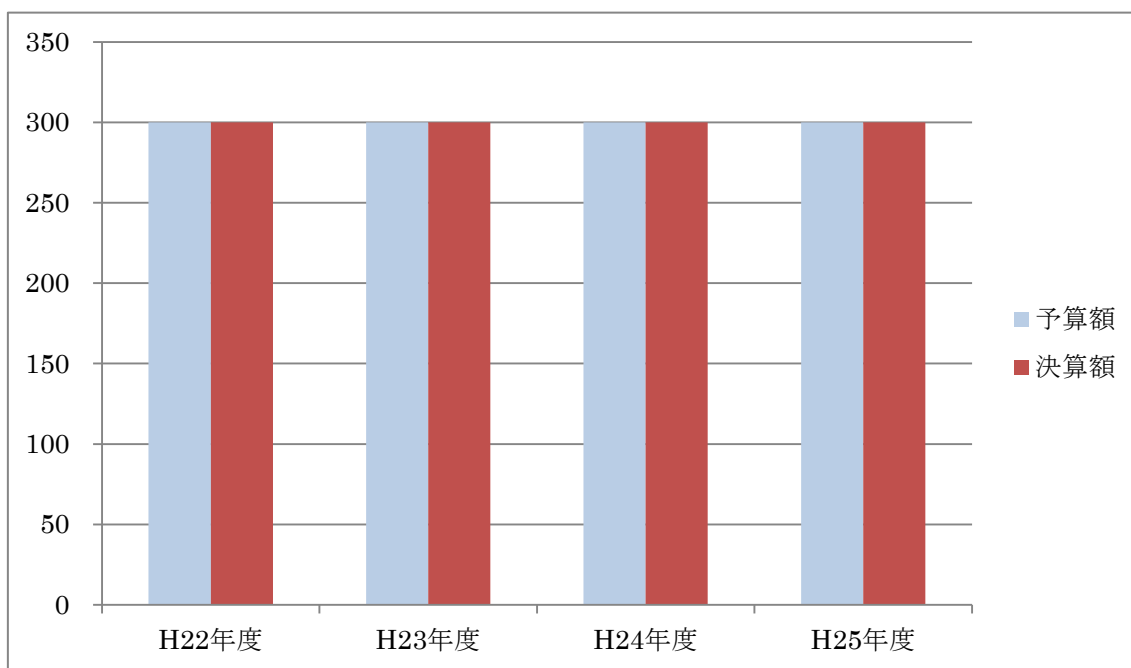
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	300	300	300	300
決算額（千円）	300	300	300	300

（事業効果の推移）

活動	事業回数（回）	16	16	16	16
指標					
成果	会員数（人）	1,680	1,532	1,389	1,411
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額及び決算額ともに毎年度 300 千円で一定である。活動指標は横ばいであり、成果指標は減少傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	母子家庭および寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、母子家庭および寡婦の自立の促進と福祉の向上を図る。
事業内容	福井県母子寡婦福祉連合会が行う事業に要する経費に対して補助する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

母子寡婦福祉活動事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「母子寡婦福祉活動事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「母子家庭および寡婦の生活の安定であり、福祉が充実した社会の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・ホームページや冊子による事業の広報。
- ・全体的アプローチ・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

他部署との協力により有効性の拡大が見込まれる事業である。福井県母子寡婦福祉連合会が行う事業の中心は相談事業、就労支援および生活支援である。就労支援に関する事業であれば産業労働部などとかなり関係が深く、また児童福祉に関する事業でもあることから、教育関係部署にも関係が深いと考えられる。そのため、福井県庁内における部署間の積極的な協力体制の構築が必要である。

○指標について

活動指標として「事業回数」の1つ、成果指標として「会員数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

現在の指標も妥当ではあるが、そもそも福井県が福井県母子福祉連合会に補助金を支出する趣旨は、母子家庭および寡婦の生活向上であると考えられる。そこで、「就労支援」や「生活支援」の実績を入れるなど、生活支援に直接関連するような成果指標を設定することが望ましい。また、福井県母子福祉連合会の主たる事業が相談事業であり、活動指標としては相談事業に関するものを設定することが考えられる。

意見

活動指標、成果指標ともに目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○福井県母子寡婦福祉連合会の会員数について

当該事業の補助先である福井県母子寡婦福祉連合会の会員数は減少傾向にある。

意見

福井県は事業の3Eを確保するため、福井県母子寡婦福祉連合会の会員数が増加するような指導を行わなければならない。当該事業の目標達成を想定すると、加入率向上のためには、まず福井県母子寡婦福祉連合会の存在とその活動を周知することが重要である。そのためには、市町における離婚届出窓口との連携が重要であり、効果的にサポートできるように取り組む必要がある。

【公平性について】

○福井県母子寡婦福祉連合会の加入率について

県は福井県母子寡婦福祉連合会を補助対象としているが、公平性を担保するためには当該団体が母子家庭の母および寡婦の全員に認知されており、かつ相当割合の人が加入する必要がある。

意見

公平性の観点からも加入率は上げないといけない。加入率向上のための提言は前述の通りである。

○父子家庭について

最近では、母子家庭では無く父子家庭も含めて「ひとり親家庭」との区分が一般的である。各種福祉制度においても、「ひとり親家庭」を対象として事業を推進するケースが増加してきている。

意見

父子家庭や寡夫について公平性が問題となるが、補助対象団体の福井県母子寡婦福祉連合会では、母子家庭だけではなく父子家庭も加入対象となっており、加入段階での公平性には問題はない。ただし、父子家庭も含めてひとり親家庭を対象とするのであれば「福井県母子寡婦福祉連合会」の名称変更を検討すべきである。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しが行われる。事業の性質から内容が変更されることはほとんどない。

意見

これまで予算執行額が横ばいで推移しているように、制度の抜本的な見直しは図られてきていない。事業内容を踏まえると急激な制度変更を伴うものでは無いと考えられ、見直しが頻繁に行われていないことをもって課題があるとは言えない。ただし、上述したように社会情勢の変化に伴い、現在の事業名称は事業内容を適切に示していない。今後、名称の変更について検討が必要である。

○コストについて

支出される金額は、福井県母子寡婦福祉連合会が行う事業に対する補助金である。そのため、コストを削減するためには補助金額を減額するしか方法はない。なお、補助金額は300千円と每期一定である。

意見

補助金額がここ数年間は同じであるが、内容がほぼ一定であることを踏まえると金額が一定であることに問題は無い。ただし、事業開始から50年以上が経過していることから、単純にコスト削減を意図するのではなく、当該事業の趣旨や意義、事業内容等についても適切に把握することが必要である。

IV-14-5 遺児就学等激励事業費

【予算額、決算額および指標の推移】

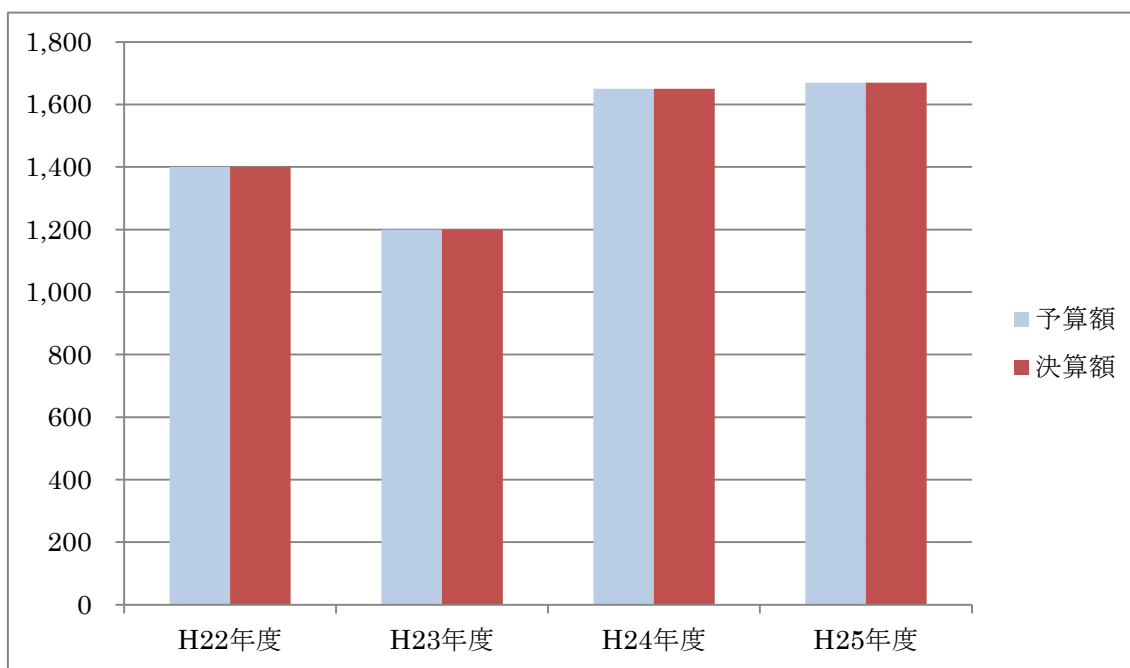
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	1,400	1,200	1,650	1,670
決算額（千円）	1,400	1,200	1,650	1,670

（事業効果の推移）

活動					
指標					
成果	実績人数（小学校）（人）	8	3	12	8
指標	実績人数（中学校）（人）	24	24	26	30

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額及び決算額ともに年度によって増減があるものの、これは対象となる遺児の人数が年度によって増減するためである。成果指標のうち「実績人数（小学校）」は年度により増減があり、「実績人数（中学校）」は上昇傾向にある。

【事業の目的と概要】

事業目的	交通事故等により保護者を失った遺児に就学支度金を支給することにより、義務教育就学の安定と福祉の増進を図る。
事業内容	交通事故、労災、病死、天災等で、父母または後見人を失った児童が小学校・中学校に入学する場合、支度金を支給する。 対象：小・中学校に入学する交通災害遺児等で、その属する世帯が住民税、所得税が課せられていない者。 小学生：40,000円　中学生：45,000円

【法規性について】

<検討の対象とした事業>

遺児就学等奨励事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「遺児就学等奨励事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「遺児を健全に育成できる社会の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・県のホームページ上での事業内容掲載及び市町の広報誌等への事業内容掲載依頼。

- ・全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

当該事業の運営費は、すべて寄付により造成された基金によってまかなわれている。社会の善意により実施されている事業であり、当該事業について全ての県民に周知する必要がある。その上で、当該事業に賛同する県民からさらに寄付が集まる環境を醸成していくことが、基金を任された県の責務であると考えられる。

○指標について

活動指標は設定されていない。成果指標は「実績人数(小学生)」と「実績人数(中学生)」の2つである。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

活動指標と位置付けるか成果指標として位置付けるかはともかく、実績として示すことができるのは、現状掲げられている2つの指標と考えられる。なお、成果指標に追加するとすれば、基金制度を広く周知することができたことの効果を示す「年間寄附の金額」とすることが考えられる。

意見

活動指標および成果指標に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

各市町で児童扶養手当の支給状況等により対象遺児の網羅性を確認しており、公平性に問題は生じない。補助の対象は「世帯が住民税、所得税が課せられていない者」となっている。

意見

福祉事業であるため、所得制限に設けられている。ただし、社会通念上の判断からすれば、公平性についての課題とは言えない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業は昭和45年度に開始されており、45年を経過してなお継続している事業である。

意見

義務教育が中学校までであることは45年前と変わらないが、高校進学を取り巻く環境は45年前と大きく変わっている。財源として基金を利用するか否かは別として、高校入学まで対象範囲を拡大について検討することも考えられる。福井県は他の都道府県と比較しても「教育県」としての立場を前面に打ち出しており、こうした事業に取り組む姿勢を積極的にアピールできる事業でもある。

○コストについて

当該事業において支出されるのは、小学生40千円と中学生45千円の支度金である。単価については、直近では平成22年度に改正されている。

意見

支度金の金額が妥当か否かは、その時の物価水準による。今後、消費税が10%となれば、改定を検討する必要がある。

【その他】

○事業の継続性

当該事業は民間からの寄付による組成された基金を利用した事業である。

意見

財源となる基金がなくなることに伴い、事業を縮小もしくは廃止することの選択は重大な問題である。基金を組成した時代から資金運用環境が大きく変わっており、運用益のみで事業を実施していくことが困難となる可能性がある。こうした事態を回避するために、毎年寄付が集まるような仕組みを作っていく必要がある。

IV-14-6 虐待防止・対応強化事業

【予算額、決算額および指標の推移】

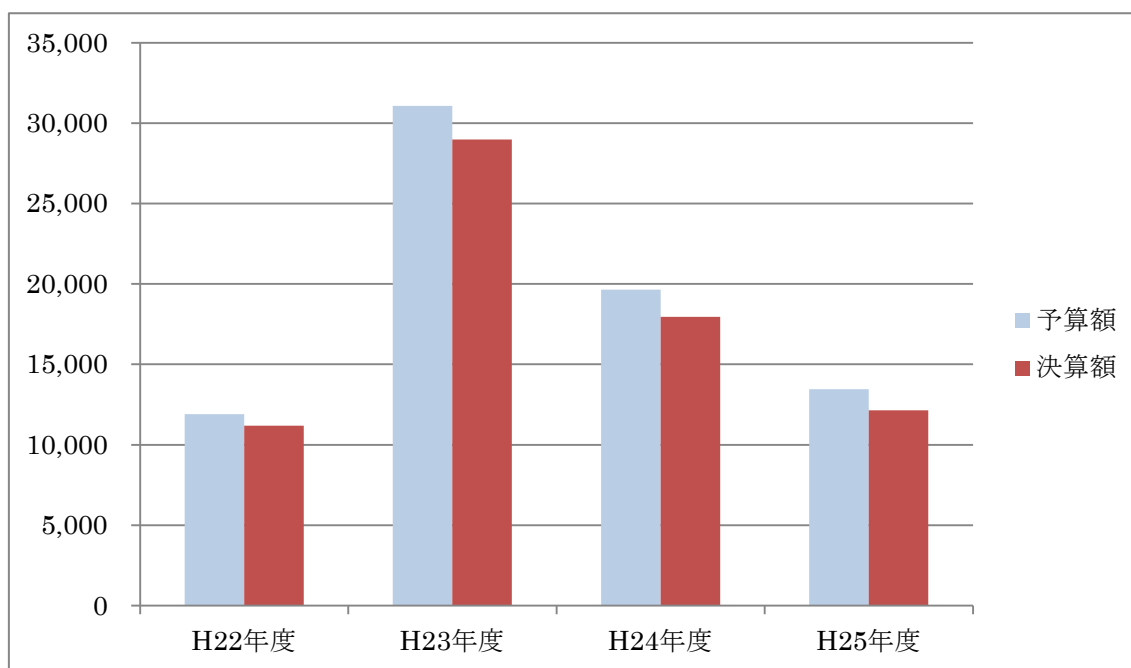
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	11,899	31,076	19,637	13,460
決算額（千円）	11,190	28,992	17,945	12,140

（事業効果の推移）

活動 指標	研修会等の開催数（回）	95	95	93	94
成果 指標	児童相談所虐待相談対応件数（件）	181	166	210	232
	研修会等の参加人数（人）	1,259	1,358	1,388	1,236

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額及び決算額ともに平成23年度に大きく増加一方、翌平成24年度には減少し、平成25年度には平成22年度の水準にまで戻っている。これは、平成23年度に事業細目の児童虐待防止対策緊急強化事業が開始されたため、予算決算額ともに増加したものの、その後予算が削減され当初の水準に戻ったためである。活動指標は横ばいであり、成果指標のうち「児童相談所虐待相談対応件数」は増加傾向、「研修会等の参加人数」は年度により増減がある。

【事業の目的と概要】

事業目的	虐待など児童に関する諸問題の解決のため各事業を実施し、再発防止や児童の処遇の向上を図る。
事業内容	<p>①育児不安解消サポート事業 健康福祉センターにて、専門家の指導を受けながらグループワークを行い、知識や気持ちの共有を行うことで育児に関する不安を解消し子育てを支援する。</p> <p>②地域ぐるみ児童虐待防止体制整備事業 要保護児童対策協議会の開催（年1～2回） 市町職員等児童虐待防止研修会の開催（年3回）、児童虐待防止専門研修会の開催（嶺北、嶺南地域 各1回、健康福祉センター 各1回） 虐待対応スーパーバイザー養成研修（職員を研修会に派遣） 法的対応相談</p> <p>③児童虐待防止対策緊急強化事業 児童虐待防止のための広報啓発活動、児童相談所職員の資質向上の研修</p> <p>④24時間365日児童相談事業 夜間、土、日、祝日に相談を行える専門相談員の配置</p> <p>⑤虐待対応カウンセリング強化事業 総合福祉相談所において、虐待を行った保護者に対し精神科のカウンセリングを実施する。</p>

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

地域ぐるみ児童虐待防止体制整備事業

<理由>

事業カルテ上の事業数は5つとなっており、「育児不安解消サポート事業」、「地域ぐるみ児童虐待防止体制整備事業」、「児童虐待防止対策緊急強化事業」、「24時間・365日児童相談事業」及び「虐待対応カウンセリング強化事業」に区別される。このうち、国庫を財源とせず県が独自に実行予算を組んで実施する事業の中で、最も予算規模の大きい「地域ぐるみ児童虐待防止体制整備事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「虐待の早期発見や未然防止」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・毎年の子童虐待防止推進キャンペーンの実施。
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県は「地域のすべての人が子どもは宝と考え・・・」という立場を基本方針としている。児童虐待の未然防止は基本方針に沿ったテーマでもあり、福井県の姿勢を県民に示すための有用な事業である。特に、福井県全体がこの問題に対し一丸となって取り組む姿勢を内外に示すことが重要である。

○指標について

活動指標として「研修会等」の開催数の1つ、成果指標として「児童相談所虐待相談対応件数」と「研修会等」の参加人数の2つが設定されている。

数値目標は設定されていない。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見

事業の内容は 5 つに区分される。カルテ本来の利用方法を踏まえると、できる限り事業細目ごとに指標を設けるべきである。カルテの様式は活動指標および成果指標について、それぞれ 2 つの指標を記載することが基本となっているが、場合によっては欄を追加して記載することもある。当該事業の場合、金額的重要性の低い児童虐待防止緊急強化事業と虐待カウンセリング強化事業を除いた残りの 3 事業細目について、それぞれ指標を設定する方法も考えられる。

成果指標として現在示されている「児童相談所虐待相談対応件数」や「研修会等の参加人数」は、実際の活動結果に関する測定値でもあることから、むしろ活動指標とすることが考えられる。当該事業の目的には「虐待など児童に関する諸問題解決のために」との文言が入っている。そのため、成果指標としては、虐待等に直接触れる機会のある関係機関の対応力や意識の向上を示す計数とすることが必要である。これについては追加的なコストを要するものの、アンケートを実施し状況を確認することが望ましい。なお、「虐待認知件数」について、認知率の問題もあり当該事業に関する直接的な目標とはならないが、事業をより深く理解するためにもデータとして示されることが望ましい。

意見

できる限りで数値目標を設定すべきである。「目標管理」は 3 E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

基本となる事業は、児童相談所や市町の窓口における体制強化である。そのため、サービスの地域偏在といった問題はない。ただし、虐待対応カウンセリングについては、総合福祉相談所のための配置となっている。

意見

公平性を追求するのであれば、全市町に児童相談所を設置すべきである。しかし、事務執行予算の制約もあり、全市町について直ちに児童相談所を設置することは現実的でない。現在、福井市に総合福祉相談所が、敦賀市に児童相談所がそれぞれ設置されている。これで十分であるかの判断については、虐待の問題等にかかわっている教育機関や市町の意見を聞いてみるべきである。その上で、社会的なニーズを伴うのであれば、設置箇所の拡大を含めた検討が必要である。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。

意見

平成23年度には国の事業により大幅な支出の増加があり、事業内容が拡充されている。その後、平成25年度に決算額は増加前の水準にまで戻った。国の方針に従って対応することが必須であるとしても、県として適時性があったかどうかの検証は必要である。平成24年度以降に予算額が縮減されていることについて、虐待などに直接かかわっている教育機関、市町および児童相談所などの現場がどのように感じているかを把握することが望ましい。他の事業施策との関連もあるが、社会的なニーズがあったことを確認できるのであれば、少なくとも事業の財源を国庫に頼ることなく県独自の予算を利用して実施することを検討すべきである。

○コストについて

当該事業は研修費用と総合福祉相談所および児童相談所の人件費が主な支出内容となる。平成25年度現在、決算額の約64%を占めるのは、24時間・365日児童相談事業の人件費である。コストを削減するためには、研修費用を削減するか人件費を削減するしかない。

意見

児童福祉の面からすると、社会全体のコスト負担を考えても虐待の未然防止は費用対効果が高い。特に24時間・365日児童相談事業は常時対応ができる点で、共働き率日本一を誇る福井県にとって有効な手法である。ただ、その費用対効果をはっきり示すことができないため、24時間・365日児童相談事業の人件費7,741千円を評価することが困難な状況にある。今後の施策立案のためにも、成果目標の設定と分析は必須である。

また、虐待などの相談については、まず市町の窓口が受け付け、対応が困難な案件を総合福祉相談所や敦賀児童相談所が対応している。そのため、市町職員の質の向上と早期対応が最終的にはコスト削減につながる。外部監査としては、研修事業と早期対応をうたっている所管課の方針に合理的な理由があると判断した。

IV-14-7 スクールソーシャルワーカー配置事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	8,349	12,938	12,938	13,418
決算額（千円）	7,896	11,466	10,257	11,622

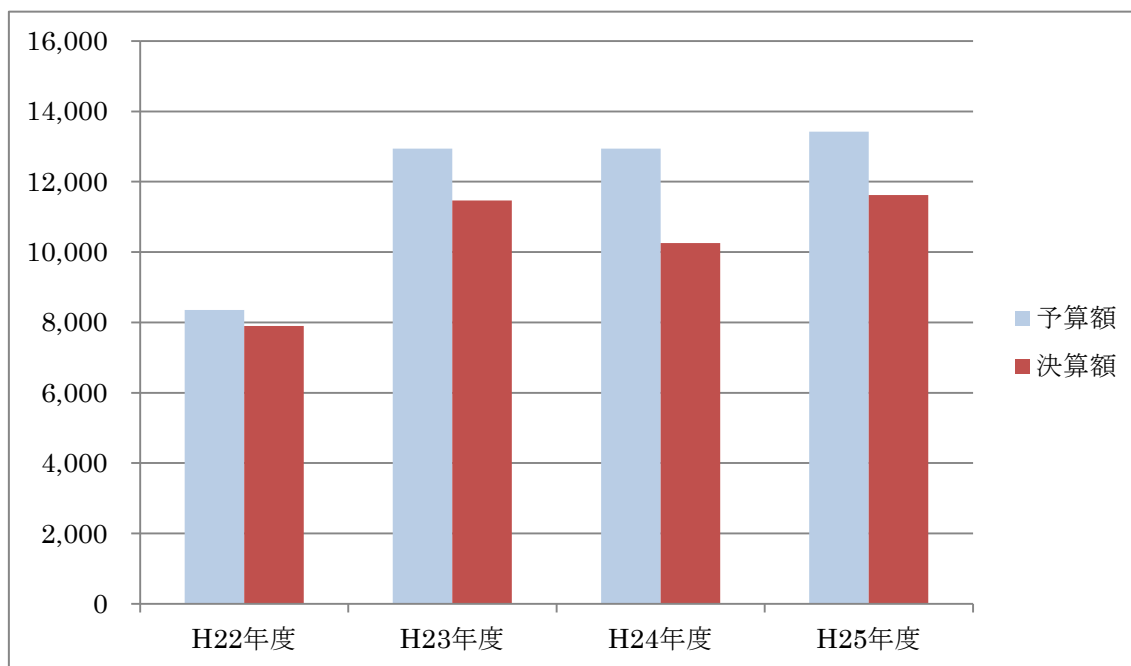
（事業効果の推移）

活動	配置市町数	9市町	17市町	17市町	17市町
指標	対応事案数（件）	286	269	349	366
成果	不登校出現率（小学校）（%）	0.28	0.27	0.23	—
指標	不登校出現率（中学校）（%）	2.42	2.08	2.09	—

※成果指標の不登校出現率は、不登校児童人数／在籍児童数×100%により算定している。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額は平成23年度に増加し、その後は若干の増減があるものの横ばいである。この予算執行額は、配置するスクールソーシャルワーカーの保有している資格により増減する。活動指標のうち「配置市町数」について、平成23年度に17市町となり県内全市町に配置されており、上限値となっている。もう一つの活動指標である「対応事案数」については増加傾向にある。成果指標である「不登校出現率（小学校）」および「不登校出現率（中学校）」については、年度によって上下があるが、率としては低い水準を維持している。

【事業の目的と概要】

事業目的	社会福祉等の専門的な知識を持つ人材を配置し、家庭、友人関係等、児童・生徒を取り巻く環境の問題を解決する。
事業内容	社会福祉士、精神保健福祉士または元教員等、福祉や教育についての経験を有する者を「スクールソーシャルワーカー」として県内17市町に配置し、問題を抱える児童・生徒の家庭等への働きかけをおこなうとともに、福祉関係機関等とのネットワークの構築や学校内における問題解決のための体制構築・支援を行う。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

スクールソーシャルワーカー配置事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「スクールソーシャルワーカー配置事業」を検討対象とした。

<検討結果>

検査確認日の実効性について、Ⅱ－1と同様の内容が発見された。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「不登校やいじめ等、児童生徒の諸問題行動に対して、未然防止・初期対応、自立支援のそれぞれの段階で福祉的サポートを実施し、諸問題行動をなくすこと」である。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、義務教育課である。事業を実施している義務教育課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることを明確に認識している。義務教育課としては、子ども家庭課に言われるまでもなく義務教育課として行うすべての事業が子育て対策であるとの認識である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会実施、ガイドラインの作成による事業の周知及び学校や福祉関係部局への事業説明会の開催。
- ・全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については義務教育課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。すべての関連事業がこうでなくてはいけない。

○指標について

活動指標として「配置市町数」と「対応事案数」の2つ、成果指標として「不登校出現率(小学校)」と「不登校出現率(中学校)」の2つが設定されている。

数値目標の対象として不登校児童生徒数が示されており、小学生で110人、中学生で550人を下回ることが平成26年度の目標とされている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

事業内容から、活動指標、成果指標とも妥当である。なお、数値目標が不登校児童生徒数を対象としているため、成果指標も率だけではなく「不登校児童生徒数」そのものを示す方が分かりやすい。

意見

「子育て対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、所管課の指標がそのまま子育て対策の指標と整合していると考えられる。

意見

指標の一部に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は教育庁義務教育課の生徒指導・学校同和教育グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識しており、スクールソーシャルワーカー配置事業は子育て対策として有効であると判断している。

意見

子どもの健やかな成長のためには育つ環境が重要であり、児童等を取り巻く環境の問題への対応は子育て対策そのものと言える。そのため、当該事業が子育て対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、子育て対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

スクールソーシャルワーカーは県内全市町に配置されており、公平性に問題はない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、17市町全てに配置が完了し、今後は有資格者の人数増や研修会による充実を図る段階にある。

○コストについて

支出額は各市町への委託費であるが、内容はスクールソーシャルワーカーの人件費が大半である。

意見

スクールソーシャルワーカーの人件費については、有資格者とそうでない人で単価が異なる。福井県としては有資格者の人数増を方針としているので、今後のコストは上昇傾向となるが、これはやむを得ない。質の向上により費用対効果を上げる事に注力すべきである。

IV-14-8 スクールカウンセラー配置事業

【予算額、決算額および指標の推移】

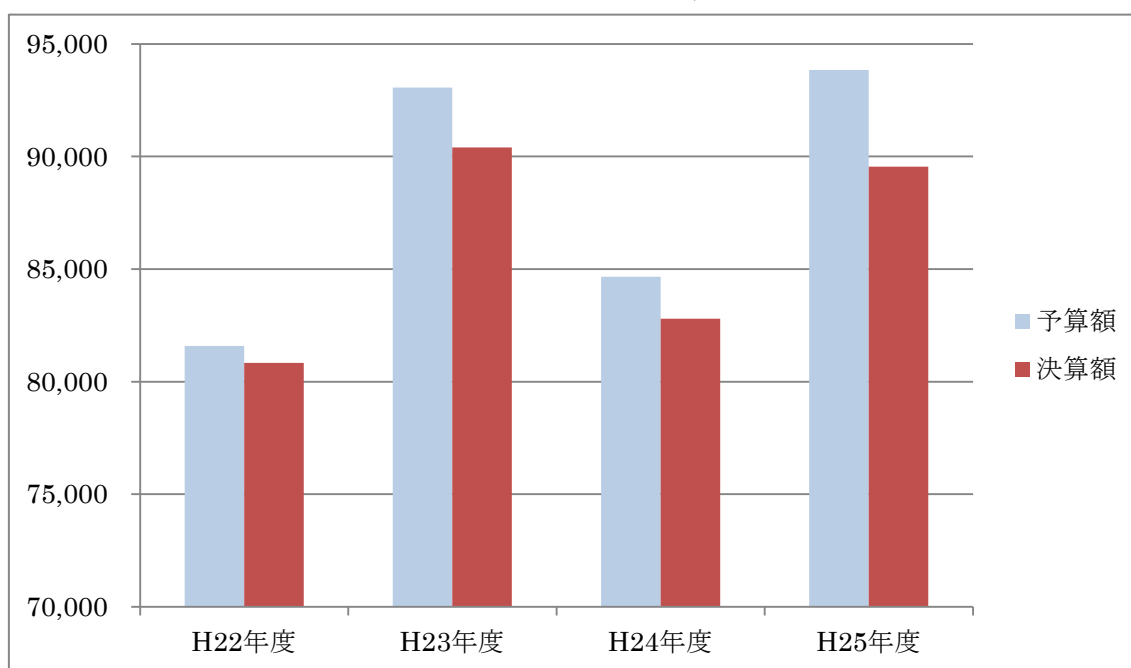
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	81,582	93,064	84,655	93,848
決算額（千円）	80,837	90,397	82,797	89,554

（事業効果の推移）

活動	配置学校数（校）	95	119	119	119
指標	相談延べ件数（件）	20,222	22,728	22,041	22,820
成果	不登校出現率（中学校）（%）	2.42	2.08	2.09	—
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額および決算額は年度ごとに増減が認められる。これは、スクールカウンセラーの資格によって報酬費が相違するためである。活動指標のうち「配置学校数」については平成23年度に119校となってから増減はない。もう一つの活動指標である「相談延べ件数」は平成23年度以降大きな増減はなく横ばいである。成果指標の「不登校出現率（中学校）」については平成23年度に2.08%となって以降は大きな変動はない。

【事業の目的と概要】

事業目的	いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動に対応するほか、児童・生徒の心のケアを行うための専門家を配置し、こうした問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決を図る
事業内容	<p>(1) 臨床心理士、精神科医、大学教授等（心理学専攻）をスクールカウンセラーとして小・中学校に配置し、児童・生徒へのカウンセリング、教職員および保護者への助言・援助を行う。</p> <p>(2) 被災児童・生徒へのカウンセリングを実施するため、援助緊急スクールカウンセラーを派遣し、被災児童生徒の保護者および教職員への助言を行う。</p>

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

スクールカウンセラー配置事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「スクールカウンセラー配置事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「不登校やいじめ等、児童生徒の諸問題行動に対して、未然防止・初期対応、自立支援のそれぞれの段階で福祉のサポートを実施し、諸問題行動をなくすこと」である。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、義務教育課である。事業を実施している義務教育課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることを明確に認識している。義務教育課としては、子ども家庭課に言われるまでもなく義務教育課として行うすべての事業が子育て対策であるとの認識である。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・スクールカウンセラーの資質向上のための研修会実施（年 3～4 回）、教育相談者に対する効果的な運用の徹底周知及びホームページや新聞等による県内外から人材募集。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度（5 年度毎）には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については義務教育課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。すべての関連事業がこうでなくてはいけない。

○指標について

活動指標として「配置学校数」と「相談延べ件数」の 2 つ、成果指標として「不登校出現率（中学校）」の 1 つが設定されている。

数値目標の対象として不登校児童生徒数が示されており、小学生で 110 人、中学生で 550 人を下回ることが平成 26 年度の目標とされている。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見

活動指標、成果指標とも現在設定されているものは妥当であるが、成果指標には小学校における不登校出現率を追加すべきである。なお、数値目標が不登校児童生徒数を対象としているため、成果指標も率だけではなく「不登校児童生徒数」そのものを示す方が分かりやすい。

意見

「子育て対策としての指標を別個設定し、それをカルテに示すことによって連動性を意識すべき」が、外部監査の主張である。当該事業の場合、担当課の指標がそのまま子育て対策の指標とみなしてよいであろう。

意見

指標の一部に目標値がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できる限りにおいて目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管は教育庁義務教育課の生徒指導・学校同和教育グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識しており、スクールカウンセラー配置事業は子育て対策として有効であると判断している。

意見

子どもの健やかな成長のためには児童の問題行動に対して適時適切な対応を行うとともに、児童の心のケアを行う必要がある。そのためには専門家の配置が必要であり、当該事業が子育て対策の一つとして有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、子育て対策の一部であることを意識して事業を継続すべきである。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

スクールカウンセラーは、県内の公立中学校 74 校すべてに対し配置されている。また、小学校については公立小学校 200 校中 45 校に配置しているが、その配置は学校の規模や不登校率などで決定している。配置されていない小学校についても、要請に応じてスクールカウンセラーを派遣しており、基本的に県内のすべての公立小中学校へスクールカウンセラーのサービスを受けることができ体制が整備されている。

【経済性について】

○事業の適時性について

カカルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成20年度から小学校でも配置がはじまり、平成25年度現在では、配置が不要な一部地域を除き、すべての学区をカバーする体制を整備している。

○コストについて

支出額はほぼスクールカウンセラーの人件費である。コスト削減のためには、こうした人件費の削減が必要となる。

意見

事務執行にかかるコストのほとんどが、専門家の人件費である。ただし、専門家の人件費の削減はカウンセリングの質の低下を引き起こす可能性があり、コストの削減がかならずしも良い結果を生まないと考えられる。福井県としてはむしろ、質の向上により費用対効果の方に注力すべきである。

IV-15 両立支援制度の充実に係る事業

IV-15-1 0歳児育児休業応援企業奨励事業

【予算額、決算額および指標の推移】

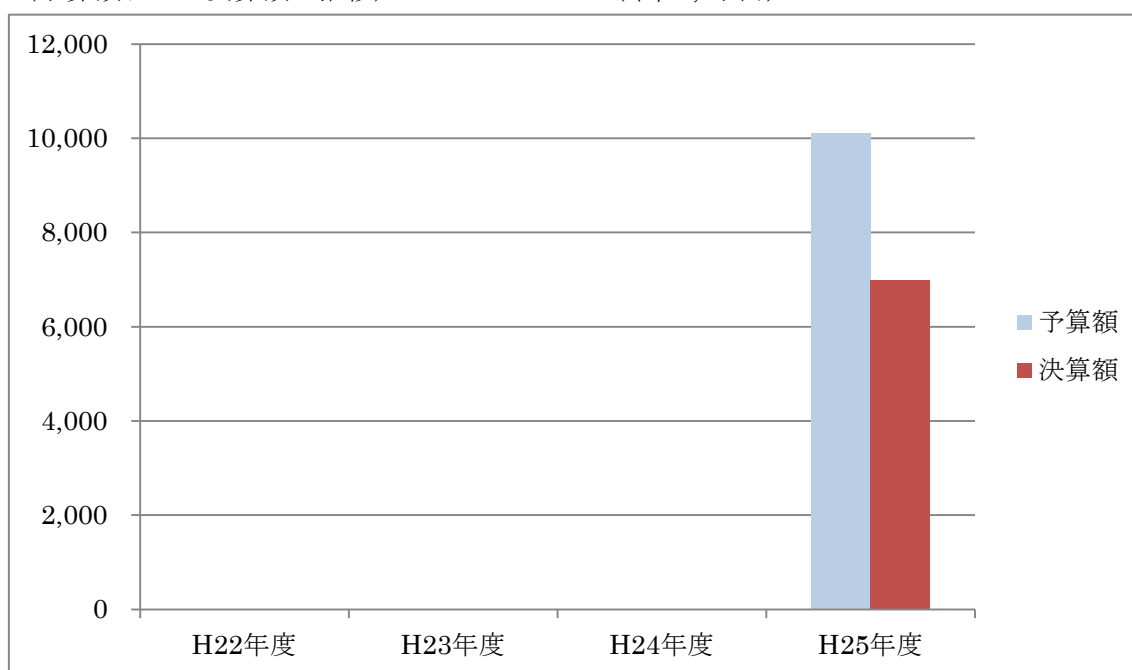
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）				10,123
決算額（千円）				7,000

（事業効果の推移）

活動	支給企業数（先）				35
指標					
成果					
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成25年度から開始された事業である。平成25年度の予算額10,123千円に対し、決算額は7,000千円と執行率は若干低い。活動指標は「支給企業数」のみで35社となっている。

【事業の目的と概要】

事業目的	出産・育児のために仕事を辞めることなく、子育てと仕事の両立を図ることができるよう、子どもが1歳になるまで育児休業を取得しやすい職場環境づくりを支援する。
事業内容	企業において初めて、子どもが1歳になるまでの育児休業を従業員が取得し、職場に復職した場合に奨励金を支給 (1) 対象企業 従業員100人以下の企業 (2) 支給額 20万円/社 (3) 事業期間 平成25年度～平成26年度

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

0歳児育児休業応援企業奨励事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「0歳児育児休業応援企業奨励事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「ほとんどの人が、子どもが1歳になるまで育児休業を取得するといった環境の実現」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・企業団体・社会保険労務士等への直接訪問による事業説明、チラシ配布による広報及び商工関係団体等の広報誌への事業内容の掲載。

- ・全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見
成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。また、担当課以外の他部署の協力をえることにより、事業の3E拡大を狙える側面もある。働きかける対象が企業の場合、当該事業のように産業労働部との連携が不可欠となる。この場合、産業労働部にも、目的達成(中小企業における育児休業の取得率アップ)に対する強い意識がなければならない。健康福祉部と産業労働部との間で意識の統一が必要である。

○指標について

活動指標として「支給企業数」の1つが設定されている。成果指標は示されていない。活動指標の数値目標は平成26年度目標で70社となっている。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されている

意見
活動指標は現在のものが最も妥当といえる。成果指標については、事業の目標に照らし県内企業における「育児休業取得事業所の割合」を設定することが考えられる。数値目標の70社は、平成25年度の実績35社を考えれば、妥当な数値と判断する。

意見
活動指標だけでなく、すべての指標に目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、成果指標を設定したうえで、当該指標の目標値を定めるべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

【公平性について】

○県内全域に対するサービスの提供について

当該事業を利用するか否かは、民間企業の判断に任されている。県内すべての企業について制度利用の機会が付与されており、その意味では地域的な公平性に問題は発生しない。

意見

県としては、当該事業の採用を県下の企業に対して強制ができない。そのため、利用する機会を提供するものである。公平性の観点からすれば、むしろ県下のすべての企業が当該事業を利用できるような機会を設けているかを検討すべきである。これについて、県では広報として個別企業・団体への説明会の実施とともに、新聞や商工団体会報誌への掲載を実施することで広く制度の周知を図っている。なお、広報をより効果的にするために、「ママ・ファースト」のようなわかりやすい標語を設定して周知を図ることも考えられる。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成25年に開始されたばかりであり、まだ見直しがなされていない。

○コストについて

当該事業の遂行に当たっては、事業の趣旨に賛同した企業の協力が不可欠である。福井県の事業支出は、こうした企業に対する奨励金のみである。また、こうした企業の協力を得るために、社会保険労務士に対して情報提供を行って広く周知することとしている。

意見

当該事業の遂行に当たり、専門家である社会保険労務士会に実働を任せたことは非常に合理的であると考えられる。

【その他】

○他の制度との連動について

県の子育て対策は、「1歳になるまでは親が育児休業を取り家で子育てをし、1歳から2歳までは短時間勤務と保育園を利用して子育てをする」との方針の下に実施されている。

意見

福井県が進める事業のうち、育児休業や短時間勤務の利用対象は0歳の乳幼児と実年齢が基準となっている。これに対し、保育園への入園等は4月を基準として行われる。乳幼児の誕生月との関係もあり、ケースによっては1年の育児休暇では対応できない可能性がある。育児休暇に対する考え方を3月までとするか、または保育所への入園を随時とするかなど、対応の検討が必要である。

IV-15-2 育児短時間勤務応援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

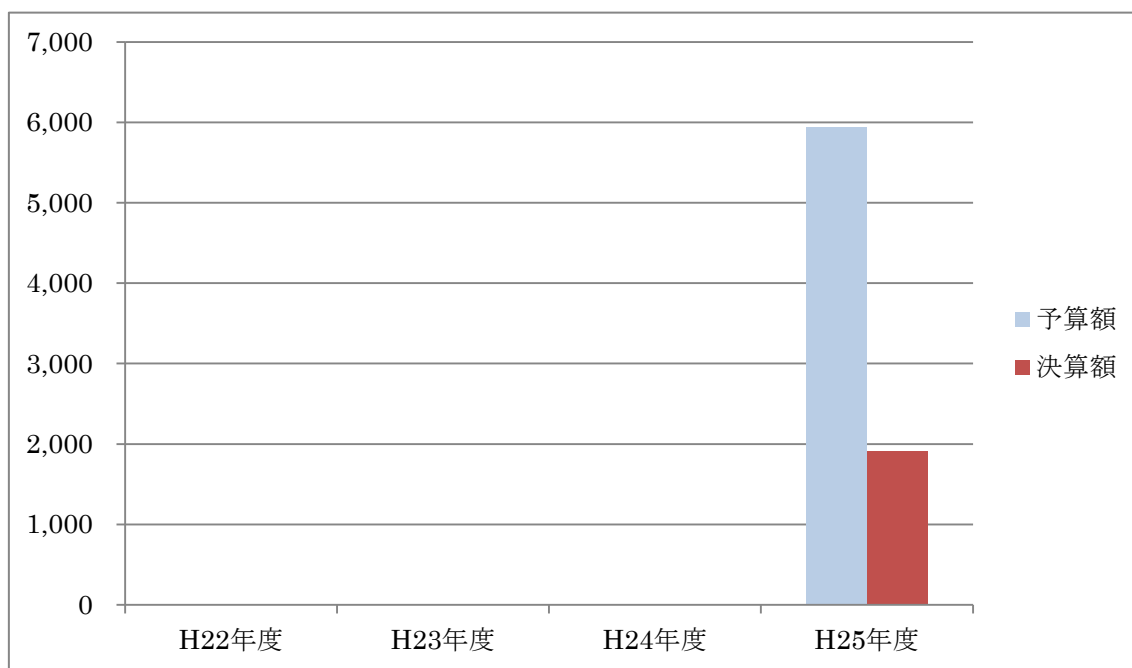
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）				5,940
決算額（千円）				1,907

（事業効果の推移）

活動	事業実施市町数				6
指標					
成果	事業申請者数（人）				59
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



平成 25 年度から開始された事業であり、平成 25 年度は予算額 5,940 千円に対し、1,907 千円の決算額となっている。執行額が低調に推移しているが、これは検証対象とした事業年度から開始された事業でもあり、平成 26 年度に入ってから申請した保護者もいたことによる。

【事業の目的と概要】

事業目的	1, 2歳の保育園児の保護者が、育児短時間勤務を活用して、保育所利用時間を短縮した場合に、当該園児にかかる保育料軽減分を助成することにより育児短時間勤務制度の活用を後押しし、ゆとりある働き方により家庭で子どもが育まれることを目的とする。
事業内容	1, 2歳の保育園児の保護者が、育児短時間勤務を連続して6か月以上利用し、これまでの保育時間を2時間短縮した場合、保育料の4分の1を助成する。

【合規性について】

<検討の対象とした事業>

育児短時間勤務応援事業

<理由>

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「育児短時間勤務応援事業」を検討対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「育児短時間勤務制度の活用による、ゆとりがある働き方と子育て」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・十分

ヒアリングを中心とした監査手続の結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・ 個別的アプローチ・・・チラシによる広報。
- ・ 全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

成功イメージを社会全体で共有することにより、3Eが向上する事業であることを意識した事業の推進が必要である。当該事業の内容については商工会議所等の経済団体を通じて積極的な広報が行われている。所属の方針に示されているように、対象者への周知も十分であろう。ただし、制度が少し複雑であることもあり、県民の方々全体への浸透はこれからであろう。当該制度の3Eは、育児短時間勤務への社会全体の後押しと密接にかかわる。「豊かな社会のため、福井県としては育児短時間勤務が常態となる必要があると認識している」ことを強くアピールすべきである。ただ、その前提として、福井県庁自身で育児短時間勤務が常態化している必要がある。

○指標について

活動指標として「事業実施市町数」の1つ、成果指標として「事業申請者数」の1つが設定されている。

カルテに数値目標は示されていないが、平成26年度の目標は事業申請者数90名である。

- ・ 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・ 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

活動指標および成果指標とも、現在のものを妥当と判断する。しかし、成果指標については制度により実現した「保育所利用時間短縮分」や「育児短時間勤務を活用している事業所の割合」なども候補として考えられる。

意見

数値目標についてはカルテに記載すべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。

平成25年度が事業の開始年度ということもあり、申請者数59名との水準は著しく低いとまで言えない。全国で初めて福井県が実施した事業でもあり、申請者がどの程度増えるのかは予想がつかないものの、少なくとも県として対象者のうちこの程度の割合は利用してほしいとの長期目標値を掲げ、当該目標値に照らして今後事業のあり方を検討していくことが期待される。なお、現在の目標90名は、平成25年度の申請者実績である59名と比較すると、あくまで短期的な目標であると推察される。全国で初めての事業であるため、その推進のためには県の強い意志を明確に示すことが重要である。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

制度利用市町が17市町中6市町と、半分に満たない。

意見

制度の特徴として、導入市町以外に住んでいる県民は当該事業を利用できない。早急に全市町において制度の利用が検討され、地域的な公平性の実現が望まれる。そのために、各市町だけではなく、最終的な事業の実施主体となる事業者に対して、県の取組みを周知していくことが必要である。特に、当該事業の推進に当たっては、利用を検討する事業者の負担を伴う。そのため、長期的な視野に立って、制度を広く周知していくことが望まれる。

○事業形態や業種による公平性について

国の育児短時間勤務等制度では、「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者」を対象外とすることを認めている。

意見

国の制度上、育児短時間勤務の対象外となった場合には、場合によっては県の事業を利用することはできない可能性がある。制度利用の対象外となりそうな業種として製造業があげられるが、職種的な区別による利用の制限について福井県としてどのように対応するかを考える必要がある。製造業が多い福井県の特徴を踏まえて、検討していくことが期待される。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。当該事業については、平成25年度に開始されたばかりであり、適時性について言えば事業開始時期が問題となるのみである。

意見

育児短時間勤務応援事業は国の制度を埋める福井県独自の事業であり、全国初の事業である。そのため、当該事業を実施するタイミングとしてはかなり早く、社会的ニーズを踏まえると適時性に問題はない。但し、短時間勤務普及に必須である事業者側の理解についてはまだまだ低い。そのため、今後、福井県としては育児短時間勤務に理解のない事業所に対する意識の変革についても、併せて取り組まなければならない。

○コストについて

県が支出するのは対象者が負担すべき対象園児に係る保育料の4分の1であり、対象園児の保育料は保護者の年収によって決定される。なお、事業推進により支出額は今後拡大する見込みである。コストの削減には補助率を下げるしか方法はないが、事業開始したばかりでもあり、今後の利用状況を踏まえて検討していく必要がある。

【その他】

○事業の位置づけと福井県のとるべき方向性

育児短時間勤務制度の骨格は国の施策に基づいて実施されており、当該事業は国の制度のすきまを埋めるものである。

意見

当該事業について、県内における対象者がそれほど多くなるわけではない。しかし、福井県は他の都道府県と比較しても共働き率が極めて高く、子育て支援の一環として当該事業を積極的に推進することの意味は大きい。事業が開始されて間もなく評価することが困難ではあるが、県の特性を踏まえた有益な事業であると考えられる。

IV-15-3 「子どもを育む企業」応援事業

【予算額、決算額および指標の推移】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	—	1,800	2,516	3,994
決算額（千円）	—	1,661	1,952	1,264

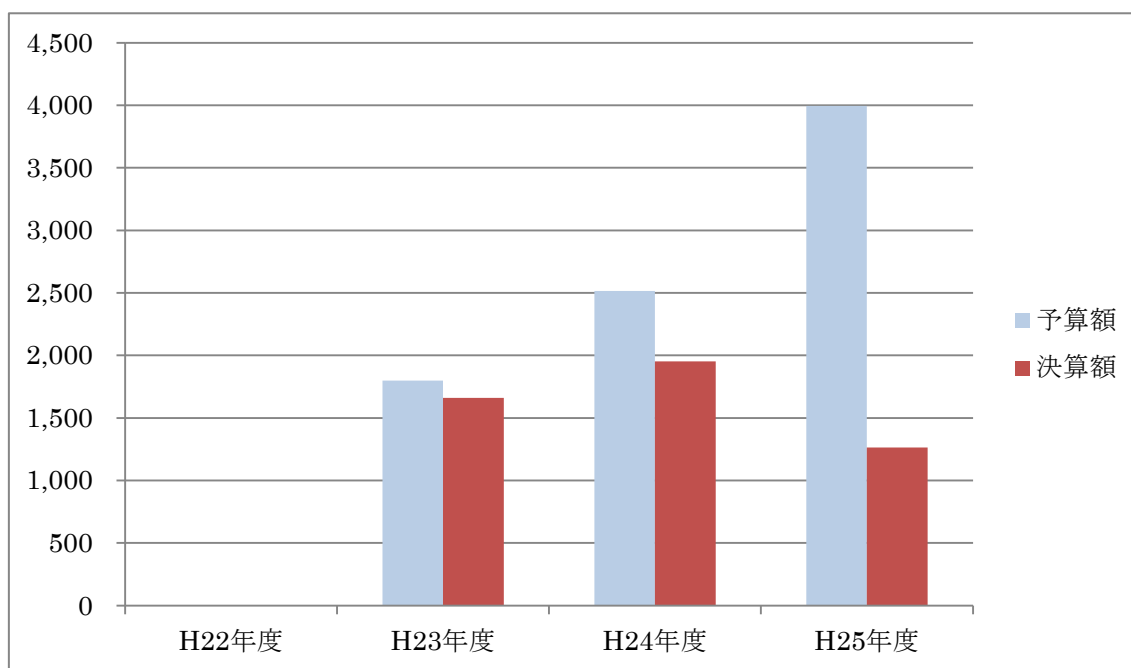
（事業効果の推移）

活動指標	企業子宝率調査企業数（先）	—	297	547	749
成果指標	「子育てモデル企業」の認定数（先）	—	7	8	5

※活動指標として掲げられている「企業子宝率」は、「従業員が当該企業在職中にもつことが見込まれる子どもの数」である。

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額は平成23年度の事業開始から増加し続けているが、決算額は平成25年度に減少に転じている。これは、平成24年度までは外部委託により広報を実施していたものを、平成25年度には県の媒体のみでの広報活動に切り替えたことによる。活動指標の「企業子宝率調査企業数」は増加傾向にあるが、成果指標の「子育てモデル企業の認定数」は平成25年度に減少している。これを受け所管課では、平成26年度の認定数20社を目指している。

【事業の目的と概要】

事業目的	本県独自の「企業子宝率」により企業評価を行い、数値が高く、子育て支援の取組が評価できる企業を「子育てモデル企業」として県内外に周知、応援することで、従業員の子育て環境を改善する企業の増加につなげる。
事業内容	<p>(1) 「企業子宝率」調査による「子育てモデル企業」として県内20社程度を認定する。</p> <p>(2) 「企業子宝率」に関するあらゆる情報を集約した企業子宝率ポータルサイトの開設や企業子宝率シンポジウムの開催により、効果的な情報発信に努める</p>

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

子どもを育む企業応援事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「子どもを育む企業応援事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

当該事業の成功イメージは、「両立支援に取り組む事業所が増加していくこと」である。外部監査は、この成功イメージについて具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあると判断した。当該事業は少子化対策事業として位置付けられているが、担当課は子ども家庭課ではなく、労働政策課である。事業の目的からも明らかなおり、事業を実施している労働政策課は当該事業が子育て対策として位置付けられていることを明確に認識している。

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課及び健康福祉部は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・子育てモデル企業チラシの配布及び県ホームページにおける企業子宝率調査や子育てモデル企業の取組み周知
- ・全体的アプローチ・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見

福井県が行う事業にはそれぞれ固有のゴールがあり、担当課がそれを強く意識するのは当然であるが、その事業が同時に他の部署におけるプロジェクトの関連事業と位置付けられている場合、当該事業担当者がそのことをどの程度意識しているかが、関連事業としての結果を大きく左右する。当該事業については労働政策課が実施する事業でありながら、子育て対策としての意識も強く感じられる。全ての関連事業がこうでなくてはならない。

○指標について

活動指標としては企業子宝率調査企業数の1つ、成果指標としては「子育てモデル企業」の認定数の1つが設定されている。

カルテには示されていないが、平成26年度の目標は活動指標である「企業子宝率調査企業数」は1,000社、成果指標である「子育てモデル企業の認定数」は20社である。平成25年度の実績からは、妥当な目標と言える。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・カルテに示されていない

意見

活動指標および成果指標ともに、当該事業に対する指標としては妥当と考えられる。しかし、成果指標の「子育てモデル企業」認定数については認定のハードルがかなり高いこともあり、かえって事業の推進を損なう可能性がある。そこで、平易な指標についても設置することが望ましい。一つの成果指標として、「子育て応援に賛同する企業数」を設定することも考えられる。

意見

目標値があるものの、カルテに反映されていない。事業の内容を明確に周知するためにも、目標値をカルテに記載しておくべきである。「目標管理」は3E向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである

○少子化対策または子育て対策としての事業の有効性

当該事業の所管課は、産業労働部労働政策課の労働環境改善グループである。担当者は子育て対策として位置付けられていることを認識しており、「子どもを育む企業」応援事業は少子化対策として有効であると判断している。

意見

企業で働く者にとって、子育て対策に企業の協力は必須である。そのため、企業に着目して実施する当該事業について、少子化対策および子育て対策として有効であるとの所管課の判断は妥当である。今後も、少子化対策および子育て対策の一部であることを意識して、事業を継続すべきである。

○「子育てモデル企業」の認定について

当該事業の最終的な目的は、「子育てしやすい企業を増やす」ことである。そのために、子育てしやすい環境の企業を「子育てモデル企業」として認定し、こうした企業を支援することを事業の柱としている。

意見

事業が有効であるためには、「子育てモデル企業」が「子育てしやすい環境の企業」であることが必要である。県では、企業子宝率を通じて、企業規模別や業種別に数値が高く、子育て支援の取組みが評価できる企業を「子育てモデル企業」に認定している。今後も、県は企業子宝率調査の推進や子育てモデル企業への支援に力を入れるだけでなく、子育てモデル企業の優れた取組みを参考にして、自主的に子育てしやすい職場環境づくりに取り組む企業が増加するような施策を推進すると良い。

【公平性について】

当該事業は、「企業子宝率」の浸透を図り、企業で働く従業員の子育て環境の改善を目指す事業である。公平性に問題を生じるような事業内容ではなく、検討を省略する。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。

意見

当該事業では、平成26年にポータルサイトの開設を予定するなど、より実践的な方向に向かっている。社会的なニーズを踏まえ、適宜、事業内容の見直しが図られていると考えられる。

○コストについて

平成25年度の支出額として大きいのは、パンフレットの作成費用などの広報費用である。

意見

平成24年度までは外部委託により広報を実施していたが、平成25年度には県の媒体のみでの広報活動に切り替えている。平成25年度には本を出版することを目指しており、その買い取りのための予算を準備していた。しかし、本の出版ができなかったため、決算額が減少することとなった。広報の一環として本の出版を否定するものではないが、同じ予算額を利用して広報に取り組むのであれば、他の広報手段と比較して費用対効果を検討すべきである。

IV-16 施策の全体的な取りまとめに関する事業

IV-16-1 福井県元気な子ども・子育て応援計画推進事業

【予算額、決算額および指標の推移】

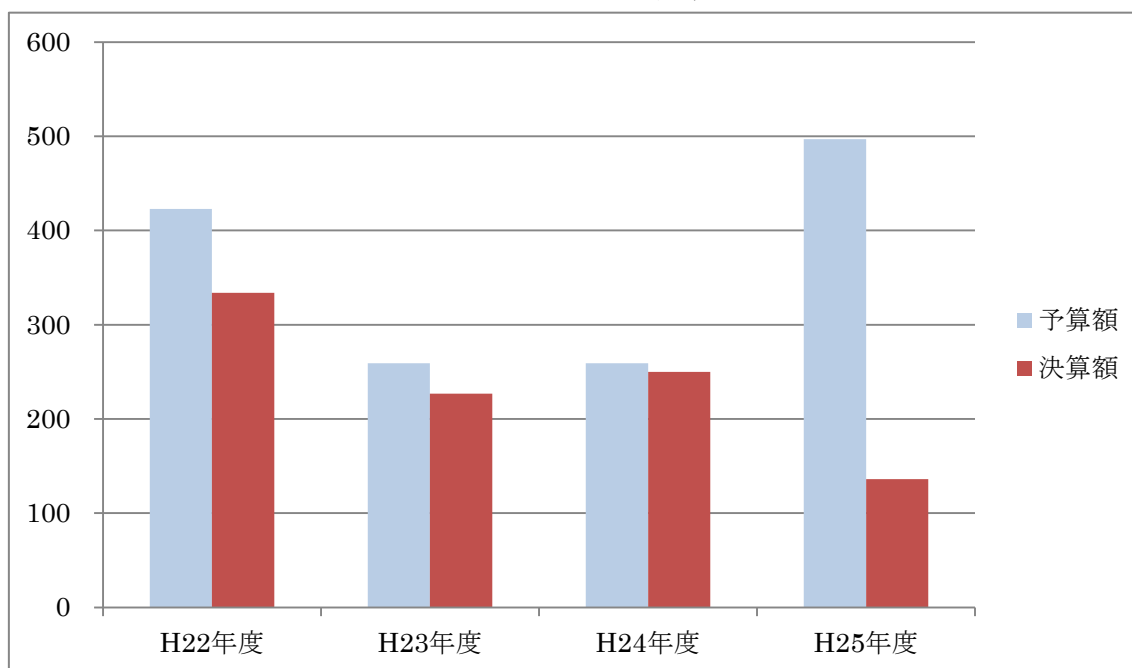
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
予算額（千円）	423	259	259	497
決算額（千円）	334	227	250	136

（事業効果の推移）

活動	会議開催回数	2	2	2	1
指標					
成果					
指標					

（予算額および決算額の推移）

（単位；千円）



予算額及び決算額は減少傾向となっている。平成25年度の予算額について大きく増加しているが、これは新たに「第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画」を策定するための実行予算として計上したことによる。ただし、実際の事務執行作業が遅れたことから、決算額が低い水準となっている。なお、活動指標は平成25年度を除き2回で同じである。

【事業の目的と概要】

事業目的	「福井県元気な子ども・子育て応援計画」の実効性を高めるため、地域で子育てに関わる者や企業経営者等が、計画の推進、管理を行う。また、子ども子育て支援施策の県民への浸透度や実施効果を検証するニーズ調査を踏まえた、今後の子ども・子育て支援施策に係る意見・提言を徴する。
事業内容	第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議の開催 (1) 委員 10名〔地域で子育てに関わる者（保育園・幼稚園、経営団体、労働者、行政関係者、学識経験者、子育て当事者、子育て支援事業者）〕 (2) 事業期間 平成22年度～平成26年度（5年間） (3) 協議内容 ①第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画の目的を達成するための各団体における主体的な活動の推進 ②第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画の策定

【合規性について】

＜検討の対象とした事業＞

福井県元気な子ども・子育て応援計画推進事業

＜理由＞

事業カルテに記載された事業は、当該事業のみである。そのため、「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進事業」を検討対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【有効性および効果性について】

○成功イメージの共有

担当課が示す当該事業の成功イメージは、「地域で子育てに関わる者が計画を推進、管理することによって「福井県元気な子ども・子育て応援計画」の実行性が向上すること」である。外部監査は、この成功イメージについて、具体性ありと判断した。

- ・成功イメージの有無・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・成功イメージの具体性・・・・・・・・・・・・・・・・十分

ヒアリングの結果から、実施主体との成功イメージの共有は高いレベルにあるものの、組織内部でのイメージ共有には不足する面があると判断した。

- ・成功イメージの実施主体との共有・・・・・・・・・・十分
- ・成功イメージの組織内部での共有・・・・・・・・・・不足

また、成功イメージを社会全体で共有するため、担当課は次のことを行っている。

- ・個別的アプローチ・・・・・・・・県のホームページによる事業計画の公開
- ・全体的アプローチ・・・・・・・・毎年度末に「福井県元気な子ども・子育て応援計画推進会議」へ計画の進捗状況を報告、また計画改定年度(5年度毎)には、計画策定委員会において、前期計画の実績及び新たな計画の審議経過を公開。

意見
実際に地域で子育てに関わっている 10 分野のメンバーが、「福井県元気な子ども・子育て応援計画」の推進、管理を行うための事業である。これは、「社会全体で子育てする」という福井県の方針にも合致している。

○指標について

活動指標としては、「会議開催回数」の1つが設定されている。

数値目標は設定されていない。平成 25 年度の会議開催回数が、いつもより少ない 1 回になっているのは、メンバーの日程調整ができなかったことによる。

- ・指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・あり
- ・数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・設定されていない

意見
事業の性質から、活動指標は「会議開催回数」しかない。一方、事業の内容が計画の進行管理であるため、成果指標の設定は少し難しい。成果指標本来の意味合いとは異なるが、計画の進行状況に対する 10 団体の評価を示しておくというのも考えのひとつである。

意見
目標値の設定がない。すべての指標には目標値があるべきというのが外部監査人の考えであり、できるだけ目標値を定めるべきである。「目標管理」は 3 E 向上の前提となるものといえる。数値目標があるだけで、成果の現れ方は変わってくる。特に活動指標・成果指標自体の妥当性や数値目標の妥当性は、その設定作業自体が成果を左右しかねない重要ポイントである。こういった小規模の事業でもそれは同様である。

【公平性について】

○県内全域サービス提供について

福井県元気な子ども・子育て応援計画の策定は、県内のすべての子育てに関わる人に効果が発現される。そのため、公平性の問題は生じない。

【経済性について】

○事業の適時性について

カルテが作成されている事業であれば、必ずその内容の見直しが行われる。少なくとも、基本的な事項については、1年に一度の見直しがなされる。事業の性質から、基本的な内容はあまり変更がない。当該事業は5年間隔で新たな計画を策定するので、平成26年度は、計画策定委員会が年4回開催される。

○コストについて

福井県元気な子ども・子育て応援計画推進事業は、計画の策定のための会議の開催と調査の実施が主な内容となっている。このうち、会議の開催については会議の構成委員がすべてボランティアであるため、要する支出は交通費のみである。そのため、これ以上のコストの削減は現実的でない。一方、調査の実施については、計画策定年度のみアンケート調査が実施されており、その費用として4,000千円程度が必要となる。コスト削減の余地があるとも考えられるが、事業効果を測定するためにもアンケート調査の頻度および範囲については非常に重要であり、コストを削減してまで取りやめを検討する事業ではないと考えている。

意見

福井県元気な子ども・子育て応援計画の策定のためのアンケート調査は、現在5年に一度、計画策定年度に実施されている。そのための費用が約4,000千円である。これが事務執行のコストとして高いか安いかは、計画に基づくその後の事業の成果次第と考えられるが、実際のところ福祉系の事業はこの「事業の成果」が見えにくい。他の事業で繰り返し述べていることであるが、子育て関連の事業の場合、「県民みんなの意識の変化」が事業の成果であることが多い。その「県民みんなの意識の変化」を測定できる唯一の方法が、アンケート調査である。計画策定時に実施される5年に一度のアンケート調査だけでなく、事業成果をタイムリーに把握するためにも、追加的にアンケート調査が実施する必要がある。今後の県の対応として、外部監査としては低コストで実現できるようなアンケート調査の手法について検討していくことを提案したい。

【その他】

○県民の意識調査のためのアンケートについて

アンケートは計画策定時のみ実施されており、5年に一度の実施となっている。

意見

県民の意識が短期間に変化することが想定されにくく、基本的に意識調査を毎年実施する必要はない。しかし、少子化対策や子育て対策は県の施策の中でも最重要課題であり、計画策定時のみ実施される5年に一度の調査では、実態把握の面で不足している。県民意識を汲み取る機会を増やすためにも、期間を5年間と固定するのではなく期間を柔軟に設定することを検討すべきである。